

平成18年12月定例会

横芝光町議会会議録

平成18年	12月5日	開会
平成18年	12月13日	閉会

横芝光町議会

平成18年12月横芝光町議会定例会会議録目次

第1号（12月5日）

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会の宣告.....	3
開議の宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期決定の件.....	4
諸般の報告.....	4
議案第1号ないし議案第18号の上程、説明.....	7
一般質問.....	34
椎名文雄君.....	34
永・貞・君.....	47
休会の件.....	61
散会の宣告.....	61

第2号（12月8日）

議事日程.....	63
本日の会議に付した事件.....	63
出席議員.....	63
欠席議員.....	63
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	64
職務のため出席した者の職氏名.....	64
開議の宣告.....	65
諸般の報告.....	65

一般質問.....	65
越川洋一君.....	65
杉森 汎君.....	82
川島富士子君.....	92
平山治布君.....	108
・梅喜作君.....	116
休会の件.....	131
散会の宣告.....	131

第 3 号（12月13日）

議事日程.....	133
本日の会議に付した事件.....	133
出席議員.....	134
欠席議員.....	134
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	134
職務のため出席した者の職氏名.....	135
開議の宣告.....	136
諸般の報告.....	136
一般質問.....	136
小川 征四郎 君.....	136
齊 藤 隆 君.....	149
議案第1号の質疑、討論、採決.....	166
議案第2号の質疑、討論、採決.....	173
議案第3号の質疑、討論、採決.....	173
議案第4号の質疑、討論、採決.....	174
議案第5号の質疑、討論、採決.....	176
議案第6号の質疑、討論、採決.....	176
議案第7号の質疑、討論、採決.....	179
議案第8号の質疑、討論、採決.....	181
議案第9号の質疑、討論、採決.....	182

議案第 10 号の質疑、討論、採決.....	182
議案第 11 号の質疑、討論、採決.....	183
議案第 12 号の質疑、討論、採決.....	183
議案第 13 号の質疑、討論、採決.....	184
議案第 14 号の質疑、討論、採決.....	185
議案第 15 号の質疑、討論、採決.....	185
議案第 16 号の質疑、討論、採決.....	186
議案第 17 号の質疑、討論、採決.....	186
議案第 18 号の質疑、討論、採決.....	194
空港問題対策の調査・検討の件.....	202
陳情の件.....	203
閉会の宣告.....	206
署名議員.....	207

平成18年12月横芝光町議会定例会

議事日程(第1号)

平成18年12月5日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第1号ないし議案第18号について(町長提案理由説明)
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(30名)

1番	齊藤隆君	2番	椎名文雄君
3番	木島昇君	5番	越川一雄君
6番	五木田平和君	7番	早川光彦君
8番	川島仁君	9番	杉森汎君
10番	・梅喜作君	11番	永・貞・君
12番	川島富士子君	13番	鈴木克征君
14番	野村和好君	15番	山崎貞一君
16番	鈴木輝男君	17番	伊・囿樹君
18番	嘉瀬清之君	19番	平山治布君
20番	深田正治君	21番	川島透君
22番	鈴木唯夫君	24番	伊藤良一君
25番	川島勝美君	26番	加瀬秀夫君
27番	渡辺豊君	28番	小川征四郎君

29番 越川輝男君 30番 鈴木俊君
 31番 越川洋一君 32番 屋英夫君

欠席議員(1名)

23番 八・健一君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	理事	海保英之君
理事	小川利昭君	理事	斉藤俊一君
総務課長	海保要君	企画財政課長	林英次君
環境防災課長	鈴木孝一君	税務課長	椎名茂道君
住民課長	瀬理和夫君	産業振興課長	高埜広和君
都市建設課長	小堀正博君	福祉課長	高蝶文徳君
健康管理課長	並木俊郎君	横芝行政 センター所長	伊藤賢二君
食肉センター 所長	竹内康男君	東陽病院 事務長	田鍋悦央君
出納室長	海保清一郎君	教育長	海保教之君
教育課長	山本照男君	社会文化課長	布施勇君
農業委員会 事務局長	大木一男君		

職務のため出席した者の職氏名

局長	越川岳	主幹	實川裕宣
書記	須合京子		

開会の宣告

議長（伊藤良一君） おはようございます。

平成18年12月横芝光町議会定例会の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、公私極めてご多忙のところご出席をいただき大変ご苦労さまでございます。

本定例会に提案されました議案は、条例の制定1件、条例改正1件、各種宣言5件、一部事務組合等に係る規約変更等の協議10件及び一般会計補正予算の18議案であります。議案の提案理由につきましては後ほど町長から説明があると思いますが、慎重審議をいただきますとともに、本定例会が円滑に議事を進められますよう、適正妥当な議決に達せられますよう切望する次第であります。

次に、・屋英夫議員におかれましては町村議会議員として35年以上在職をし、地方自治の発展に顕著な功労があったとして総務大臣から感謝状の贈呈があり、ただいま伝達をさせていただきました。どうか・屋議員にはますますご自愛の上、町政の進展と町民の福祉増進のため一層のご活躍を賜りますよう切にお願い申し上げまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

さて、2006年の年の瀬を迎え何かと気ぜわしい時期ともなり、寒さも一段と厳しくなってきました。議員各位には十分ご自愛の上、諸般の議事運営にさらなるご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

これより平成18年12月横芝光町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

開議の宣告

議長（伊藤良一君） 本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（伊藤良一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長から指名いたします。

6番議員 五木田 平和 君

28番議員 小川 征四郎 君

をお願いいたします。

会期決定の件

議長（伊藤良一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの9日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から12月13日までの9日間に決定いたしました。

諸般の報告

議長（伊藤良一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、陳情の付託についてご報告いたします。

今期定例会に受理いたしました陳情4件は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

次に、副議長川島勝美君から議員派遣について、お手元の印刷物のとおり報告がありましたので、ご報告いたします。

次に、本日、町長から議案の送付がありこれを受理いたしましたので、ご報告いたします。

次に、本日、八・健一君から欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

次に、9月21日に開催された匝瑳市横芝光町消防組合議会の報告をお願いいたします。

永・貞・君。

〔11番議員 永・貞・君登壇〕

11番（永・貞・君） 皆さん、おはようございます。

9月21日に開催された匝瑳市横芝光町消防組合議会9月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提出された案件は2議案でありました。

議案第1号は、平成17年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算認定であります。

歳入総額は10億7,462万1,181円、歳出総額は10億6,925万5,291円で、歳入歳出差引残額は

536万5,890円でした。

歳入の主なものは、構成市町からの分担金で10億3,632万円、そのうち横芝光町の分担金は3億8,411万3,000円であります。

2款は、危険物許認可手数料30件分で51万7,700円です。

5款組合債2,180万円は、高規格救急自動車購入に対して組合債を導入したものであります。

6款県支出金372万5,000円は、高規格救急自動車に対する補助金であります。

一方、歳出の主なものは、2款総務費で10億2,994万8,325円であり、主として106名の職員人件費や高規格救急自動車購入費用並びに各庁舎の維持管理費用などであります。

3款公債費は、起債の元利償還金で3,909万9,068円であります。

議案第2号は、匝瑳市横芝光町消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例及び匝瑳市横芝光町消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてであり、本案は、上位法である消防組織法が平成18年6月に改正されたことに伴い、引用条文を改正したものであります。

以上2議案はいずれも原案どおり可決承認されました。

これをもちまして、消防組合議会9月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔11番議員 永・貞・君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、9月29日に開催された山武郡市環境衛生組合議会の報告をお願いいたします。

・屋英夫君。

〔32番議員 ・屋英夫君登壇〕

32番（・屋英夫君） おはようございます。

去る9月29日に開催されました山武郡市環境衛生組合議会9月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に上程されました議案は2議案でありました。

認定第1号は、平成17年度山武郡市環境衛生組一般会計歳入歳出決算の認定であります。

歳入総額は10億9,460万4,267円、歳出総額は10億3,116万9,195円で、歳入歳出差引残額は6,343万5,072円でした。

歳入の主なものは、構成市町村からの負担金で8億6,000万円、そのうち旧横芝町の負担金は1億9,329万2,000円であります。

2 款は、ごみ袋や許可業者などからのごみ収集手数料で 1 億3,918万3,500円です。

4 款繰入金は、財政調整基金から1,600万円を繰り入れました。

6 款諸収入は、有価物売却益を主として1,974万4,936円の収入です。

一方、歳出ですが、2 款総務費は、職員 5 名の人件費やごみ収集袋販売委託料や分別収集計画策定業務委託料を主として5,531万2,728円でした。

3 款衛生費は、職員 9 名の人件費や施設運転管理業務、収集運搬業務などの委託料、年次計画で進めている施設整備工事を主として 4 億8,938万5,835円の執行額でした。

4 款公債費は、起債の元利償還金で 4 億8,568万7,676円です。

議案第 1 号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであり、本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を勘案して、18年10月 1 日より条例の一部改正をするものです。

2 議案はいずれも原案どおり可決承認されました。

以上をもちまして、山武郡市環境衛生組合議会 9 月定例会の概要報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔 3 2 番議員 ・ 屋英夫君降壇 〕

議長（伊藤良一君） 次に、10月 6 日に開催された東総衛生組合議会の報告をお願いいたします。

野村和好君。

〔 1 4 番議員 野村和好君登壇 〕

1 4 番（野村和好君） 10月 6 日に開催された東総衛生組合議会10月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提出された議案は、平成17年度東総衛生組合一般会計歳入歳出決算認定の 1 議案でありました。

歳入総額は 7 億7,128万8,334円、歳出総額は 7 億3,642万8,780円で、歳入歳出差引残額は 3,485万9,554円でした。また、差引残額のうち1,750万円を財政調整基金へ編入しました。

歳入の主なものは、構成市町からの分担金 4 億2,949万9,000円で、歳入総額の55.7%を占めております。

2 款は、し尿や浄化槽汚泥処理手数料を主として 3 億2,684万6,170円です。

一方、歳出の主なものは、2 款総務費で 1 億306万3,413円であり、主として一般職 9 名の人件費や庁舎の維持管理費用などです。

3 款衛生費は 3 億 7,038 万 2,625 円であり、主として一般職 12 名の人件費や施設関連の燃料費、電気料、修繕料並びに収集業務委託料などです。

4 款公債費は、起債の元利償還金で 2 億 6,263 万 8,116 円であります。

本決算については承認をされました。

これをもちまして、東総衛生組合議会 10 月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔 14 番議員 野村和好君降壇 〕

議案第 1 号ないし議案第 18 号の上程、説明

議長（伊藤良一君） 日程第 4、議案第 1 号ないし議案第 18 号についてを一括議題といたします。

町長から政務報告及び提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

木枯らしが走り出し、1 年を締めくくる師走を迎えました本日、平成 18 年 12 月定例議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましてはお忙しいところご参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

・屋英夫議員におかれましては、去る 10 月 19 日に永年にわたり地方自治の発展に顕著な功績があったとして総務大臣より感謝状が贈呈され、ただいま伝達式が行われました。心からお祝い申し上げます。また、35 年の永年にわたり町発展のためにご尽力をいただきまして、心から感謝申し上げます。

それでは、開会に当たり所感の一端を申し上げます。

ことしもあとわずかです新しい年を迎えようとしています。2006 年の年明けの後、合併前の横芝町・光町では 50 有余年の歴史を刻み、新しい町の発展を祈念しながら閉町の幕を引きました。そして、3 月 27 日に郡域を越えた 2 町合併を成立させ、新町「横芝光町」が誕生いたしました。

私事で恐縮とは存じますが、4 月の町長選挙におきまして、町民の皆様の負託によりまして新町「横芝光町」の町長に就任させていただき、早くも 7 カ月が経過いたしました。振り返りますと、私にとって日々新たな業務の連続でございましたが、今後これまでの経緯を踏まえまして、住民のだれもが心身ともに健康を保ち、安心して暮らせるようなまちづくりを

進めてまいりたいと考えております。

そして、去る9月6日には秋篠宮家に悠仁親王が誕生され、日本じゅうに明るいニュースが流れました。この明るいニュースがどうか来年につながってほしいと願うものでございます。

また、安倍晋三総理大臣は、9月26日に衆参両議院本会議で第90代の内閣総理大臣として指名を受けました。戦後生まれ初の総理大臣として、日本に生まれたことを誇りに思える「美しい国、日本」をつくっていきたいと「美しい国づくり内閣」が発足いたしました。所信表明演説においては、「美しい国、日本」をつくるためには「未来は開かれているとの信念のもと、たじろぐことなく改革の炎を燃やし続けてまいります」と述べておりました。そして、所信表明に盛り込んだ「地方の活力なくして国の活力なし」の観点から、やる気のある地方が自由に独自の施策を展開することにより「魅力ある地方」に生まれ変わるよう地方分権を進め、来年度から「頑張る地方応援プログラム」をスタートさせるそうでございます。

また、国の「骨太の方針2006」に基づく関係法令の一括した見直しに向けた地方分権改革推進法案が制定されました。地方分権改革の推進は、国及び地方公共団体が共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえ、それぞれが分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体がみずからの判断と責任において行政を運営することを促進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本理念としております。そして、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、3年間の時限立法で地方分権改革推進計画を作成することが閣議決定されました。これにより、国と地方の役割分担に関する具体的な見通し、内容を盛り込んだ地方分権一括法案は、2010年をめどに国会へ提出される見通しとなりました。

次に、11月7日に北海道の佐呂間町に発生した竜巻による災害で9名のとうとい命や多くの負傷者を出したニュースには大変な驚きを受け、被災者の皆様には心からお見舞いを申し上げ、改めて防災体制の重要性を認識させられたところであります。

そして、毎日のように報道される生徒のいじめによる自殺等も大きな社会問題となっております。当町では、子供たちが健やかに成長していけるよう、1人1人の人格と個性を尊重した教育の推進や地域社会との連携の強化などにより、このようなことのない学校を目指し、努力していかなくてはならないと考えております。

それでは、ここでさきの定例会から今日までの町政の取り組みや当面する課題などにつき

ましてご報告を申し上げ、議員各位を初め町民の皆様のご理解をいただきたいと思っております。

初めに、先日行われましたまちづくり懇談会には、議員の皆様、公私ともにお忙しいところをご参加いただきまして、まことにありがとうございました。まちづくり懇談会は、住民の視点で行政需要を把握し、住民と行政が協調したまちづくりを進めるため、小学校区単位の7会場で開催いたしました。地域住民の皆様のご参加をいただき、身近な問題から行政へのご提言などさまざまなご意見をいただきました。皆様の声を直接聞く機会を設けることは非常に大切であり、有意義な意見交換ができたのではないかと考えております。皆様からのご要望やご意見については行政改革大綱や新年度予算に反映させ、できることから実施してまいりたいと考えております。

また、町の花、木、鳥について、9月号の広報紙により募集を行い多くの応募をいただきました。先日、選考委員会でご協議をいただき決定を見たところであり、今議会終了後、議員の皆様方にはご報告を申し上げ、来年1月20日に予定しております合併1周年記念式典におきまして町民の皆様方にご披露してまいりたいと考えております。また、今議会に提案いたしました横芝光町の各種宣言についても、合併1周年記念式典におきまして披露してまいりたいと考えております。

次に、姉妹町、姉妹都市、友好都市交流についてであります。姉妹町（神奈川県松田町）、姉妹都市（長野県千曲市）、友好都市（山口県光市）の交流については、関係市町と協議の結果、交流を継続することで協議が整ったことから、11月3日に神奈川県松田町と姉妹町盟約書を、11月8日には長野県千曲市と姉妹都市盟約書を、11月26日に山口県光市と友好都市交流盟約書の調印式へ、議会議長、副議長にもご同席をいただき調印させていただきました。また、神奈川県松田町と長野県千曲市とは、大規模災害発生時の災害時における相互応援に関する協定も合わせて締結させていただきました。それぞれの市町と友好交流を深め、互いに切磋琢磨し、町の発展に資するようなおつき合いをさせていただきたいと思っております。

次に、総合計画策定についてであります。町の将来を見据え、新しい時代への的確な事業展開と健全な財政運営を行うため、今後10年間の町政運営の指針となる第1次横芝光町総合計画の策定を進めております。策定の進捗状況につきましては、9月に町民4,000人を対象に町民意識調査を実施し、有効回答数1,755票、回答率43.9%の回答をいただきました。集計分析結果をさきの議会全員協議会でご報告させていただいたところであります。

また、地方自治法に規定する総合計画審議会については、去る11月13日に第1回会議を開

催し、議会議員を初め農業委員会委員等、15名を総合計画審議会委員として委嘱するとともに、第1次横芝光町総合計画の策定について調査審議をお願いいたしました。

なお、今回の総合計画の策定に当たっては、広く町民の皆様の意見を反映すべく町民参加による計画づくりを推進しているところではありますが、その一環として、一般公募委員を含む15名からなるまちづくり住民会議を11月13日に開催いたしました。

また、町内各種団体等を対象とした各種団体等インタビューを11月15日から11月22日までの間に20団体の代表者の皆さんを対象に実施いたしました。これらの会議において出された町民または各種団体等の視点から見たまちづくりに関する意見要望等については、今後の計画策定に生かしていく所存であります。

第1次横芝光町総合計画は新町建設計画を基本とし、新町「横芝光町」の輝ける未来の発展に資する計画策定としたいと考えておりますので、議会におかれましても格別のご協力をお願い申し上げる次第でございます。

次に、去る7月に内閣府が公表した平成18年度年次経済財政報告によりますと、日本経済は、消費、投資、外需のバランスがとれた景気回復を続けているとされており、地方財政の歳入については、景気の回復を反映した個人所得や法人所得の増加、定率減税の廃止等の税制改正によって地方税は増加する見込みであると予測する一方、地方財政の歳出については、高齢化の進展等を背景に社会保障関係費が高まっているとともに、公共投資による公債費等残高は増大している状況にあるとされています。12月を向かえ来年度予算編成も本格化してまいりましたが、19年度当初予算編成に際しましては、国の財政構造改革の方向を適切に踏まえながら、持続可能な財政運営の確立に向けて歳入歳出の両面から財政の健全化を図ることを念頭に、限られた財源の重点的、効率的な配分に徹することといたしました。

なお、要求に当たっては、歳入歳出全般にわたり従来にも増して抜本的に見直す基本姿勢に立ち、基本構想策定までの間は新町建設計画に基づき、行政の速やかな一体性の確立と新町の将来像として掲げた「栗山川の流れがはぐくむ 人・自然・文化が共生するまち」の実現と、住民サービス及び住民福祉のより一層の向上と地域格差のない均衡ある新町の発展のための事業を最優先課題として、厳しい財政状況のもと、編成作業を進めてまいる所存であります。

次に、千葉県後期高齢者医療広域連合の設立についてご説明申し上げます。

先般の医療制度改革関連法の公布により、平成20年4月から後期高齢者医療制度が創設されることとなりました。この後期高齢者医療制度は、いわば現行の老人保健医療制度の改正

版で、対象者は老人保健制度と変わりませんが、医療給付を初めとする事務のほとんどが都道府県ごとに設立する広域連合で処理されるという点が大きな改正となります。この広域連合は全市町村の加入が義務づけられ、後期高齢者医療の保険者として機能することとなっています。国は都道府県に、各広域連合は平成19年3月末までに設立する必要があり、広域連合を設立するための準備委員会を18年9月までに設置するよう要請していました。このため、千葉県では7月6日に準備委員会を設置するための調整会議を組織し、9月1日付で千葉県自治会館内に千葉県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会を設置いたしました。現在、準備委員会では千葉県後期高齢者医療広域連合の設立に向け、幹事会のほか総務、電算、給付、資格の各部会で調整作業を行っているところであります。

なお、市町村が加入する広域連合の設置については、地方自治法第284条第3項の規定により県知事の許可が必要となります。県知事への許可申請には、広域連合規約案と広域連合予算案について全市町村議会の議決が必要となることから、今議会に千葉県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議及び広域連合への負担金に係る補正予算について提案をさせていただきましたので、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

次に、国保医療費及び老人医療費の動向についてであります。平成18年度の国保医療費は、年度当初から昨年実績を上回る額で推移しており、年間総額は昨年度を6,000万円ほど上回る19億円程度と見込んでいるところであります。昨年度対比では月額ベースで500万円ほどの伸びですが、16年度と比べると年間総額で2億2,000万円、月額ベースでは1,850万円の大増額となっており、合併協議時に推計した医療費の伸びと大きく乖離している状況となっております。医療費の増加は、公費負担率の高い前期高齢者の増加、長期にわたる治療を要する生活習慣病の増加など構造・疾病両面の要因が考えられますが、医療費抑制の特効薬は、被保険者1人1人の健康に対する理解と協力であると痛感しております。このため、被保険者の皆様へ医療費抑制に係る啓発を、より一層推進してまいりたいと考えております。

また、就学前児童の医療費無料化に係る国保医療費の影響ですが、8月分と9月分の実績を見る限りでは、件数、金額ともにほぼ昨年度並みとなっており、懸念された急増現象は出ておりませんが、まだ2カ月分の実績でございますので、安堵することなく引き続き動向に傾注する所存でございます。

なお、小学生分についても影響が判明次第、議員の皆様には随時お知らせしたいと考えております。

一方、老人医療費では、高額医療費が昨年度実績額を300万円程度上回る見込みとなって

いますが、年間総額では20億4,000万円と昨年度を3,000万円ほど下回るものと見込んでおります。14年度制度改正により近年は老人医療受給対象者が減少しているため、年間総額ベースでは前年度を下回る傾向が続いているところであります。

次に、産業振興関係についてであります。第1回横芝光町産業まつり・文化祭についてご報告申し上げます。

去る11月18、19日の両日、合併後、初めての産業まつり・文化祭が開催されました。2日目はあいにく雨にたたられましたが、町内外から大勢の皆様の来場をいただき、盛会のうちに終了することができました。開催に当たりご協力をいただきましたJA山武郡市農協・JAちばみどり農協を初め商工会、農業振興会、文化協会など多くの関係者の皆様に心から感謝申し上げる次第であります。

次に、指定産地作物である秋冬ネギの生育状況についてであります。今秋の大雨、風などの天候不順の影響で生育が心配されておりましたが、ほとんど影響もなくよい作柄であるとのことでございます。また、市場価格は白菜、大根、キャベツなど大型野菜が値崩れを起こしている中、ネギだけは昨年並みに推移しているところであります。加えて、去る11月20日に初出荷した「海っ子ネギ」は、JA山武郡市農協がブランド化を目指して作付したもので、ネギに塩水をかけて特別に育てたものであり、NHKを初め各テレビ局がこぞって放送したものであります。特に上堺地区を中心として蓮沼、松尾の一部で作付されており、一日も早く「海っ子ネギ」ブランドとして認められるよう、町としても農協等関係機関と連携を図り積極的に推進してまいります。

また、両商工会の合併についてであります。平成19年4月1日の合併に向け順調に進捗しているとのことあります。そして、12月14日に調印の運びとなりましたので、ご報告申し上げます。

次に、銚子連絡道路横芝光インターチェンジ周辺整備事業についてであります。地場産業活性化につなげる施策として整備を進めているチャレンジハウスは、建設予定地の埋蔵文化財調査に着手したところであり、予定どおり12月下旬には調査が終了する見込みであります。今年度内に土地造成まで行う計画であります。現在、千葉県において銚子連絡道路2期事業の道路設計中であり、その中で横芝光インターチェンジの形状について検討中であることから、その状況を見きわめながら実施してまいりたいと考えております。

次に、福祉事業についてであります。児童等の医療費助成事業が10月からスタートしましたが、現在の状況についてご報告申し上げます。

11月15日現在の申請件数は285件、対象者数は136人の届け出がありました。10月1日現在の町全体の対象者数は1,465人の見込みでありましたが、10月末の登録者数は1,154人、79%弱の届け出がありました。

なお、今日まで問題点等はございませんので、ご報告申し上げます。

次に、保健事業についてであります。9月中旬から26日間にわたり実施いたしました住民健康診査の受診状況は、肺がん・結核検診が受診者5,158人、受診率55.4%で前年度を9%上回り、基本健康診査は受診者4,530人、受診率55.14%でほぼ前年度並みの受診率でありました。本年度は、平日に受診できない方々の利便性を考慮し、日曜日の健診回数をふやしたところであります。

次に、11月12日にプラムで開催いたしました健康まつりについてでございますが、天候に恵まれ約400名の多くの皆様のご参加をいただきました。開催に当たり食生活改善協議会保健推進員の皆様にご協力をいただき、心から感謝申し上げます次第であります。この健康まつりは、町民のだれもが心身ともに健康を保ち暮らせるように健康づくり事業の一つとして行われ、血圧測定、体脂肪率測定、脳年齢測定などの健康チェックコーナーや生活習慣病予防のコーナーでの試食、乳児と保護者によるハイハイコンクール等を実施いたしました。また、今後の予定といたしましては、各種乳幼児健診、妊産婦・新生児家庭訪問、高齢者家庭への健康指導訪問等を引き続き実施し、町民の疾病予防、健康づくり事業を展開していく所存であります。

続きまして、食肉センター運営状況等についてであります。11月末現在での、と畜頭数は、豚で対前年3,928頭増の9万4,553頭で最終的には14万4,000頭前後を確保できる見込みであります。牛については対前年518頭減の1,931頭となっております。また、昨年2月から稼働しております豚枝肉カット施設は、対前年7,000頭増の5万5,000頭前後の利用が見込め、これらの結果、事業収入は当初予算を1,200万円程度上回る見込みであります。

なお、9月定例議会でご報告いたしました、BSE発生以来、と畜を見合わせていた乳用廃用牛については、明年1月から再開すべく県と協議調整中であります。今後も、地域産業振興並びに雇用の場の確保の面からも大変重要な施設でありますので、引き続き健全経営を図ってまいりたい所存であります。

次に、東陽病院についてであります。現在の運営状況についてご報告申し上げます。

10月末現在の延べ患者数は、入院で延べ1万6,762人、昨年と比較して761人の増加、病床利用率は78.3%であり、この要因としては、内科系患者の増加を主とするものであります。

また、外来は延べ3万65人で昨年と比較して801人の減少となりました。これは外科、リハビリでの減少が主な要因であります。

次に、収支の状況であります。一般会計からの繰入金を除いた収益の総額は約5億5,700万円、支出の総額は約7億800万円であり、収支差引額は約1億5,100万円の赤字となります。昨年同期と比較いたしますと約2,100万円程度好転している状況となっております。病床利用率も80%近い利用率をキープしております。東陽病院運営検討委員会も設置され、今後さらに患者確保と経営向上に努力してまいり所存であります。

次に、いじめ問題についてであります。今、子供たちが、いじめられたことに起因し、みずから命を絶ってしまう痛ましい事件が報道機関をにぎわせており、幸いにして町内では悲惨な事故は発生していないものの、いじめという行為は表にあらわれにくいものであること、また、深刻な事態が潜在していた場合には報道による連鎖という現象により重大な事件に発展しかねないことなど、今回一連の事件を重く受けとめ、10月の中旬及び下旬の2回にわたり緊急に町内の学校長を招集し、いじめの実態把握と学校職員に対する意識並びに取り組み状況等の調査を指示いたしました。さらに、いじめを発見した場合には、速やかな解決に向け指導を徹底するよう各教職員に伝達し、職員一丸となっていじめのない学校づくりに取り組むよう依頼したところであります。

次に、横芝中学校建設事業についてであります。過日の全員協議会でもお示ししましたとおり、現在実施設計業務を行っているところであります。現段階では、校庭レイアウト、校舎内レイアウトまで進捗したところであり、年度内中には予定の設計業務を終了する予定であります。また、今後も細かな部分においても使う学校側の意見を取り入れながら設計を進めてまいりたいと思います。

次に、放課後児童クラブについてであります。家庭外就労の増加とともに年々利用者が増加する傾向にあり、待機者の解消策として若干定員を超えて利用者登録を受け付けている現状にあります。その他、保護者の方々からは「仕事が終わってから児童クラブの迎えの時刻までが非常に窮屈である」とのご意見もいただいておりますので、年度の途中ではあるものの、これから年末の多忙な時期を迎えることから現行午後6時までの保育時間を11月20日から30分延長し、午後6時30分までといたしました。

次に、10月8日にふれあい坂田池公園陸上競技場で開催されました第1回横芝光町民体育祭は、体育協会、体育指導員連絡協議会及び行政総務員を初め多くの町民の絶大なるご理解とご協力により盛会のうちに終了することができ、所期の目的を達成することができました。

ご協力いただきました関係者の皆様には深く感謝申し上げる次第でございます。

次に、11月4日に町民会館で開催されました第1回生涯学習フェスティバルinよこしばひかりは、文化スポーツ振興財団及び社会教育委員の皆さんの絶大なるご協力により、約350名の町民の参加のもと、光ウインドオーケストラとソプラノ歌手中島啓江さんの出演により大変有意義なものとなりました。今後も生涯学習の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、11月18、19日の2日間にわたり光中学校講堂棟と町民会館で開催されました第1回横芝光町産業まつり・文化祭の文化部門は、文化協会の皆様の絶大なるご協力により約7,000人の皆様の参加をいただき、数多くの優秀な作品と各種演芸等を披露することができ、文化の薫る2日間を満喫していただくことができたと思います。

次に、18年度の成人式は1月7日日曜日に開催する運びとなりました。成人式は成人者を中心とした実行委員会で企画検討され、今年度は横芝地区と光地区で、午前、午後の2回に分け町民会館大ホールで開催する予定であります。

以上で政務報告といたします。

それでは、引き続きまして、今議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号の横芝光町安全で安心なまちづくり条例の制定についてであります。本案は、地域社会の安全が町民生活すべての基盤であることを自覚し、町、町民及び関係機関が協力してみずからの手で安全で安心なまちをつくるため、横芝光町安全で安心なまちづくり条例を制定すべく提案したものであります。

議案第2号の横芝光町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、消防組織法の一部改正に伴い、横芝光町消防団条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第3号の横芝光町非核平和宣言についてであります。本案は、町民が世界の恒久平和を願い、すべての核兵器が地球上から廃絶されることを切望し、非核平和を宣言すべく提案したものであります。

議案第4号の横芝光町飲酒運転追放宣言についてであります。本案は、横芝光町から飲酒運転を追放し、安全で安心なまちづくりを進めるため、飲酒運転追放を宣言すべく提案したものであります。

議案第5号の横芝光町青色申告・振替納税推進宣言についてであります。本案は、安定

した税収の確保のため、青色申告・振替納税は極めて有効な手段であることから、青色申告・振替納税推進を宣言すべく提案したものであります。

議案第6号の横芝光町地産地消・食育推進宣言についてであります。本案は、町民が地産地消・食育を通して郷土の人々や歴史、文化を学び、いにしえより引き継がれてきた郷土の食文化としゅんの地元作物を理解することにより、ふるさとを愛し風土に根差した食文化と町民1人1人の豊かな食生活環境を守りつくるため、地産地消・食育推進を宣言すべく提案したものであります。

議案第7号の横芝光町スポーツ健康都市宣言についてであります。本案は、町民の豊かな心と体をはぐくみ、生きがいと潤いのある生活を目的に、スポーツ健康都市を宣言すべく提案したものであります。

議案第8号の山武郡市広域行政組合格約の変更に関する協議についてであります。本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、平成19年4月1日から「収入役」は「会計管理者」に、「吏員その他の職員」は「職員」にそれぞれ見直されることに伴い、山武郡市広域行政組合の執行機関に関する規定を改正するとともに条項の整備をするため、組合格約を変更することについて関係地方公共団体と協議すべく提案したものであります。

議案第9号の匝瑳市横芝光町消防組合格約の変更に関する協議についてであります。本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、平成19年4月1日から「収入役」は「会計管理者」に、「吏員その他の職員」は「職員」にそれぞれ見直されることに伴い、匝瑳市横芝光町消防組合の執行機関に関する規定を改正するため、組合格約を変更することについて関係地方公共団体と協議すべく提案したものであります。

議案第10号の九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協議についてであります。本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、平成19年4月1日から「助役」は「副市町村長」に、「吏員その他の職員」は「職員」にそれぞれ見直されることに伴い、九十九里地域水道企業団の執行機関に関する規定を改正するため、企業団規約を変更することについて関係地方公共団体と協議すべく提案したものであります。

議案第11号の山武郡市広域水道企業団規約の変更に関する協議についてであります。本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、平成19年4月1日から「吏員その他の職員」は「職員」に見直されることに伴い、山武郡市広域水道企業団の執行機関に関する規定を改正するため、企業団規約を変更することについて関係地方公共団体と協議すべく提案したものであります。

議案第12号の八匠水道企業団規約の変更に関する協議についてであります。本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、平成19年4月1日から「吏員その他の職員」は「職員」に見直されることに伴い、八匠水道企業団の執行機関に関する規定を改正するため、企業団規約を変更することについて関係地方公共団体と協議すべく提案したものであります。

議案第13号の山武都市環境衛生組合規約の変更に関する協議についてであります。本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、平成19年4月1日から「収入役」は「会計管理者」に、「吏員その他の職員」は「職員」にそれぞれ見直されることに伴い、山武都市環境衛生組合の執行機関に関する規定を改正するため、組合規約を変更することについて関係地方公共団体と協議すべく提案したものであります。

議案第14号の東総衛生組合規約の変更に関する協議についてであります。本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、平成19年4月1日から「収入役」は「会計管理者」に、「吏員その他の職員」は「職員」にそれぞれ見直されることに伴い、東総衛生組合の執行機関に関する規定を改正するため、組合規約を変更することについて関係地方公共団体と協議すべく提案したものであります。

議案第15号の匝瑳市ほか二町環境衛生組合規約の変更に関する協議についてであります。本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、平成19年4月1日から「収入役」は「会計管理者」に見直されることに伴い、匝瑳市ほか二町環境衛生組合の執行機関に関する規定を改正するため、組合規約を変更することについて関係地方公共団体と協議すべく提案したものであります。

議案第16号の匝瑳市ほか二町環境衛生組合規約の形式を左横書きに改正する規約の制定に関する協議についてであります。本案は、構成市町及び近隣諸団体の現状にかんがみ、匝瑳市ほか二町環境衛生組合規約の形式を左横書きに改正する規約を制定するため、関係地方公共団体と協議すべく提案したものであります。

議案第17号の千葉県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議についてであります。本案は、平成19年1月1日から千葉県後期高齢者医療広域連合規約を制定し、千葉県後期高齢者医療広域連合を設置することについて関係地方公共団体と協議すべく提案したものであります。

議案第18号の平成18年度横芝光町一般会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、防災行政無線戸別受信機整備事業、商工会振興支援事業、町道整備事業及び法改正に

伴う児童手当給付事業、重度心身障害者（児）医療費給付事業等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1,192万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億1,017万6,000円とすべく提案したものであります。

以上、このたび提出いたしました案件についてその概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より補足説明を加えさせますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） ここで休憩いたします。再開は午前11時10分です。

（午前10時55分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

議長（伊藤良一君） 担当課長の補足説明を求めます。

議案第1号、議案第2号について、環境防災課長、鈴木孝一君。

〔環境防災課長 鈴木孝一君登壇〕

環境防災課長（鈴木孝一君） それでは、議案第1号、第2号をご説明申し上げます。

お手元の比較的厚い議案つづりをごらんください。比較的厚くなっております議案つづりに基づいて説明させていただきます。

それでは、その最初であります議案第1号 横芝光町安全で安心なまちづくり条例の制定についてをご説明申し上げます。

本案につきましては、地域社会の安全が町民生活すべての基盤であることを自覚し、町行政及び地域社会が協力してみずからの手で安全で安心なまちをつくるため、条例を制定すべく提案したものであります。

それでは、1枚はぐっていただきまして、3ページ、本文をごらんください。

第1条は目的規定であります。この条例は、町民が安心して暮らせるまちづくりの推進を図ることを目的とする条例規定であります。

第2条では町の責務であります。町は、関係機関の協力を得て、町民生活の安全を確保するために必要な施策を実施するものとするものであります。

第2項では、施策を実施するに当たりましては、児童、高齢者及び障害者の安全に特に配

慮しなければならないという規定であります。

第3項では、町は、町民が行う自主的な活動に対し必要な支援を行うものとする規定であります。

第3条では町民の責務の規定であります。町民は、地域の安全を点検し、協同して犯罪を予防するための活動を行うよう努めるとともに、町の施策の実施に協力するものとするという規定でございます。

第4条では自治会等の責務、第5条では事業者等の責務ということで、それぞれの責務を規定したものであります。

次のページをごらんください。

第6条では安全会議の設置であります。

第1項で、町民生活の安全を確保するための施策に関し関係機関と協議するため、横芝光町安全会議を置くという規定であります。なお、この安全会議につきましては、警察、消防関係、防犯の関係あるいは交通安全、PTAの関係等の安全対策上、関係諸団体をこの会議の中に委員として出席していただく予定であります。

第7条では委任規定。

附則といたしまして、この条例は、平成18年12月18日から施行するものであります。

続きまして、議案第2号であります。

5ページをごらんください。

議案第2号の横芝光町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

本案につきましては、本条例の上位法であります消防組織法の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正するものであります。

それでは、1枚はぐっていただいて、7ページをごらんください。

第1条中ではありますが、消防組織法の改正により引用条文が変わったことから条文の整理をしたものであります。新たな引用条文ではありますが、第18条の第1項は消防団の設置、名称等の規定であります。第19条の第2項は消防団の定員の規定、第23条第1項は消防団の身分取扱規定、第24条は公務災害補償の規定、第25条は退職報償金の規定であります。

附則といたしまして、この条例は、消防組織法の改正日である平成18年6月14日から遡及適用するものであります。

以上で議案第1号、第2号の説明とさせていただきます。どうか可決承認賜りますようお願い

願ひ申し上げます。

〔環境防災課長 鈴木孝一君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第3号について、総務課長、海保要君。

〔総務課長 海保 要君登壇〕

総務課長（海保 要君） それでは、議案つづりの9ページをごらんいただきたいと思ひます。

議案第3号の横芝光町非核平和宣言についてご説明を申し上げます。

では、11ページをごらんいただきたいと思ひます。

議案第3号の横芝光町非核平和宣言についてであります。本案は、宣言趣旨でうたっておりますように、町民が世界の恒久平和を願ひ、すべての核兵器が地球上から廃絶されることを切望し、非核平和のまちを宣言するものであります。

宣言文といたしましては、「世界の恒久平和と人類の安全は、世界共通の強い願ひである。しかしながら、いまなお核兵器は存在し全ての人類に脅威を与え続けている。このかけがえない地球の平和と命を核から守るため、私たち横芝光町民は、人類史上最初の核被爆国民として、非核三原則を堅持し、すべての核兵器がこの地球上から廃絶される日が来ることを希求し、ここに非核平和を宣言する。」というものであります。

宣言日につきましては、平成19年1月20日の横芝光町合併記念式典を予定しております。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますよう願ひ申し上げます。

〔総務課長 海保 要君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第4号について、環境防災課長、鈴木孝一君。

〔環境防災課長 鈴木孝一君登壇〕

環境防災課長（鈴木孝一君） 13ページであります。

議案第4号 横芝光町飲酒運転追放宣言についてご説明いたします。

1枚はぐっていただきたいと思ひます。

本案については、今まさに社会問題化している飲酒運転を我が町から追放し、安心して安全なまちづくりを進めるため宣言するものであります。

宣言文でありますけれども、「飲酒運転による交通事故は依然として後を絶たず、多くの尊い命が失われていることは、誠に遺憾である。交通安全は、町民すべての願ひである。私達は、こうした現状を真剣に受けとめ、町民一人ひとりが飲酒運転による交通事故の悲惨さ

を深く認識すると共に、家庭、職場、そして地域社会全体が相互に戒めあい、このような悪習を一掃する地域社会をめざして、ここに飲酒運転追放を宣言する。」というものであります。

宣言日は、1月20日の合併記念式典であります。

可決承認賜りますようお願い申し上げます。

〔環境防災課長 鈴木孝一君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第5号について、税務課長、椎名茂道君。

〔税務課長 椎名茂道君登壇〕

税務課長（椎名茂道君） 議案第5号 横芝光町青色申告・振替納税推進宣言についてご説明申し上げます。

19ページをお願いいたします。

宣言名は、横芝光町青色申告・振替納税推進宣言であります。

提案理由、宣言趣旨につきましては、冒頭、町長から申し述べましたので、宣言文を朗読させていただきます。

宣言文、「健全財政の確立を図るうえで、安定した税収の確保は最も重要であり、青色申告・振替納税はこのための極めて有効な手段である。納税意識の高揚及び税負担の公平化を図り、正しい申告と期限内納税を推進するため、ここに青色申告・振替納税推進の町を宣言する。」。

宣言日は、前議案同様、来年1月20日、横芝光町合併記念式典時であります。

以上、可決決定くださいますようお願い申し上げます、説明にかえさせていただきます。

〔税務課長 椎名茂道君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第6号について、産業振興課長、高埜広和君。

〔産業振興課長 高埜広和君登壇〕

産業振興課長（高埜広和君） それでは、議案第6号についてご説明申し上げます。

23ページをお開きください。

まず、宣言名であります、横芝光町地産地消・食育推進宣言。括弧書きの風土に根ざした食文化を創ろう、これにつきましてはキャッチフレーズでございます。

宣言の趣旨、横芝光町民が地産地消・食育を通して郷土の人々や歴史、文化を学び、いにしえより引き継がれてきた郷土の食文化としゅんの地元作物を理解することにより、ふるさとを愛し風土に根差した食文化と町民1人1人の豊かな食生活環境を守りつくるため、地産

地消・食育推進を宣言します。

宣言文といたしまして、「町の未来を担う子どもたちをはじめ全ての町民が、生涯にわたって健やかであり、豊かな人間性を育てていくうえで基礎となる「地産地消」と「食育」を推進し、安全安心のうえに消費者と生産者が信頼関係で結ばれた地域社会を目指し、豊かな食文化の継承と発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の実現を図るため、ここに地産地消・食育推進を宣言する。」。

宣言日は、平成19年1月20日に行われる予定の合併記念式典でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

〔産業振興課長 高埜広和君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第7号について、社会文化課長、布施勇君。

〔社会文化課長 布施 勇君登壇〕

社会文化課長（布施 勇君） 議案第7号 横芝光町スポーツ健康都市宣言について説明をいたします。

27ページをお願いいたします。

まず、宣言の趣旨でございますが、横芝光町では、町民の豊かな心と体をはぐくみ、生きがいと潤いのある生活を目的にスポーツ健康都市を宣言しますというものでございます。

宣言文です。「私たち横芝光町民は、緑あふれる自然環境に恵まれた風土の中で、町民一人ひとりが生涯にわたりスポーツに親しみ、健康で豊かな心とからだを育むとともに、生きがいとうるおいのある生活を望んでいる。そこで、私たちはスポーツを通じ、町民相互の交流を深め、連帯感に支えられた健康で生きがいのある平和な明るい町づくりを目指し、ここにスポーツ健康都市を宣言する。」。

宣言日は、平成19年1月20日、横芝光町合併記念式典を予定しております。

慎重審議の上、可決承認くださいますようお願い申し上げます。

〔社会文化課長 布施 勇君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第8号について、総務課長、海保要君。

〔総務課長 海保 要君登壇〕

総務課長（海保 要君） 議案第8号についてご説明を申し上げます。

29ページをごらんいただきたいと思ひます。

議案第8号につきましては、山武郡市広域行政組合規約の変更に関する協議についてであります。本案は、19年4月1日から地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに

に伴い、山武郡市広域行政組合同規約を次のとおり変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

このたびの地方自治法の改正の中で、今まで地方自治法の168条で市町村に収入役1人置く旨規定されていたものが、改正により地方公共団体に会計管理者1人置く、また、第2項で、会計管理者は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから地方公共団体の長が命ずることとされました。これは、収入役制度を廃止し、職員の中から会計管理者を命ずることとされたものであります。

また、地方自治法の第172条第1項で普通地方公共団体に吏員その他の職員を置く旨規定されていたものが、改正により地方公共団体に職員を置くこととされました。これは、今まで職員を吏員とその他の職員に区分していたものを職員という表現に見直されたものでございます。

この改正を受けまして組合同規約の変更をするものでございます。

規約第8条は執行機関の組織及び選任の方法を規定したもので、第8条第1項の「収入役」を「会計管理者」とするものでございます。また、第3項を、会計管理者は職員のうちから管理者が命ずる旨改めるものでございます。

次に、第9条の見出しを収入役制度の廃止により「（管理者及び副管理者の任期）」に改め、9条中「、副管理者及び収入役」を「及び副管理者」に改め、「又は収入役」を削るというものでございます。

次に、第10条は職務権限を規定したもので、第10条第3項中「収入役」を「会計管理者」に改め、「出納その他の会計」を「会計事務」に改めるものでございます。

次に、第11条は職員を規定したもので、地方自治法の改正により全部改正するものでございます。第8条に定める者を除くほか、組合に職員を置き、消防組織法第12条に定める消防長以外の職員（以下「消防職員」という。）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条に定める職員（以下「教育委員会職員」という。）を除き、管理者が任免する。

第2項で、消防職員は消防長が任免する。

第3項は、教育委員会職員は教育委員会が任免する。

第4項は、第1項の職員、消防職員及び教育委員会職員の定数は条例で定めるものとするものでございます。

次に、第11条は教育委員会の設置及び委員の定数を規定するもので、第11条の2中「（昭和31年法律第162号）」を削り、第11条の3の見出し中「解職請求」を「失職」に改め、同条中「第16条」を「第14条」に改めるものでございます。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の改正により条項等を整理するものでございます。

附則といたしまして、この規約は、平成19年4月1日から施行するというものでございます。

以上、議案第8号の山武郡市広域行政組合格約の変更に関する協議につきましての補足説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

〔総務課長 海保 要君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第9号から議案第16号までの一部事務組合格約の変更に関する協議について一括説明願います。環境防災課長、鈴木孝一君。

〔環境防災課長 鈴木孝一君登壇〕

環境防災課長（鈴木孝一君） それでは、議案第9号から第15号までは前議案と同様に地方自治法の一部を改正する法律の施行によりまして、関係一部事務組合格約を変更することについて関係地方公共団体と協議するものであります。

それでは、31ページをごらんください。

議案第9号、このページの中ほどであります。匝瑳市横芝光町消防組合格約の一部を改正する規約についてご説明いたします。

第8条第1項であります。組合の組織規定であり、「収入役」を「会計管理者」に改正いたしまして、組合に組合長、副組合長及び会計管理者1名を置くとしたものであります。

第8条第3項は選任の方法規定であり、収入役は組合長の属する市町の収入役を充てるという規定を会計管理者に改正するものであります。

次の32ページですが、第9条は特別職の任期の規定ですが、この条文から「収入役」を削除するものであります。

第10条は消防職員に係る規定であります。 「吏員その他の職員」を「職員」に改正したほか、消防組織法の規定に沿うよう条文の整理を図ったものであります。

まず、第1項であります。消防組織法の規定に基づきまして、消防長は組合長が任免すると規定したものであります。

第2項は、消防長以外の職員は消防長が任免するとしたものであります。

第3項ですが、職員の定数については既に条例規定してありますが、規約上欠落していた

ことから追加したものであります。

以上で議案第9号の説明とさせていただきます。

続きまして、33ページ、議案第10号 九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協議を説明させていただきます。

ページの中ほど、改正規約をごらんください。

第6条第3項であります。条文の内容は、関係市町村長の長が欠けたときは当該市町村の助役、助役が欠けたときはその職務を代理する者をもって企業団議員に充てるという規定であります。「助役」を「副市町村長」に改めるものであります。

13条は職員の任免規定であります。「吏員その他の職員」を「職員」に改めるものであります。

第2項ですが、前議案と同様、職員の定数は既に条例規定してありましたが、規約上欠落していたことから追加したものであります。

以上で議案第10号の説明とさせていただきます。

続きまして、35ページ、議案第11号 山武都市広域水道企業団規約の変更に関する協議を説明させていただきます。

次の37ページをごらんください。

第10条第1項は職員に関する規定であります。「吏員その他の職員」の表現を「職員」に改めるものであります。

以上で議案第11号の説明とさせていただきます。

続きまして、39ページ、議案第12号 八匝水道企業団規約の変更に関する協議を説明させていただきます。

ページの中ほど、改正規約をごらんください。

第13条は職員に関する規定であります。「吏員その他の職員」の表現を「職員」に改めるほか、一部の文言表現を加えたものであります。

次のページをごらんください。40ページになります。

第2項であります。やはりこの企業団についても、職員の定数は既に条例規定してありますが、規約上欠落していたことから追加したものであります。

以上で議案第12号の説明とさせていただきます。

続きまして、41ページ、議案第13号 山武都市環境衛生組合格規約の変更に関する協議を説明させていただきます。

次の43ページをごらんください。

第8条第1項であります。組合の組織規定であり、「収入役」を「会計管理者」に改正いたしまして、組合に管理者、副管理者及び会計管理者を置くとしたものであります。

同条の第2項であります。収入役は山武市収入役をもって充てるという規定を削るものであります。

同条の第3項中ではありますが、管理者、副管理者及び収入役の任期について規定してあったものを収入役の表現を削除いたしまして、同項を4項に改めるものであります。そして、2項の次に次の1項を加えて第3項とし、会計管理者は関係市町の会計管理者のうちから管理者が組合議会の同意を得て選任すると新たに規定したものであります。

9条第1項は職員に関する規定であり、「吏員その他の職員」の表現を「職員」に改めたものであります。

以上が議案第13号の説明とさせていただきます。

続きまして、45ページ、議案第14号 東総衛生組合規約の変更に関する協議を説明させていただきます。

次の47ページをごらんください。

第7条であります。組合に管理者、副管理者及び収入役1名を置くとなっている規定の「収入役」を「会計管理者」に改めたものであります。

第8条は特別職の任期について規定した条文であります。見出し及び本文中の「収入役」という表現をすべて削除するものであります。

第9条第1項は職員に関する規定であります。 「吏員その他の職員」の表現を「職員」に改めるほか、一部の文言表現を加えたものであります。

以上が議案第14号の説明であります。

続きまして、49ページ、議案第15号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合規約の変更に関する協議を説明させていただきます。

次の51ページをごらんください。

第10条であります。組合に管理者、副管理者及び収入役1名を置くとなっている規定の「収入役」を「会計管理者」に改めるものであります。

第11条第2項は、収入役は管理者の属する市町の収入役をもって充てるという規定であります。これを会計管理者に改めるものであります。

第13条は特別職に関する規定であります。この規定から「収入役」に関するものを削除

したものであります。

第14条第3項は職員の定数に関する規定ですが、現在は議会の議決を経て定めるところとなっていて、自治法の定めるところにより条例でこれを定めると改正するものであります。

以上が議案第15号であります。

続いて、53ページ、議案第16号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合理約の形式を左横書きに改正する規約の制定に関する協議についてご説明申し上げます。

次の55ページをごらんください。

第1条では左横書きに改めるための趣旨規定、第2条では既存の規約から改正後規約に変更するときの形式を定めたものであり、既存の右方は上方に、既存の上方は左方とするものであります。

第3条は用字の整理で、特殊な場合を除き漢数字からアラビア数字に改めるものであります。

以上議案第9号から第16号まではいずれも一部事務組合の規約の変更に関する協議でありますので、承認賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

〔環境防災課長 鈴木孝一君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第17号について、住民課長、瀬理和夫君。

〔住民課長 瀬理和夫君登壇〕

住民課長（瀬理和夫君） それでは、議案第17号 千葉県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議につきまして補足説明をさせていただきます。

議案つづりの57ページをお願いいたします。

現在、各市町村で行っております75歳以上の方対象の老人保健制度が平成20年4月1日から後期高齢者医療制度として各都道府県単位の広域連合へ変わるわけですが、このため平成19年1月1日から千葉県後期高齢者医療広域連合理約を制定し、同広域連合の設置につきまして協議を求めてきたものでございます。

それでは、規約についてご説明をさせていただきます。

さきの全員協議会で一度ご説明してありますので、要点のみの説明とさせていただきます。

続いて、59ページをごらんください。

第1条では広域連合の名称を「千葉県後期高齢者広域連合」と定めるものでございます。

第2条は千葉県内全市町村で組織するものとするものでございます。

第3条では広域連合の区域を規定してございまして、第4条では広域連合で処理する事務

が、1号の被保険者の資格の管理に関する事務から5号にかけて記載してございます。また、関係市町村で処理する事務が別表第1、これは64ページでございますけれども、64ページの一番上です。事務内容、これはいわゆる窓口事務でございますけれども、被保険者の資格管理に関する申請及び届け出の受付、ここに6項目ほどお示しをしてございます。

また、第5条でございますけれども、これは広域連合の作成する広域計画の項目、60ページになりますけれども、1号といたしまして後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事、それと2番、広域計画の期間及び改定、こういったものをここに記載してございます。

それでは、第6条を飛ばしまして、第7条では広域連合議会の組織で、1項では議員定数を千葉県内56市町村から1名ずつ56人といたしまして、また、2項では関係市町村の議会議員により組織するものとしてございます。

第8条では広域連合議員の選挙の方法、1項では関係市町村の議会議員のうちから1人を選挙するもの、2項では選挙の方法が記載してございます。

第9条では広域連合議員の任期が、1項では任期を当該関係市町村の議会議員の任期とすると、2項では関係市町村の議会議員でなくなったときは同時にその職を失う規定が、また、3項では広域連合議会の解散あるいは欠員が生じたとき速やかに選挙する規定でございます。続きまして、61ページに移ります。

第10条は広域連合議会の議長、副議長についてで、1項では広域連合議員のうちからそれぞれ1人を選挙すると、2項では任期を定めてございます。

第11条は広域連合の執行機関の組織でございます、1項では広域連合長及び副広域連合長を置く規定が、2項では会計管理者を置く規定が、3項では副広域連合長は広域連合議員を兼ねることができないと規定してございます。

第12条、広域連合の執行機関等の選任方法が、1項では広域連合長は関係市町村長からそれぞれの長が投票により選挙する規定が、2項では選挙する場所、3項では広域連合長が欠けたとき速やかに選挙すると、4項では副広域連合長の選任方法、5項では会計管理者の選任方法がそれぞれ定めてございます。

第13条は広域連合の執行機関の任期で、広域連合長及び副広域連合長の任期は基本的に4年と定めるものでございます。

14条を飛ばしまして、62ページをお願いいたします。

第15条の選挙管理委員会ですが、1項では選挙管理委員会を置く規定が、2項では4人の

選挙管理委員会で組織する、3項では選挙管理委員の人格が、4項では任期を4年と定めるものでございます。

第16条は監査委員の規定で、1項では2名を置く規定が、2項では監査委員1名については識見を有する者、もう一名につきましては広域連合議員のうちから選任するというものでございます。3項では任期を定めてございます。

第17条は、重要事項を審議するため関係市町村の長から選出される者で構成する協議会を置く規定というものでございます。

第18条では経費の支弁方法が、これは62ページから63ページにかけてでございますが、1項1号で関係市町村の負担金、2号で事業収入、3号では国・県の支出金、4号その他、また、2項では関係市町村の負担金の額は別表第2、これは64ページに記載してございますが、真ん中辺です。1項の共通経費、それから2項の医療給付に要する経費、3項保険料その他納付金というものでございます。こういったものを定めたものでございます。

また、19条では補則を定めてございます。

附則といたしまして、この規約は、19年1月1日から施行するというものでございます。

以上で議案第17号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上ご可決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

〔住民課長 瀬理和夫君降壇〕

議長（伊藤良一君） 補足説明の途中ですが、ここで休憩いたします。再開は午後1時といたします。

（午前11時50分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（伊藤良一君） 補足説明を続けます。

議案第18号について、企画財政課長、林英次君。

〔企画財政課長 林 英次君登壇〕

企画財政課長（林 英次君） 議案第18号の平成18年度横芝光町一般会計補正予算案（第3号）についてご説明をさせていただきます。

本案は、本年度第3回目の補正予算でございます。主な補正内容といたしましては、防

災行政無線戸別受信機整備事業、商工会振興支援事業、町道整備事業及び法改正に伴います児童手当給付事業、重度心身障害者（児）医療費給付事業等に要する経費に補正の必要が生じたため、これら関係経費を計上させていただいたものでございます。

1 ページをお開きいただきたいと思います。

補正予算書はこれ別冊でございます。

1 ページ、歳入歳出予算の補正、第 1 条をごらんいただきたいと思います。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,192万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億1,017万6,000円とするものであります。

続きまして、第 2 条の（継続費の補正）、その下の第 3 条の地方債の補正につきましては、5 ページをお開きいただきたいと思います。

第 2 表、継続費補正、1、変更の表の中の 2 款総務費、1 項総務管理費、事業名の町勢要覧作成事業からその 2 つ下の 8 款消防費、1 項消防費の地域防災計画整備事業までは、いずれもそれぞれの委託事業費が入札等の契約によりまして確定いたしましたので、これらに伴いまして総額及びそれぞれの年割額を変更しようとするものでございます。

続いて、その下の第 3 表の地方債補正、1、変更でございますが、合併特例債事業として借り入れを見込んでおります道路橋梁整備事業等が事業の進捗に伴いましてほぼ見通しがついてまいりましたので、借入額を9,990万円から 1 億930万円に増額変更を行おうとするものでございます。

それでは、主な補正内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず、歳出からご説明させていただきます。

10 ページをお開きいただきたいと思います。

3、歳出でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の補正額143万9,000円のうち、15 節工事請負費88万2,000円の説明欄でございますが、看板設置工事88万2,000円、これは非核平和都市宣言、飲酒運転追放など各種宣言を定めることに伴いまして、啓発用の看板を町内 6 カ所に設置するための経費を計上させていただいたものでございます。

続いて、8 目の企画費、補正額46万9,000円の減額のうち13 節委託料49万9,000円の減額の主なものは、ただいま継続費の補正の表でもご説明させていただきましたが、町勢要覧作成業務委託料などのそれぞれの委託事業の事業費が確定いたしましたので、契約に伴う差金を

計上させていただいたものでございます。

続きまして、11ページの10目地域安全対策費の補正額4万5,000円の減額のうち11節需用費146万8,000円は、説明欄の中段にうたっております防犯灯維持管理事業の11節需用費の光熱水費76万8,000円、これと修繕料70万円でございます。町管理分の防犯灯電気料及びこれらに係る修繕経費に不足が見込まれるため、これら不足額を計上させていただいたものでございます。そして、その下の道路照明灯台帳管理事業220万7,000円の減額でございますけれども、これはいずれも契約に伴う差金を計上させていただいたものでございます。

11目地域振興費、補正額200万円、19節負担金、補助及び交付金のコミュニティ活動育成事業補助金200万円は、屋形荒場の里神楽に対する太鼓、笛等の購入助成でございます。財源といたしましては宝くじ資金が充当されております。

12ページをお開きいただきたいと思います。

中段の3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額274万1,000円の減額、13節委託料274万1,000円の減額は、合併に伴う法の規定によりまして管外筆頭者に対して表示変更の通知をする必要がございましたが、これが当初見込んでいた件数より大幅に減りましたので、これに伴いまして減額をさせていただくというものでございます。

14ページをお開きいただきたいと思います。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、補正額84万9,000円の後期高齢者広域連合事業負担金、これは平成20年4月から現行の老人保健医療制度が後期高齢者医療制度に移行することに伴う県への関係経費あるいは設立準備のための負担金でございます。

続きまして、3目の障害者福祉費、補正額760万1,000円のうち説明欄の重度心身障害者（児）医療費給付事業の750万円は、制度改正により対象者数がふえたことに伴う医療給付費の増額分でございます。

続きまして、2項児童福祉費、2目児童措置費、補正額487万5,000円の児童手当給付事業は、それぞれ法改正による対象者数の増によるものでございます。

続いて、15ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費、補正額107万7,000円、11節需用費の97万7,000円のうち不法投棄防止対策事業の需用費72万5,000円は、旧横芝地区の各ごみ集積場の注意看板46枚分の設置費でございます。設置後10年を経過し、文字が見えなくなるなど老朽化が進んでおりますので交換をしようとするものでございます。

続いて、6目健康づくりセンター費、補正額126万4,000円の説明欄、健康づくりセンター維持管理事業の工事請負費は、保健センタープラムの洋式トイレの便座を洗浄便座に交換す

るための工事等でございます。

続いて、3項1目病院費、補正額2,469万7,000円の減額は、東陽病院事業会計繰出金が空港対策費と重複計上しておりましたので、これを減額しようとするものでございます。

それから、5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の補正額150万円、説明欄の農業行政システムデータ移行委託料は水田転作台帳システムの統合整備事業でございまして、旧横芝町、旧光町のデータ統合の委託経費でございます。

そして、一番下の5目農地費の補正額93万5,000円の減額のうち13節委託料の経営体育成基盤整備事業315万1,000円の減額は、篠本・新井地区の土地改良基盤整備事業に伴います計画書の作成業務委託料でございまして、当初見込みより安い価格で契約ができましたので、契約に伴う差金を計上させていただいたものでございます。

16ページをお開きいただきたいと思います。

6款1項商工費、2目商工振興費、補正額725万5,000円の19節負担金、補助金及び交付金、商工会館改修工事補助金425万5,000円及び商工会合併支援補助金300万円、これは横芝・光町商工会の事務所に予定されております現横芝商工会館の建物改修工事及び合併準備経費に対する助成でございます。

17ページをごらんいただきたいと思います。

7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、補正額723万5,000円の減額は、それぞれの道路改良事業あるいは道路排水整備事業等の進捗に伴いまして見通しがついてまいりましたので、これらの事業費等について費目の調整を行おうとするものでございます。

18ページをお開きいただきたいと思います。

一番下の8款1項消防費、2目非常備消防費、補正額73万9,000円のうち説明欄の消防団活動費、需用費103万1,000円、これは消防団被服の購入費でございまして、来年度の団員の入れかえ等に伴う補充分を見込んでおります。

19ページをごらんいただきたいと思います。

3目消防施設費、補正額662万5,000円のうち防災行政無線の施設改修工事105万円の減額は、入札に伴う契約差金を計上させていただいたものでございます。その下の戸別受信機整備事業の787万5,000円は、防災行政無線戸別受信機が新規設置あるいは故障等によりまして在庫不足が生じておりますことから新たに500台を購入いたしまして、防災体制の整備を図るというものでございます。

続きまして、9款教育費、1項教育総務費のうち2目事務局費、補正額224万9,000円のう

ち、14節使用料及び賃借料の学校教育バス賃借料200万円は、合併に伴いまして小・中学校の子供たちが各種スポーツ大会等に参加する機会がふえたことによりバスへの借り上げ料の不足分でございます。

20ページをお開きいただきたいと思います。

2項小学校費の1目学校管理費379万円、説明欄の小学校施設整備工事費は小学校3校、大総、上堺、横芝でございますけれども、この校内ネットワークLAN工事でございます、国の電子化戦略に基づきパソコンを使用した情報教育ができるよう校内の配線整備をするものでございます。

続きまして、6項保健体育費の2目体育施設費、補正額140万円のうち15節工事請負費のスポーツ施設維持管理事業の施設改修工事120万円は、光スポーツ公園、光文化の森公園、芝生広場側の電源設備が老朽化により腐食が進んでおりまして、保守管理委託会社から漏電等による感電あるいは爆発等により火災を引き起こす恐れがあるとの指摘を受けたために改修工事を行い、安全管理を図ろうとするものでございます。

戻りまして、8ページをお開きいただきたいと思います。

2の歳入でございます。

13款使用料及び手数料、1項使用料、4目土木使用料の2節駅前広場使用料43万3,000円は、銚子連絡道路建設事務所跡地駐車場を駅前広場駐車場として利用させることに伴います使用料を計上させていただいたものでございます。なお、この駐車台数は17台分を見込んでおります。

その下の14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金の2節児童福祉費負担金162万5,000円は、法改正により受給者数が増加したことに伴う国の負担金でございます。

2項国庫補助金、3目土木費国庫補助金の1節道路橋梁費補助金、地方道路交付金600万円は、事業認定を受けております町道3路線の補助交付率の引き上げに伴います補助金でございます。

5目総務費補助金の1節総務管理費補助金、市町村合併推進体制整備費補助金1,000万円、これは新町建設計画に基づいて行う事業の実施に要する経費に対して10年間で3億円が交付されるというものでございまして、今年度は合併1周年記念事業あるいは合併に伴う各種統合システムの財源に充当することといたしております。

15款県支出金、1項県負担金、2目民生費負担金の2節児童福祉費負担金162万5,000円は、法改正により受給者数が増加したことに伴う県の負担金でございます。

2 項県補助金、1 目総務費補助金の 1 節総務管理費補助金、コミュニティ助成事業補助金 200 万円は、宝くじの収益金を原資とした助成金でございます、屋形荒場里神楽保存会に対して助成をすることといたしております。

2 目民生費補助金の 1 節社会福祉費補助金、重度心身障害者（児）医療費給付事業補助金 375 万円は、制度改正により該当者が増加したため医療費の給付が増加したことに伴う補助金の増でございます。

9 ページをごらんいただきたいと思います。

18 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 1 億円の減額、これにつきましては、各種事業執行に伴いましてほぼ財源の見通し等もついてまいりましたので、財政調整基金の取り崩しをやめ繰り戻すというものでございます。

19 款 1 項 1 目繰越金、1 節前年度繰越金 7,803 万 8,000 円は、各種事業の実施に伴う財源として追加補正をさせていただくものでございます。

21 款 1 項町債、1 目総務債、合併特例事業債の 940 万円、これは合併特例債の対象となります道路整備事業やプラム駐車場整備事業、これらが事業執行に伴いましてほぼ確定してまいりましたので、これらについて借入額の変更を行おうとするものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

なお、22、23 ページ、こちらの方に給与費明細書を掲載してございますので、後ほどごらんをいただければと思います。

以上で平成 18 年度横芝光町一般会計補正予算（第 3 号）の説明とさせていただきます。

慎重審議の上ご承認賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

〔企画財政課長 林 英次君降壇〕

一般質問

議長（伊藤良一君） 日程第 5、これより一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

椎 名 文 雄 君

議長（伊藤良一君） 椎名文雄君。

〔2 番議員 椎名文雄君登壇〕

2 番（椎名文雄君） 合併したおかげで・屋英夫議員のような方と一緒になれたことを誇り

に思います。改めておめでとうございます。今後ともご指導よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、質問に入ります。

9月議会で町長は、日本一の町にするには役場の職員も含め町民が一丸となることが不可欠であるとお答えいただきました。私もそう思ひます。町長はその後さまざま行事に参加したり、町長室の開放やホームページの開設、また町内7カ所でのまちづくり懇談会、近くにおいては日曜日の町内一斉清掃等に参加してみても、何か一丸となる手ごたえを感じたでしょうか、伺ひたいと思ひます。

次に、人づくりを目指しているのに、今のマスコミは日本じゅうの学校、子供たちがおかししい、大変だと言わんばかりに、不登校どころではなくいじめによる自殺、親の虐待、また親への反抗からさまざまな少年犯罪等が日常茶飯事で、しかも新聞紙面に書き切れぬほどです。本来ならPTA（ペアレント・ティーチャー・アソシエーション）という組織がしっかりして、しかもこの組織は日本連絡協議会まであります。いや、あつたんですけれども、まだあると思ひます。子供たちの心の中を見ないでマスコミに振り回されているような気がしますが、いかがでしょうか。

次に、今、シンボルとなりました栗山川の築堤工事が至るところで行われています。今年度はどこまで進むのでしょうか、まずここからお聞きします。

最後に、残念ながらごみの問題です。捨つても捨つても残念ながらもなくなりません。逆に大袋をステーションに持っていかぬで捨ててあることもあります。先ほど通つたら2日前に清掃したのにもう至るところにあります。15年前のALT、アメリカから来ていたダニエル・ホーバスの言葉を思い出しました。彼に「椎名は悪人の味方をしてるのか」、ごみを捨つたらいきなりそう言われました。なぜならば「ごみを捨てる人は悪い人だよ。その悪い人がしたことを助けている椎名は悪い人だ」、こういう考え方です、向こうは。アメリカの方では捨つた人に捨つてもらふ、よく悪いことをした人が警察に付き添われて町を掃除しています。それがアメリカだそうです。いや、少なくともウィスコンシン州ではそうだそうです。そばにいた中国人のワン・ハールも同じことを言っていました。中国ではその場にいた人がみんなで寄つてきて注意をして捨つさせる。この横芝光町でもそういう条例はできないものでしょうか。

もう一点、前回の議会で問題になっていましたテイヒユウの跡地についてお尋ねします。現代興業ですか、その後どうなっているのでしょうか、問題等ありますでしょうか、その辺

をちょっとお聞きしたいと思います。

以上、壇上からの質問は終わりにします。

〔2番議員 椎名文雄君降壇〕

議長（伊藤良一君） 椎名文雄君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） それでは、壇上から椎名文雄議員の質問にお答えをさせていただきます。その中で、日本一のまちづくりを目指す問題と環境の問題については私から答弁させていただいて、子供たちの心の問題については教育長から、また栗山川堤防の整備状況については都市建設課長の方から答弁させますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

日本一のまちづくりを目指すその手ごたえはというご質問でございまして、まず、まちづくり懇談会の手ごたえがいかがなものであったかということでございまして、先ほどの政務報告の中でもございました10月15日から20日までの6日間、町内7カ所でまちづくり懇談会を開催いたしましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中ご参加をいただきまして、重ねて感謝を申し上げる次第でございます。

まちづくり懇談会は、情報公開を一層進めるとともに住民の視点で行政需要を把握し、住民と行政が協調したまちづくりを進めるため対話行政の一環として開催をいたしましたところでございますが、7会場で222名の住民のご参加をいただき、身近な問題から町政へのご提言などさまざまなご意見をいただきました。実施方法等については、今後改善をしていかなければならないところも多々あり課題も残ったところでございますが、まずをもって住民の生の声を直接聞く機会を設けるということは非常に大切であり、私の持論でもございます未来をつくる住民の視点で、あくまでも住民の視点で町政をつかさどらなければならないと改めて感じたところでございます。

懇談会でいただきました意見、要望ですが、すぐにできることは速やかに、そしてある程度時間が必要なものについてはよく検討をし、今後のまちづくりに生かしてまいりたいと思います。また、財政状況が非常に厳しい中、バブル期のように何から何まですべて行政に頼ればよいというような行政主体の時代はもう終えんをしたと認識しており、旧態依然のまま進めていたのでは住民の自立意識は薄れ、財政破綻を招いてしまいかねません。これからは住民みずからが主体的にまちづくりに参加する、できるような住民主体の時代でございまして、住民と行政の協働が重要であると思いますので、今後も住民と直接対話できる機会を大

切にしていきたいと思います。

続きまして、環境の問題でございますけれども、一昨日行われました町内一日清掃には議会の皆さん、多くの皆さんのご参加をいただきまして大変きれいになったかなと思っております。改めて御礼申し上げる次第でございます。どうもありがとうございました。

椎名議員にはそれにも増して日ごろより町の環境美化にご協力を賜っており、この場をおかりしまして、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

1点目の条例制定についてでございますが、町をきれいにするのは、捨てられたごみを処理することもとても大切でございますが、まずは先ほどおっしゃられましたとおり、町民1人1人にごみを捨てない、捨てさせない、ふやさないということを認識してもらうことが最も重要ではないかと考えており、町広報紙や防災行政無線、不法投棄監視委員の皆さんなどにご協力をいただきながら周知徹底を図っているところでございます。しかしながら、ごみの不法投棄についてはなかなか減少せず、町民の皆さんからの苦情も数多く寄せられているのが実態でございます。今後はポイ捨て禁止条例の制定も必要ではないかと考えております。このようなことから、現在、他の自治体の状況を参考にしながら条例制定に向けた検討作業を行っているところでありますが、条例制定については罰則規定等の関係上、警察庁などとの協議も必要であり、来年19年3月議会を目途に制定をしたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたしたいと思っております。

続いて、現代興業の進出の件についてでございますけれども、6月議会や9月議会での一般質問でその時々の状況をお答えして報告してまいりました。その後の状況についてはとの質問でございますが、現在、施設については一部が完成をし、試運転を行っているとのことでした。先般、担当課において、騒音、におい、または水の処理の方法などについて現状視察を行ってまいりましたが、特に別段問題はなかったと報告は受けておまして、明日、地域の議員さんを含めて私も直接この現場に行きまして、周りの環境並びに騒音の問題、におい、あらゆる角度からこの問題を検証してまいりたいと思っておりますので、ひとつよろしくご理解をいただきたいと思っております。

なお、本操業については4月以降になるということでございますが、今後も、あすだけでなく定期的に巡回を行い、問題が発生しないよう見守ってまいる所存でございます。

以上、私から答弁させていただきます。

なお、先ほど申し上げましたとおり、子供たちの心の把握については教育長から、栗山川堤防の整備状況については都市建設課長に答弁をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

ます。

以上で壇上からの椎名議員に対する答弁を終わらせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 教育長、海保教之君。

〔教育長 海保教之君登壇〕

教育長（海保教之君） それでは、椎名文雄議員の横芝光町の子供の心を把握しておりますかとの質問であります。これは非常に難しい問題であります。しかし、ここ数カ月のマスコミの報道等を見ておりますと、幼児・児童・生徒に関する悲しい出来事が頻発しております。いじめによる児童・生徒の自殺、親による幼児の虐待や殺人、そして引責問題等による管理職の自殺と余りにも不幸な悲しい出来事が多過ぎます。特に、いじめによる児童・生徒の自殺、ましてや親による幼児への虐待や殺人は決してあってはならないものと考えております。このようなさまざまな不幸な出来事が、椎名文雄議員が日ごろ言われております「心の問題である」というその心の問題に起因すると考えますと、日ごろの教育現場や家庭において心の教育の必要性と大切さを痛感しているところであります。

教育委員会においては、子供1人1人の心を把握することは至難のわざであります。また困難でもあります。今現在、日々学校現場において1人1人の職員が学習指導やさまざまな教育活動を通して子供たちと心の対話に努め、命の大切さを含め心豊かな思いやりのある児童・生徒の育成に傾注しているところであります。よく言われます「三つ子の魂百まで」のことわざではありませんが、心を育てる基本は私自身は家庭教育であると考えております。このような心の荒廃した社会的な大きな課題を、学校教育のみではとても解決できるものとは考えておりません。しかし、教育現場が消極的な姿勢と対応をしないであれば何の解決方法もならないと思います。少しでも学校教育、社会教育などさまざまな教育生活を、教育活動を通して積極的に児童・生徒の心の把握に努め、心豊かな児童・生徒の育成に努力する所存であります。

また、日ごろ椎名文雄議員におかれましては、親子ふれあいのサッカー指導やボランティア活動を通して親子ともどもの心を育てる教育に取り組んでいることに感謝申し上げまして、教育長の回答とさせていただきます。

〔教育長 海保教之君降壇〕

議長（伊藤良一君） 都市建設課長、小堀正博君。

〔都市建設課長 小堀正博君登壇〕

都市建設課長（小堀正博君） それでは、椎名文雄議員の3点目、栗山川堤防の整備状況についてお答えをさせていただきます。

町のシンボルであります二級河川栗山川は、千葉県の管理のもと、栗山川改修計画に基づき築堤や護岸整備を逐次実施しているところでございます。現在行われております工事は、横芝堰下流の右岸、横芝側280メートル区間と左岸光側680メートル区間での築堤掘削工事及び旧横芝堰の撤去工事でございます。今後は、ふれあい橋上流の両岸約100メートル区間での張りブロック工事を行う予定であり、いずれも本年度をもって終了すると伺っております。

ちなみに、栗山川改修計画区間は多古町の飯土井橋から河口までの延長17.2キロメートルの間で、今年度工事終了後の全体の改修率はおおむね51%になると伺っております。県では財政状況が非常に厳しく、事業の推進が思うように図れない状況にあると伺っておりますが、町といたしましても、新町建設計画の中でも水と緑の美しい空間づくりとして栗山川河川改修を主要事業として位置づけておりますので、今後も関係機関に事業の推進を要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

〔都市建設課長 小堀正博君降壇〕

議長（伊藤良一君） 椎名文雄君。

2番（椎名文雄君） 日本一のまちづくり、何のために合併したかという、おっしゃるとおり財政困難、それなのに先日の懇談会等ではまだそこまで気がつかない人が大分いるようで、要望とかこうしてくれとか何とかとちょっともう少しだなみたいのを感じました。まだ町長はなっただけですけれども、でも感じるころは何ていうのかな、かなり感じていると思います。それは、今まで税金で暮らしていた方ではないから大切さの重みというのがすぐわかってきていると思います。原点に戻ればいいことなんですよ。もう皆さん公務員が公務員になったときに、もうこれ昭和21年から決まっていますよね、22年から地方自治法というもので。公務員とはいかにあるべきか書いてあります、みんな。その原点。みんなが最初は一生懸命やっていたのにだんだん何か違くなってきちゃっています、今。公務員の方が何か偉いような感じになっちゃっているような気もいたします。その辺を。

先ほども町長が言いました。町民と一体になってやるまちづくり、これ大切です。皆さんもちろんご存じでしょうけれども、水俣市、イタイイタイ病の水俣市。大変な市になっちゃったんですけれども、今は環境都市日本一です。もう痛んでどうしようもなかったの。これはどうしてそうなったか。何年も何年もかけて結果的には市役所の人たちが先頭に立って住民を巻き込んでそういう都市にしました。今、ごみは全部ほとんど資源にしています。彼ら

はずばらしい会社が来たということでやっているうちにそれで体を壊して、水銀問題ですよ。その辺で苦しんで、その結果、大分時間がかかったんですけども、そういう町になりました。でも横芝光町はまだそうならないです。

町長、気がつきましたか。必ず私はできると思います、早くこの原点に戻っていただければ。最小公倍数ですよ。この間も総務課長が役場の職員の人数はどうかの、ちょうど言っていましたけれども、人数ではないと思います、私は。中身の問題だと思います。果たしてやる気のある者が、この私の給料はだれにもらっているかとそこまで考えて、この町は私たちの町だ、みんなだって出たら自分の町なんです。その自分の町をきれいにする、当たり前。それをやっていけば先ほども言いましたけれども、お金が要らなくなっちゃうんですよ、ごみの処理の問題では。すべてそういうこと、氷山の一角だと思います。それは一つの例ですからね。それで、とりあえずそこらでその辺をしっかりとさせていただきたいと思いますので、まずその決意を一言で。

子供の問題なんですけれども、これ教育長はもちろん知っていますけれども、PTAは昔みんなでやっていたんですよ。あれどこ行っちゃったんでしょう。あのお父さん、あの子供おかしいよ、あのお母さんおかしいよ、みんなで何とかしてやりましたよ。総理大臣が問題にするような時代じゃなかったですよ。そこだと思います。先ほども町長が言った「しつけ」、家庭のしつけが原点です。家庭のしつけというのは身を美しくする、それは子供が身を美しくするには親が身を美しくしなけりゃできません。背中を見せなければできません。だれがやるんですか、これ。日本じゅうでこんなことができなくて大困りで騒いでいます。大問題、国の問題になっています。少しおかしいです。

なぜ命と時間の大切さを教えることができないのかね。君たちは、いや君は君しかいないんだよということ。君は君しかいない、君にしかできないんだ世の中にはみたいな、なぜ教えられないのかな。そして、時の大切さ。絶対にあした、あしたと言っていたら終わっちゃうんですよ、人生なんかあつという間に。やろうやろうと言ってたってやらなきゃ終わらないんですよ、教育長。子供たちがそのあしたを知らないうちにみずからの命を絶っちゃう時代です。また、校長先生も絶っちゃうような、何かその辺をしっかりと教えるには、教育長、もう一回その辺をお願いします。

築堤ですけれども、東陽病院あたりまではきれいになっちゃうんですよ、大体。そうすると、今の、先日有志で、県の少ない予算の中で横芝側の堤防を大変きれいにしてもらいました。まだもう一部ぐらい残っていますけれども、あれなんかも先ほど町長が言ったとおり

に、地元の人たちにちょっと手伝ってもらえばきれいになっちゃいます。もうその次はわけないです。あれ20年間ぶん投げっぱなし、20年間ですよ、工事始めて。ぶん投げっぱなしの成果です、あのごみは。すごいです。都市建設課長、県に聞いておいてください。築堤工事の中で出たごみの量、すごいごみです。あれだって資源になっちゃいます。これをお願いします。

それで、横芝光町のシンボルですとうたっています。そのシンボルをみんなで何できれいにしないのでしょうか。ぜひ今度役場の職員が先頭に立って、この横芝光町のシンボルの栗山川をメインにしなければいけないと思います。そこがつないでくれているんですから、ぜひ。これはいいと思いますよ、絶対に。その辺、何か栗山川の管理、何とかいい方法。せっかくきれいになってまたぶん投げておいたらまたもとのもくあみになっちゃいます。都市建設課長、何かその辺で案がありましたら、ひとつ。

環境なんですけれども、ごみですよ。条例をつくっただけでは絵にかいたもちと同じだと思います。それを守らせるにはどうするかみたいなのを聞きたいと思います。あの看板に今でもごみを捨てたら罰せられますと書いてありますけれども、そんな看板がいっぱい立っていますよね。だれに罰せられるのかもわかりませんが、だから、条例をつくりましたけれどもそれだけではきれいにはならないと思います。その辺どうしますか。

現代興業なんですけれども、私はちょっと見方が違ってごみの問題を少し、それこそリサイクルとかそういうのを勉強させていただいたもので、現代興業が中間リサイクルとして入ると聞いたときに、これはひょっとしたらペットボトルとかプラの中間処理ができるということは横芝光町のペットボトルとかプラスチックはただで処理してくれるんじゃないかな、ひょっとしたら資源なんだからプラスアルファがあるんじゃないのかな。私今試しにいろいろなことをやっていますけれども、自分で持っていけばほとんどがいただけます。取られるんじゃないかいただけます。この辺の数字を出していたら時間がかかりますけれども、その辺をちょっと確認していただきたいと思います。

それと、現代興業が入って商売をして、中間リサイクルというのは絶対必要なやつですから、忙しい仕事ですから必ず倒産はしないと思います。ということは、税金は絶対に払える会社です。プラス、地元の人たちを雇用することもできるしと最初来るとき考えたんですけども、何かいろいろ問題があってそれで私も止まっちゃっているんですけども、あしたちょっと都合が悪くて、もし行けたら行きたいんですけども、白浜小の方で会議があるので行けませんので皆さんにお任せします。結果は後で担当の方に聞きに行きたいと思います

ので、その辺お答えいただきたいと思います。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） では、自席でお答えをさせていただきますけれども、まず原点に戻るというところで、先ほど水俣市のお話をいただきましたけれども、私もちょっと水俣市のホームページで勉強させてもらいました。そうしたら、今ごみを22種類に分別収集をして、実際の最後のごみというのはもう1割にも満たないような状況になっているというのを聞いて、やはり環境の部分で非常に意味痛い目を、また住民が犠牲になったということがある意味それで非常にいい町になっているんだなというのを本当に痛感させられました。本当にその部分においても、当町においても参考にさせていただけるところがたくさんあるのではないかなと実感をしているところでございます。そうした中で、横芝光町民のすべてがこの町を愛しているでしょうし、まただれしもが美しい町にしようと思っているに違いありません。そういう部分においてそれこそこの町民の視点で職員、私を初め職員全員が同じ目線を持って美しいまちづくりに邁進できるように今後も一層努力をしてみたいと思いますので、よろしくご理解をいただきたいなと思っております。

それともう一点についてですけれども、ポイ捨て条例の件でございますけれども、確かに条例が制定されて絵にかいたもちではございませんけれども、そういう部分になりかねやしないかというご心配でしょうけれども、今回については先ほど警察庁まで相談に行きながら罰金といいましょうか、反則金といいましょうか、ある意味その辺の金額についてはまださほど協議を重ねておるところではございませんけれども、私の考えているところ、やはり芝山あたりがポイ捨て30万円の罰金反則金というような表現をしております。やはりそれぐらいの、そういう本当の悪い人たち、もうそういう人たちの意識をそういうもので直していくというのめいかなものかと思っておりますけれども、とりあえず措置としてはそれぐらいしかできないのではないのかなと思っておりますので、その辺については絵にかいたもちにはならないようにいろいろな角度から研究をして、この条例制定に向けていきたいと思っております。

そして、現代興業の件でございますけれども、現在今、議員おっしゃられたとおり現代興業という会社は、例えば地域ですとかそういうところで集めたペットボトルを会社がキロ12円とか何円というようなことを、ちょっと文書でもらったわけじゃないので実際どうなのかわかりませんが、会社はそれを買うんですね。それをいろいろなものに、チップ状とか何か米粒みたいなものにして、それが売れるんだそうですね。ですから、それこそ

100%リサイクルをして、その差益が非常にもうかるんだそうで、そういうようなところもございますので、今後本格稼働が始まったときには、ぜひ当町に集められるペットボトルについては格段の値段で買い取っていただけるようにこちらからもお願いはしてまいりたいと考えておりました。そういった中で、ペットボトルのあいた部分ですね、もう捨てちゃえばごみだけれども、本当に椎名議員おっしゃられるように資源でございますので、その部分も十分有効に使えるように町としても今後研究してまいりたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 教育長、海保教之君。

教育長（海保教之君） それでは、自席で答えさせていただきます。

先ほど椎名議員さんの質問の中にありましたPTAですけれども、このPTAにつきましては、実は私も長い間学校現場にいたときに、PTA総会をやると昔はいっぱい来たんです。このごろ総会をやりましてもほんの数十人、数十人いればいい方で数人という状況であります。だから、では教育に無関心かというのではなくて、親はやっぱり子供も進学だとかそういうことには非常に熱心です。ただ、一緒に話し合うことがなかなか難しいという現状です。

その中で、椎名議員が言われます命を大切にとか、あるいは今生きることの大切さをどのように教えればということなんでありますけれども、やはり本当は親の背を見て子供が育つと、親の姿をしっかりと子供に見せてあげればいいんですけれども、今は食事と一緒にとらない、そして夜、子供が夕方うちへ帰ればお父さんもお母さんもないという現状、もちろん年寄りも別ですからなかなかありません。そういう中で、子供のいろいろな悩み、成長期におけるさまざまな苦悩、それを相談する相手もない。もちろん親も忙しくてそれだけのことができないというそういう現状の中、親教育、それが非常に今やはり大きな社会教育中の問題になっております。

そして、さまざまな研修をやります。実は山武郡のPTA連絡協議会の会長は横芝光町の横芝小学校の森川会長さんが連絡協議会の会長をやっております。さまざまな研修を企画して、ことしも山武が千葉県の大大会の会場ということで講演をやったりいろいろな形で分科会を開いていじめの問題、心を育てる問題等やっておりますけれども、やはりなかなかその時間になりますとすうっといなくなってしまう。はっきり言いますと、今の若いお父さん、お母さん方は人の話をなかなか聞くことができないという、そういう部分もあるかと思えます。しかし、私たち教育行政に携わる者としては、学校に対しましてPTA活動、特にさまざま

な家庭教育学級等を企画いたしましたし、お父さん、お母さん方が参加していただいて、そして生の姿で教師とともに、それがPTAでありますので、教師とともに語り合う、そういう環境を今後ともつくっていきたいということを思っております。

どうも雲をつかむような話で申しわけないですけれども、現実にかうだということができませんけれども、ただ前向きというよりも一生懸命努力をして、少しでも町内の各学校でPTAと学校が一緒になって子供を育てる教育に邁進できるような環境を行政としてつくっていききたいというふうに思っております。

以上です。

議長（伊藤良一君） 都市建設課長、小堀正博君。

都市建設課長（小堀正博君） 栗山川の堤防の草刈りの件でございます。現在、管理者の千葉県におきましては年2回程度全線にわたりまして草刈りを実施しております。そういった中、旧光地区におきましては、以前から栗山川環境ボランティアということで一日清掃の後に、おとといも一日清掃の後に実施していただいております。そういった中、また椎名議員さんを初めとするボランティアグループの皆さん方にも日ごろから草刈り、それからごみ拾い等を実施していただいていると、そういう状況であろうかと思えます。

先ほど栗山川の改修状況ということでおおむね横芝堰付近までようやく何とか改修が進んできた、ただこれもまだ完成形ではございませんので、今後また堤防がもう少し高くなる箇所もございます。そういったことで栗山川も徐々に完成の方向に向かっております。そういった中で、やはり堤防の管理、非常に今面積、延長がございますのでなかなか行政だけでもできないという部分もあろうかと思えますので、今後は、現在今旧光地区で実施していただいているような環境ボランティア、そういったものを環境防災課の方といろいろ協議をしながら、旧横芝地区でもそういう組織等の立ち上げができればいいのかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 椎名文雄君。

2番（椎名文雄君） 日本一の町にする横芝光町にいい材料が、町長、あるんですね。いい材料が。それはなぜかという、まず空港は成田なんですけれども、その空港に入る玄関は必ずこの上を通過していきますよね。玄関です、横芝光町が、外国人にとっては、それと、あと高速道路への入り口ですか、これもすばらしいですね。もちろん川があります。

もっと歴史的なものがあります。それは、成田山にある不動明王は光町に泳いできたとい

うことです。これは1,100年前からのつき合いです。これも宝だと思います。ここに来なければ成田には絶対に行かなかったから、成田市の新勝寺さんの方はぜひいろいろなことをこっちとやりたいというようなことを話しています。その実行副委員長の方が、たしか町長、最初のときに私紹介したと思いますけれども、やる気十分ですのでぜひやりましょう。そういう親戚づき合いしたところから成田と仲よく、貸しなんですから、あれは。

それと、栗山川です。栗山川は何かサケのきのうも言ったそうなんですけれども、最南端なんです。それと、これも昔なんですけれども、歴史的に丸木舟の一番出るところなんです、栗山川というのは。ということは、なぜかという、舟を有効に使っていたというか、その昔から人間がかなり住んでいたということです。住みよかったということです。それと、多古、栗源あたりに初めて住んだ朝鮮の人たちの海路だったんですよ。だから韓国の岩部とかそういう名前がいっぱいあります。あるいはカジヤとかそういう韓国の、昔で言えば朝鮮のその地名です。いっぱいあります。

だから、私はこの合併の話が出たときに栗山が大公園できるなと本当は思ったんですよ、それつくったらいいな。成田もあるし川もあるし、海もあるしというような。それを実際にできると思います。なぜならば、今、先日の千葉日報にも載っていました。これどうでしょうか。「成田空港を核に」というやつでいろいろ出ています。1月28日の記事です。「航空局主導で観光振興」、まさに外国人を引きとめるにはどうしたらいいか。ここ最高ですよ、トンボはいるし、ごみをきれいにするだけで。

今人間の求めているものは「いやし」ですから、お金じゃないんです。お金なんて言っている人は何かいろいろなことに、今ご案内のとおりお金を目当てにしている人はちょっと間違った方向にみんな行っちゃっているからそうじゃないと思います。なぜならば、今の子供たちはいじめとか、こういうことが起こっている原因がそこにあるからです。

なぜ、なぜと先ほどから言っていますけれども、簡単なことなんですよ、本当に。昔のように戻れば、教育長、いいんですよ、あの姿に。わかっていたら戻ればいいんですよ。だから自分は今子供たちにいろいろなところで、出張します。横芝光町だけではありません。そこで必ず約束させます。5つ。簡単なことです。あいさつはいつでもどこでも大きな声でしよう、いつでもどこでも真剣に生きよう、真剣にやろう、真剣にスポーツやろう、何でも真剣にやろう。3つ目は他人の悪口は絶対に言わないことにしよう。4つ目は困っている人を見たら助けよう。5つ目はお父さん、お母さんに感謝しなければいけないんだから、うちの手伝いは進んでやろう。サッカーでも野球でも何でも、これができなきゃ幾ら野球がうま

くても最終的には人間として通用しないよ、そういう人は一流とは言わない、二流だよ。子供たちはすぐわかります。わからないのはお父さん、お母さんです。もううまくない。野球だ野球だ、サッカーだサッカーだってそればかりです、残念ながら。だから、いつも親の方に向かって「あなた方ができなければ絶対に子供はできない」、私は繰り返して20年くらいやってきました。でも大人になったら大人になっちゃうんですね、残念ながら。何人かしか残っていません。

だから、わかったところで子供たちが、子供たちに何ていうのか、やる気、本気、夢、希望、そうすると人間というのはアドレナリンというのが出て、グリコーゲンですか、もう活性化して考え方が変わっちゃうそうですから、簡単なことですよ。褒めてあげればいいんですよ。教育長、褒めるしかないと思います。また、いいところを褒めてください。それで私は絶対よくなると思います。お世辞で褒めたって子供たちはお世辞とわかりますからね、周りを見ていたら。本当にいいところを褒めてあげればどんどん伸びます。その辺何か答えられましたらお願いします。

それと、堤防なんですけれども、築堤、県の予算でやるといつも1メートルとか2メートルなんですよね。車が通りやすく、でかいトラックまで走りやすいものだから、まとめてがばっと捨てていきやすくするくらいのもので、あれ下まできれいにやらなければ。県に何かその方法を、ぜひ県と一緒に考えてみてください。きれいな公園にするために、日本一の町にするためにお願いいたします。答えられましたら。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 先ほどおっしゃられていましたとおり、この横芝光町には山があり川があり、そして本当に自然が豊かなこの横芝光町を、町民みんなで本当にきれいな美しい町につくり上げていきたいなと思っておるところでございます。

そして、空港の利用の問題につきましても、私は常日ごろ空港関連の関係の会合に出ますと、ともかく北側だけ開発するのではなくて、南側も一生懸命頑張っているのをひとつご援助いただきたい旨を伝えております。

そして最後にその栗山川の、たまたま昨日なんですけれども、サケ放流事業協議会、地域連絡協議会というものを横芝光町、芝山町、多古町、香取市、この4つの市町でやっていこうということに相成りました。昨日は大変お忙しいところ、香取市の市長さん、また多古町の町長、そして芝山さんからはちょっと代理でございましたけれども、その協議会が正式に発足いたしまして、分担金については今まで横芝光町1町で出していたわけでございますけ

れどもそれもみんな、おのおの都合もありますでしょうけれどもいろいろ事務方でこれから検討していったら、栗山川のサケの遡上がより多く上がるようにみんなで努力していったら栗山川をきれいにしようと、水質の浄化の問題も兼ねて考えるような協議会ができました。これもまた一歩前進なのかなと思っておりますので、今後もひとつ美しい横芝光町を目指した皆さんの目的は一緒だと思いますので、今後ともいろいろとご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（伊藤良一君） 教育長、海保教之君。

教育長（海保教之君） 椎名議員の言われます子供たちがやってよかったと、要するに子供にとって褒めてあげること、要するに喜びを与えてあげるんだと、もちろんその中にはさまざまな場面があるかと思えます。これからも家庭教育、特にPTA活動を通して、あるいは教職員の研修を通しながら子供たちに少しでもよい場面を見つけてそれを評価する、褒めてあげて子供が喜んできょうこれでよかったんだと、頑張れたという、ぜひそういう感動を与えるような、そういうまちづくりというか、教育現場づくりに励みたいと思えます。

以上です。

議長（伊藤良一君） 以上で椎名文雄君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は2時30分とします。

（午後 2時12分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時30分）

永 ・ 貞 ・ 君

議長（伊藤良一君） 一般質問を続けます。

永・貞・君。

〔11番議員 永・貞・君登壇〕

11番（永・貞・君） 通告に従いまして、大綱3点ほど一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、先輩の・屋議員におかれましては、35年という長きにわたりまして議員生活をされたということ、非常に私ども敬意を表する次第でございます。また、改めてお祝いを申し上げます。

それでは、1点目、空港問題についてお伺いいたします。

成田空港も開港以来30年近くなるわけですが、完成までにはまだまだ時間がかかりそうです。しかし、Bラン供用からはや4年になろうとしておりますが、洋上足下げ等が恒常化してから落下物も大幅に減り、今のところ大きな事故もなく経過しておりますことは大変喜ばしいことでもあります。しかし、部品の欠落、出発便の引きかえし等は日常常にあるようでもあります。これからも無事の空港であることを願うものでありますが、空港の方はそれなりに発展し、昨年からは民営化も進み、第1ターミナルの改修工事も終わり、利用客、発着便も順調に伸びて収益の方も大幅に上がっております。こうした中、日本の空路の下にある我が町は発着回数が20万件に近くなる中、機材の進歩により騒音が低くなったというNNAの言い分とは裏腹に、我々の耳に入る騒音はますます多くなっております。

そこで1点目に、町が行っている騒音測定はどのような形で行われているか。また、NNAと県はどのように行われているか。

2点目に、空港からの交付金は旧2町を合わせた額が交付されているか。

3点目に、空港圏という言葉はよく聞かすが、これには定義があるのか。

空港関連について3点お伺いいたします。

次に、前回に続きまして、農政問題についてお伺いいたします。

国は、食料・農業・農村基本法の推進に当たり、いろいろなメニューを提供しております。まず、基本法では、1、食料の安定供給の確保、2、多面的機能の発揮、3、農業の持続的な発展、4として農村の振興と4つの柱があるわけですが、食料の安定供給の確保の中で、今我々に一番身近な課題は水田農業、稲作であります。農水省は水田農業のあるべき姿の実現に向けてというパンフレットを18年1月に出しております。これによりますと、平成15年の予備段階から始まった米改革大綱に基づき、16年度策定した地域水田農業ビジョンの産地づくり対策等、現行対策の仕上げの年と位置づけ、地域で取り組むポイントとして、1、米の需給調整の的確な推進、2番目、ビジョンの点検、見直しと産地づくり交付金の有効活用、3番目として、担い手の育成確保の加速の3点を挙げております。そして、このような取り組みを進めた上で、次のステップとして横断的経営安定対策が導入されるわけであります。

また、ビジョンの作成に当たり、市町村の役割として5つの項目を挙げております。1、需給見通しの作成に対する情報の提供、2番目、地域水田農業ビジョン生産者団体と一体となり作成、3番目として、生産調整方針が地域農業振興に資するものとなるよう、その作成及び運用に際し、その着実な推進、地域水田農業ビジョンとの整合性の確保、各関係団体・機関との調整などに関する助言及び指導、4番目として、地域水田農業ビジョンの実現に向

けた農業者への支援、5番目として、農業者団体、流通業者団体等の各種団体組織との連携に関する必要な調整などがあります。この水田ビジョンについては、生産者団体の農協が主体となり行政に働きかけて進めるのが本来の姿だと思うのですが、今の農協は金融共済事業と経済事業だけ力を入れ、指導事業には全く力が入っていないのが現状であります。農民の頼りにならないのが現実の姿であります。

このような状況を踏まえて、質問の1点目、新町の水田農業ビジョンの策定はどのような状況になっているかお伺いいたします。

次に、国はこの事業推進に当たりさまざまな交付金を創設しておりますが、産地づくり関係の交付金だけで18年度実績約1,600億円出しております。この産地づくり交付金は、当町では北清水の県営担い手育成基盤整備事業による営農組合ができておりますので郡内では一番の交付額でありますけれども、加工米の助成以外はほとんどこの営農組合に行ってしまいます。

質問の2点目、農業に対する支援策がいろいろと打ち出されているが、町としてできる支援策は何があるか、精査しているかをお伺いいたします。

次に、3番目といたしまして、横芝光インターチェンジについてお伺いいたします。

この銚子連絡道も3月の開通以来交通量もだんだんとふえており、八日市場方面から千葉方面に行くには大変時間が短縮できるということであります。この先、銚子市まで延びるわけでありましようが、これから先は高規格自動車道路ではなくなるという話を聞きましたが、1番目、これからの道路はどのような規格になるのか。

2番目、インターチェンジはどんな形になるのか。

県道路公社の休憩施設はできるのか。

4番目として、チャレンジハウスの今後の方向性はどうなるのか。

インターチェンジについて以上4点をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問といたします。よろしく申し上げます。

〔11番議員 永・貞・君降壇〕

議長（伊藤良一君） 永・貞・君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） 永・貞・議員の質問の中で非常に専門性の高い質問がきょうは多数ございまして、それらの分については担当課長からお答えをさせていただくということで、そ

うした中でやっぱり空港関連に伴うものと、また新農政に対する支援対策、交付金のもろもろの関係については、また銚子連絡道につきましてもこれもある部分都市建設課長の方から答弁をさせてもらって、ただ1点、チャレンジハウスが今後どのようなようになっていくかについてのみちょっとこの壇上からお答えをさせていただきたいと存じますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

3点目の質問でありますチャレンジハウスの今後の方向性についてお答えいたします。

インターチェンジの形については、先ほど申し上げましたとおり後ほど都市建設課長が詳細に答弁をいたしますが、インターチェンジの形につきましてもは平面交差方式になる見込みでございます。

道路公社による休憩施設につきましても、県は銚子連絡道路における休憩施設の必要性和横芝光インターチェンジの適地性などを整理した上で、2期事業の中で整備するというところでございますので、町といたしましても県の動向を見ながら関係機関と調整を図りつつ、当初の計画を見直し、今後どう地域にマッチしたものにできるか、また立地性や誘客性など慎重に検討をしてみたいと考えております。

大変雑駁で申しわけありませんけれども、以上、チャレンジハウスの今後の方向性についての答弁とさせていただきます、またいろいろご質問あれば席上からお答えさせていただきますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、林英次君。

〔企画財政課長 林 英次君登壇〕

企画財政課長（林 英次君） 永・議員の質問の1点目でございますが、町で行う騒音測定はどのように行われているか、これについてご回答申し上げます。

空港関連問題についての1点目でございますけれども、成田空港周辺地域には、関係自治体及び成田国際空港株式会社により現在102局の航空機騒音測定固定局が設置されております。測定データの集計につきましては、財団法人成田空港周辺地域振興協会に委託をしております。当町内におきましても9局、旧横芝区域で8地点、また光地区で1地点設置をされておりまして、航空機騒音の状況を常時測定し、受けた集計データにより騒音の実態を把握しております。また、成田空港を離着陸する2本の航路が当町上空にかかっているため、騒音対策事業の基礎資料とするためにもより詳細な実態の把握が必要ですので、町独自で航空

機騒音実態調査として夏季、冬季それぞれ1週間の短期測定を行っております。夏と冬の2回行うのは、風に向かい離着陸する航空機の特性を考慮し、季節で風向きが変わることにより上空を通過する離陸機、着陸機の比率が変わるためでございます。

地点数につきましては、平行滑走路の供用が開始された平成14年度より旧横芝町において25地点での測定がされてきましたが、前年からの測定値の推移、夏季と冬季との季節における比較を行うためにも、今年度につきましては旧横芝地区の区域の25地点、これは変えずに新たに旧光地区3地点を加えた計28地点において夏季の測定を実施いたしました。

ご質問のありました成田空港株式会社実施の4カ所、これについては中台の角田、大総、横芝、上堺の3小学校でございます。また、千葉県実施の4カ所、これは中台の円福寺、長倉、牛熊共同利用施設、宝米でございますが、これらについては、町は同一箇所での重複測定を避けるためこれらの地点での測定は現在行っておりません。また、これら固定局のデータにつきましては、町が実施した測定期間に合わせてデータを利用させてもらいまして、集計結果として取りまとめているという状況でございます。ということで、成田空港会社、千葉県の測定結果と比較するデータとしては持ち合わせていないという状況でございます。

次に、2点目の新町になって空港からの交付金は変わったかのご質問でございますけれども、成田国際空港周辺対策交付金の交付対象市町村において、本年3月27日に市町村合併が行われまして、成田市、横芝光町、山武市、香取市が誕生したことに伴いまして、成田国際空港周辺対策交付金規定、これが空港に関連しない外的要因である市町村合併によりまして普通交付金の配分バランスが大きく崩れてしまうということから、普通交付金の配分基準、配分比率等の見直しが行われまして、平成18年9月13日付で成田国際空港周辺対策交付金規定の改正が行われたところでございます。

今回の改正では、普通交付金の配分基準のうち、特に配分バランスに影響を及ぼしております経営耕地面積割が廃止されまして、騒音防止区域割が新設をされました。また、公共施設割に該当するもの、これが統合されるとともに、普通交付金の配分比率が見直され、合併に伴う変動要因を最小限にとどめるよう改正をされたと同っております。

空港からの交付金につきましては、普通交付金と特別交付金で構成されており、特別交付金の配分につきましては、平行滑走路の北進に伴う周辺対策事業費の増加が見込まれていることなどから厳しさも予想されますが、騒音防止対策事業の充実のため、これまでの交付額が確保できるよう空港会社に対し働きかけてまいりますので、議会並びに空港問題対策特別委員会の皆様のご協力をよろしくお願いをいたします。

続いて、3点目の空港圏とは定義はあるのかとのご質問でございますけれども、空港圏という明確な定義は定まっていないと思われませんが、圏域という表現を使用する場合には、表現する側において、地理的な関連あるいは生活・経済活動の関係性を勘案して使用されております。

成田空港圏という表現につきましては、成田空港圏自治体連絡協議会、これは成田市、富里市、山武市、栄町、神崎町、多古町、芝山町、横芝光町など3市5町の成田空港周辺自治体により組織をされております。この協議会は成田空港圏での振興に関する事、成田空港圏の地域等実施に伴う財源確保に関する事、また成田空港圏の振興等にかかわる連絡調整にかかわることなどの事業を推進することを目的に活動を行っております。したがって、当町の行政上での成田空港圏という場合にはこの協議会を構成する自治体の範囲であるというように認識をいたしております。

以上でございます。

〔企画財政課長 林 英次君降壇〕

議長（伊藤良一君） 産業振興課長、高埜広和君。

〔産業振興課長 高埜広和君登壇〕

産業振興課長（高埜広和君） それでは、農政関係でまず1点目の水田ビジョンの状況ということでございますけれども、この水田ビジョンにつきましては、旧両町に水田農業推進協議会それぞれございました。合併の調整の中で、18年度中は両町にある水田農業推進協議会をそのまま継続させ、19年度中において一本化を図るということで調整がなされたわけがあります。しかしながら、先ほど永・議員からありましたように、新たな経営安定対策等いろいろ国の制度が極めて目まぐるしく変化をしている状況でありますので、水田ビジョンにつきましてはそれに見合った中で策定しなければならないということで、平成19年の1月中にこの水田農業推進協議会の一本化を図る予定で今事務の調整の方を行っているところであります。そこで水田ビジョンの見直しを図り、19年度の生産調整に間に合うような形で策定していきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

それから、加工米の関係でありますけれども、生産調整絡みでございますが、これにつきましては、18年度で水田農業推進協議会の方に2,300万円ほど国から補助をいただいて実施をしております。しかしながら、今いろいろな改革が行われている中で、それがどのような方向に変わっていくのか、あるいは廃止される可能性もございます。そのような対策としていろいろ私どもも考えているわけでありまして、なくなった場合には、いずれにいたし

ましても一般財源で対応せざるを得ないのかなというふうに思っております。

それから、どのような支援策を検討しているかということでもありますけれども、例えば強い農業づくり交付金で言いますと大項目で7種類ぐらい、小項目にしますと数え切れない百何種類、それから元気な地域づくり交付金におきましても大項目で言いますと4種類、小項目になりますとそれこそ百二、三十種類のいろいろな支援策があるわけであります。今、横芝光町でこの支援策の中から国の支援といたしまして農業生産基盤の整備、いわゆる元気な地域づくり交付金の中の一つでございますけれども、さらに細かく言いますと農用地集団化ということで篠本・新井地区で圃場整備を申請すべく進めておりますけれども、その事業に対して経営体育成促進換地等調査事業ということで国庫補助金を入れております。これについては、この換地計画が終了するまで継続して補助を使っていきたい。それから、北清水と屋形の方で今年度配水機場の修理を行う予定でありますけれども、それにつきましても土地改良施設維持管理適正化事業というのをに入れております。言い忘れまして先ほどの経営体育成促進換地整備につきましましては、国が50、県が30であります。地元町が10、10ということでございます。それから、屋形、北清水の配水機場に関しましては国が30、県が30、残りが土地改良団体連合会から30、拠出金ということで肩がわりをしていただきまして、後ほど町が5年間のうちに償還するというような制度を使っております。

それから、県の補助金であります、いきいきふさの田んぼ支援事業というのがございます。それがいわゆる北清水のブロックローテーション、それから入のフォールクroppサイレージ、これに対して県の補助を入れております。それから、そのほかにいわゆる農業認定者だけに該当する利子補給事業、それから災害関係の利子補給事業の補助金、それと数量調整、いわゆる集荷円滑対策、それら細かな補助金もありますけれども、今後も町のいわゆる事業に見合った形で補助を探し、模索し、調査研究をしてみたいというふうに思います。

いずれにしても、町の財政状況が極めて厳しい中でございますのでなるべく有利な支援事業、補助事業を探しまして、それに合った形で事業を進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

〔産業振興課長 高埜広和君降壇〕

議長（伊藤良一君） 都市建設課長、小堀正博君。

〔都市建設課長 小堀正博君登壇〕

都市建設課長（小堀正博君） それでは、永・貞・議員の横芝光インターチェンジ関係の1

点目、それから2点目の質問でございますけれども、これは関連性がございましたので一括してお答えをさせていただきます。

まず、銚子連絡道路の概要についてでございますけれども、十分ご案内のことと思いますけれども、若干説明をさせていただきます。

銚子連絡道路は、東京湾アクアラインや首都圏中央連絡自動車道などの高規格道路と一体となって、山武、東総地域における県都1時間構想の実現と首都圏を初めとする各地域の交流連携により、魅力ある地域づくりに貢献できる道路として千葉県が逐次事業を進めております。その結果、ご案内のとおり、松尾横芝インターチェンジから横芝光インターチェンジまでの間約6キロメートルが平成18年3月25日に地域高規格道路として開通し、首都圏までの所要時間の短縮、各地域までのアクセス性の向上などが図られたところでございます。

ご質問のこの先高規格道路でなくなる、またインターはどのような形になるのかということでございますが、地域高規格道路とは、東関東自動車道路や首都圏中央連絡自動車道などの高規格幹線道路を補完し、地域相互の交流促進や広域交通拠点の連携を図り、おおむね時速60キロメートル以上の速度サービスを提供できる2車線以上の質の高い道路で、銚子連絡道路は当初から地域高規格道路として整備を進めておりまして、今後も変更はないというふうに伺っております。しかしながら、県では厳しい財政下におきまして事業コストの縮減に努め、より早く広域ネットワークを構築することから、横芝光インターから先線を一般道路の地域高規格道路として整備していく方針に決定した旨の説明を先だって11月30日でございますけれども、県の方から説明をいただいたところでございます。

また、インターチェンジの形についてでございますが、先線が一般道路になることに伴いまして、立体交差方式ではなく、先ほど町長の答弁にもございましたように平面交差方式になる見込みであることから、現在県において最終調整中であり、決定次第報告をいただけるということになっておりますので、その際には議員の皆様にもご報告をさせていただきたいというふうに考えております。

次に、道路公社の休憩施設の件ですが、町では平成17年3月に銚子連絡道路横芝光インターチェンジ等活用検討委員会を立ち上げ、千葉県県土整備部道路計画課長、道路環境課長、海匝地域整備センター所長、千葉県道路公社理事長など県関係者を構成員として会議に参画いただいております。その中で、県から銚子連絡道路における休憩施設の必要性和横芝光インターチェンジの適地性を整理した上で、横芝光町から匝瑳市間の2期事業の中で整備するというふうに伺っております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔都市建設課長 小堀正博君降壇〕

議長（伊藤良一君） 永・貞・君。

11番（永・貞・君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

最初の空港問題でございますけれども、何か町長、逃げたわけでもないでしょうけれども、これは空港からどうやってお金をもっと持ってくるかというのが本当の趣旨でございます。そのデータが、空港と交渉するにはどんな方法があるか、これは町長にも考えてもらいたいと、これが趣旨でございます。

騒音の測定ですけれども、町でやっているのは年2回、1週間ずつ夏冬やっているということでございますけれども、こういうデータとNNAのデータの差があるかどうか。

それから、この危険度です。我々は毎日飛行機の真下にいるわけなので、これを何ていいますか、そういうものを評価するものはないかどうか。成田空港が成り立っているのは我々のこの頭の上を飛んでいるからで、どうも最近空港の方も周辺のことを、だんだん関心が薄くなっているような気がしているんですよ。

それと、交付金の問題ですけれども、周辺交付金が40億、これが先ほどの課長の答弁ですと変わっていない、逆に分母は40億で北進により騒音地区がふえるので少なくなるのではなからうというような答弁でございますけれども、それでは我々は納得できないんです。ふえたんだから当然その交付金もふえなければおかしいと思うんですよ。

それと、今まで旧横芝町に交付されました交付金が、先ほどの答弁ですと面積がふえたから基準が変わったという話でございますけれども、これは空港対策の交付金でございますので、面積がふえたって騒音地域というのはふえないわけですよ。町村が大きくなったからってその騒音の分がふえるわけではなく、騒音地域というのは変わらないわけではないですか、その辺。例えば山武市にしましても成東、山武がふえたからその分が騒音地域に入るかという、そういう理論になると思うんですけれども、それはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですよ。そういう点を町は空港に対してどのように対応するか。

それと、交付金は、横芝はいつも年内に地域の交付金は配布しているんですけれども、それはことしまだやっていないのかどうか。

それと、この交付金の配布の今までの地域で、合併の調整のときにはどんな話になっているのか。これは当然横芝当時のまま残すべきだと、これは前回ですか、たしか小川議員さんの質問の中でも、私はっきり覚えていませんけれども、そういう回答を聞いたというような

記憶が残っておりますので、その点をはっきりしていただきたいと思います。

それから空港関連、空港圏という問題ですけれども、空港の方は都合のいいときには空港圏、都合が悪くなると横芝は入っていないのが今までのあれなんですよ。空港周辺の自治体の就業人口とか人口の伸びなんかをグラフであらわしてありますけれども、横芝はこういうときに入っていないんです。広い意味もとの1市9町になると入っているんですけども、横芝は入っていないんですね、この経済圏の中には。その点を。

それと、就業人口にしましても横芝がちょっと調べてきたけれども、空港関連で236人、光町が169人、芝山、富里になると万のけたです。

空港関連につきましては、2回目、以上お願いします。

それから、農政問題でございますけれども、先ほど課長の方からビジョンは19年度に立ち上げるというような話でございますけれども、たしか新町になったら立ち上げるというふうに聞いていましたけれども、18年度は旧町のままでやるということで理解していいですか。

それから、今の米つくりのあるべき姿というのを今の農家が理解しているのがどのくらいあると認識していますか。全く理解していないんじゃないかと思うんですよ。だから、認定農業者になってくれと、認定者になっても何のメリットもない、逆に認定農業者になれば生産調整もきちんとやらなければならない、そういうことで認定農家を脱退している人も何人かあるわけです。そういう国が進めているのと逆行するような形になっているんです、今ね。そういう理解していないと、横断品目と言ったって何だそれはと。こういう状況でどんどん国の政策だけは進んでいっているわけですよ。その点のギャップを町はどうするか。

それと、先ほど課長の答弁の中で加工米の助成でございますけれども、2,300万円の助成金があったけれどもどうかという話を、これは何のお金でしょうか。加工米の助成は産地づくり交付金で今までやっていたと思うんですが。

あと、いろいろな資金援助、課長、いろいろな面で勉強していただいて、なるべくこの国が出している支援策、国は事業を立ち上げますとこれは必ず支援策は必ずつけるわけです。我々畜産農家が、昨年11月に家畜排泄物処理法ができて、それに違反しますと我々は罰則を食うわけでございますけれども、それにはちゃんとこういう金を出すから処理施設をつくりなさいよというふうに金を出しております。私も専門農協の役員をしておりまして、畜産の方でございますが、2分の1リース事業をたくさん使っております。個人でちょっとつくっても3,000万円くらいの処理施設がありますけれども、その2分の1は助成なんです。国の金でやれるんです。そういうふうに、国はやはり法をつくれれば必ず裏づけをやっており

ますので、そういう国のお金をいかにして持ってくるかということもしっかりとやっていただきたいと思います。

私の方は旧横芝町で、畜産関係ばかりで申しわけないですけども、酪農の方で木曽牛導入金500万、養豚の方で250万、我々畜産部会で町の方で融通していただきまして3年たつと返すわけでございますけれども、それによりまして畜産農家は木曽牛あるいは木曽豚の導入をやっていたわけでございますけれども、合併されたらそれが町の中に入っちゃって今全然ないわけですね、畜産の支援が。これ何でいつなくなったんだと聞かれましたけれども、これは合併と同時に町へ返還されましてなくなっております。そういうことで、金がないないという時代でありますけれども、何かいい方法でその資金を、やれる方法を考えていただきたいと思います。

それから、インターでございますけれども、平面交差というような形で立体のインターがなくなるというわけでございますけれども、休憩所はまだわからないということなんですけれども、東金道、千葉から銚子間休憩所がないわけです。今、野呂1カ所しかないわけですから、できればインターへつくっていただいて直売所をつくって、直売所というのは私も方々回っておりますけれども、物を売るということも確かに大事なんですけども、あれが地域の情報の発信地になるんですね、道の駅とかああいうものは。ぜひこれは町で働きかけても休憩所はつくるべきだと思いますが、この点についてお伺いします。

以上で2回目終わります。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） それでは、とりあえずまず私が答えられるところから永・議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

今、騒音問題で、そうですね、おっしゃるとおりで、NNAが測定しているところで改めて町で測定して同じ数値が出るか、それに差があるかという、ある意味ごまかしがあるのではないかなというような部分からそういうようなお言葉があるかと思っておりますけれども、現在その騒音の問題については、空港会社というか、要するに航空機、例えば全日空ですとか日航だとかいろいろな飛行機会社が効率化を求めるということで余りジャンボを使わなくなってしまっているんですね。中型機が主力になっていってしましまして、そういう部分において騒音の数値が下がっているのかな、そしてまた説明によりまして一応騒音が少なくなるようなエンジンですとかそういうものの改良もあるんだと説明は受けています。ただ、基本的にはその絶対数、ジャンボの数が少なくなっている関係の方が顕著にその数値的にはあ

らわれているんじゃないかなというふうに思っていますので、その辺についてはもう一度ちょっとうちの方で検討をさせてもらいたいと思います。

それともう一つ、騒音地区の面積割のお話でちょっと議員の方で勘違いがあるのかなと思いますけれども、今まで交付金を出すのに面積割という部分での基準もつくってあったわけなんですね。そうしたら、例えば山武市へ、今まで隣の松尾、蓮沼、成東、山武というような4つの自治体で一緒になった場合、当然面積はふえますよね。じゃあ、成東の部分にもその面積割で拠出する必要があるか。あるわけないですよ。ですから、その面積割については廃止をして別のやり方で算定基準をつくったという意味でございますので、ひとつそのところをご理解いただきたいと思います。

そして地域の、そしてまた横芝光町内における、特に横芝地区における地域の交付金、それについては合併協でもその話は決まっています、今までどおり、そしてもう既にその交付は終了しております。

そして、あと空港圏の問題でございますけれども、公が言っている空港圏、またその騒音対策協議会から始まっているいろいろな部分については、当町横芝光町はすべて入っております。しかしながら民間の、議員のおっしゃられる例えば経済圏は入っているのか入っていないのか、その部分については、それはその学術的な部分なのかな、また慣習的な部分ですからちょっと定かではありませんけれども、それについて今後そういうだれしもがここは空港圏だよと言えるようなこの横芝光町を築き上げていかなければならないのかなと、そういう部分においては、先ほども申し上げました椎名議員の質問でもお答えしましたけれども、行く先々で空港の南側、特に横芝光町は空港圏の中で一番財政力も低い自治体なんだと、その部分の、そしてまた私が常日ごろ南北問題というふうに言うんですけども、北側ばかり開発が進んでしまって南側が本当におくれているのではないかとということを強く主張していますので、今後も粘り強く真剣に空港会社また国土交通省、そして県に働きかけをしてまいります。

それと、産業振興関係の農政問題に対する補助金の問題でございますけれども、最近非常に複雑化しているように私も思いまして、まだまだ勉強不足ではございますが、いかせん国の施策の問題でございまして、またその施策の中に議員ご承知のとおりいろいろと新たなハードルですとか、ものをつくってしまって、言うなれば本当にその集中的にやると、今までの農家全域にわたすというような様子ではないのかなととらざるを得ないような施策がどんどん出てきてしまっていて、それについて私どもも非常に苦慮しているところであります。

て、何点かちょっと専門的な部分についてはこの後産業振興課長にお答えさせますけれども、ひとつその辺のところでご理解を賜りたいと思います。

そして、インターチェンジの休憩所の件でございますけれども、今、都市建設課長、決してできないとは言っておりません。先日も私県の方に行きましたときにその話をちょっとさせてもらった話の中では、約2町歩の県が取得した土地、あの土地、要するに道路の、今現在の道路の南側の部分、あの部分はもう用地買収もすべて済んじゃっておりますので、県の方としてもあのままほっとくわけにもいかないと、だからぜひそれはやっていきたいと思えますというお話でした。

ただ、まだちょうど今検討中ということで、要は千葉から来たときに、半ば左にちょっとずれてカーブになって丁字路にぶつかるわけですけれども、あの信号自体に、直接来る道が真っすぐ出ちゃいますと左側の本来出口の部分というのは必要なくなってしまうんですね。そこと本線の部分と信号を2つつけるとということは警察の方でこれは多分許可が出ないだろうと、そうなる今使っている全くの出口部分はふさがれてしまう可能性が非常に高いのではないかというお話があって、そうしますと、今の既存の道路の北側におむすび山がつぶれたような、あの6反歩についてそこにつくっちゃった場合、もしそれがそういう設計に決定してしまうと何の意味もなさなくなってしまうのが現況かということで、その辺のところを重々、ひとつその辺のところは県の動向を本当によく見きわめながら、ただなるべく早くその部分においてはつくってくれともう常日ごろから要望はしておりますので、ひとつ議会の皆様のご協力も賜りながら県に働きかけていきたいと思えますので、今後もひとつよろしくお願いをしたいところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 産業振興課長、高埜広和君。

産業振興課長（高埜広和君） 水田農業推進協議会の件でございますが、これにつきましては、永・議員お見込みのとおり18年度については現在のままということであります。来年の1月に一本化を図りますので、実質19年度からということでございますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それから、今の農政の状況等を農業経営者等が余り理解していないのではないかとということでございますけれども、まさにそのとおりだと思います。今回新たな安定対策で始まる、先ほども出ましたけれども、品目横断につきましては極めて残念ながら横芝光町で該当するのは北清水の営農組合だけあります。それも山武郡の中で北清水の営農組合だけというこ

とでありますので、非常に厳しい制度かなというふうに認識をしているところであります。そういう中で、横芝光町の将来を見据えた中で想像してみますと、現在の農業経営者のいわゆる40歳以上の農業経営者が約9割を占める状況であります。そうしますと、もう10年、15年たったときにどうなるかということ想定していただければ、今後どのような形で農業経営をしていけばいいのかということがおのずからわかってくるのではなからうかというふうに思います。それは、いわゆる集団営農で地域、地域の農地、地域の農業を守っていくという考え方にならざるを得ないのではなからうかというふうに思っているところであります。そういう状況につきましては、いろいろな機会をとらえまして私どもも農業経営者の皆さんにいろいろと説明をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、加工米の関係でありますけれども、私も間もない課長でございますので、永・議員といわゆる補助金の覚え方が違っているのかもわかりませんのでご勘弁いただきたいと思いますが、水田農業構造改革補助金ということで生産調整加工米の補助金についてはいただいております。細かく申し上げますと、横芝地区が該当するもので2,000万、光地区の該当で300万ということで、18年度は約2,300万を予定しております。これにつきましては、水田農業推進協議会の中でどう配分するかというのは決めるような形をとっておりますので、この財源をいろいろな転作に反映させるということになりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、補助事業でありますけれども、いろいろな補助金がたくさんありますので、先ほども申し上げましたけれども、私どもも今後いろいろと調査研究させていただきまして、町に優位な補助事業を見つけていきたいというふうに思っておりますので、またご指導をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 永・貞・君。

11番（永・貞・君） ご丁寧にお答えいただきましてありがとうございました。

最初の空港の話でございますけれども、当町でこれから一番何ていいですか、金になる、騒音を金にするという方法に、町長、金がない、金がないと言っているでしょう、だから空港からいかに金を持ってくるかじっくりみんな考えて、この騒音のマイナスをプラスにするような方向でぜひ町長にも頑張っていたいただきたいと思います。

それから、2番目の農政の中で2,300万、課長、わかりました。これは、だから担い手以

外の金なんですよ。担い手は品目横断的になって、今何て言ったかちょっと忘れちゃったけれども、この2,300万は担い手以外に出る金ですよ、それならわかります。

いろいろと難しい時代ではありますけれども、やはり使える金は、国が出すんだからどのようにしてやれば使えるか、そして例えばその半分で済むけですからね、町が出す。こういう金を使えば必ず地元負担金というのがつきますから、つくけれども、2倍、3倍の仕事ができるわけですから、ぜひひとつ勉強しながら進めていっていただきたいと思います。

それから3番目のインター、まだ休憩所ができるかわからないという予定だそうでございますけれども、ぜひひとつ町長、これは休憩所をつくっていただいて地域の発信地にするような方向で頑張りたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（伊藤良一君） 以上で永・貞・君の一般質問を終わります。

これをもちまして、本日の一般質問を終わります。

休会の件

議長（伊藤良一君） 日程第6、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

12月6日、7日は議案調査のため休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

散会の宣告

議長（伊藤良一君） 本日の日程はこれをもって終了いたします。

12月8日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時25分）

平成18年12月横芝光町議会定例会

議事日程(第2号)

平成18年12月8日(金曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(30名)

1番	齊藤隆君	2番	椎名文雄君
3番	木島昇君	5番	越川一雄君
6番	五木田平和君	7番	早川光彦君
8番	川島仁君	9番	杉森汎君
10番	・梅喜作君	11番	永・貞・君
12番	川島富士子君	13番	鈴木克征君
14番	野村和好君	15番	山崎貞一君
16番	鈴木輝男君	17番	伊・園樹君
18番	嘉瀬清之君	19番	平山治布君
20番	深田正治君	21番	川島透君
22番	鈴木唯夫君	24番	伊藤良一君
25番	川島勝美君	26番	加瀬秀夫君
27番	渡辺豊君	28番	小川征四郎君
29番	越川輝男君	30番	鈴木俊君
31番	越川洋一君	32番	・屋英夫君

欠席議員(1名)

23番 八・健一君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐藤晴彦君	理事	海保英之君
理事		小川利昭君	理事	斉藤俊一君
総務課長		海保要君	企画財政課長	林英次君
環境防災課長		鈴木孝一君	税務課長	椎名茂道君
住民課長		瀬理和夫君	産業振興課長	高埜広和君
都市建設課長		小堀正博君	福祉課長	高蝶文徳君
健康管理課長		並木俊郎君	横芝行政センター所長	伊藤賢二君
食肉センター所長		竹内康男君	東陽病院事務長	田鍋悦央君
出納室長		海保清一郎君	教育長	海保教之君
教育課長		山本照男君	社会文化課長	布施勇君
農業委員会事務局長		大木一男君		

職務のため出席した者の職氏名

局長	越川岳	主幹	實川裕宣
書記	須合京子		

開議の宣告

議長（伊藤良一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

諸般の報告

議長（伊藤良一君） 日程に入るに先立ち、諸般のご報告を申し上げます。

本日、八・健一君から欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

これより日程に入ります。

一般質問

議長（伊藤良一君） 日程第1、これより一般質問を行います。

越川洋一君

議長（伊藤良一君） 通告順に順次発言を許します。

越川洋一君。

〔31番議員 越川洋一君登壇〕

31番（越川洋一君） おはようございます。

通告のとおり一般質問をさせていただきます。

農業行政についてであります。

WTO農業協定が動き出してから11年、この間農民が直面したのは、農産物の輸入急増と米価に象徴される価格の暴落、史上最大の稲作減反、農家の経営困難と農地の荒廃、担い手不足、農山村の衰退でした。一方、消費者にとっては、輸入農産物の残留農薬や遺伝子組み換え食品のはんらん、食糧自給率の低下など、食の安全・安心への不安の広がりでした。

こうした事態は、国際競争力強化を掲げ、価格支持政策を全廃し、一定規模以上の農業経営を農業の担い手から排除するという家族経営を全面的に破壊する政策がとられた結果です。

食糧自給率の低下のみならず、地域経済や国土環境を破壊し、国民の生存条件を根本から揺るがすことになっております。食糧自給率は4割をやっと維持、穀物自給率に至っては28%、厳しい農業情勢が続く中で、この現状は家族経営や兼業農家を中心とした生産が支え

ている、まさにぎりぎりのところでの頑張りが地域農業を守り、環境を維持し、消費者の求める安全・安心にこたえてきております。

規模拡大による経営の確立を追求してきた農業、米にしても畜産、野菜、果樹などの分野でも、減反・減産が求められ、価格は下げどまり、将来に展望が見出せなく苦悩が続く中で、農家数が激減をしてきました。

千葉県では、昨年1年間で販売農家数が5,667戸、1日に16戸が離農しています。当地域では、この21年間に1,054戸に半減してきました。このようなもとでの町内農家の実態を町はどうとらえているのか尋ねます。

また、合併しても農業立町です。この町の農業行政推進の前提として、農家の抱えている問題、悩み、要求をどのようにとらえ、それにこたえようとしているのか、見解を求めます。

農家の意向調査に基づく農業委員会の建議は、地産地消、食育推進宣言の町を求め、地産地消・食育推進計画を持つこと、その具体化を要請しました。

そこで尋ねます。この計画の立案はどこまで進んでいるんですか。概要の説明をお願いします。

来年度から始まる品目横断的経営安定対策は、経営所得対策の一環として2015年を目標とする新食料・農業・農村基本計画に基づくもので、政策対象を大規模農家と株式会社を含む法人に切りかえ、戦後農政の家族経営を基本とした政策の改悪であり、具体化であります。

米政策では、政府が行っている生産数量の目安と生産数量調整の面積割り当てが生産者団体の責任になり、生産者価格は不安定になります。収入変動緩和対策は、6品目と米を生産する経営を対象に所得減を補うとされていますが、その対象は担い手への施策の集中化、重点化を図るとして、認定農業者や特定農業団体など、厳しい要件を押しつけております。つまり、圧倒的多数の農家は、農政の対象からも経営安定対策からも外されることとなります。この政策が地域農業の活性化をもたらすことにつながらないのは、はっきりしていると考えられます。

現在、当町での取り組みはどのくらい進んでいるのでしょうか。町当局はいかが認識されているのか尋ねるものであります。

欧米でも世界的にも、多くの農業生産は家族経営によって担われております。また、国民は安全・安心の食糧の生産と安定化供給、農村社会や環境の維持を求めています。そのためには、少数の生産者だけでは無理であり、多くの生産農家が成り立ち、地域で生活できることが必要です。兼業農家、零細の規模と言われる農家、複合経営農家が生産費を償わないという条件の中で生産を続けていることが、世界最低と言われるが、自給率を維持してい

る現実があります。零細経営を排除すれば競争力がつくものではありませんし、農業農村白書でも大規模経営たりとも、価格安定、輸入規制は経営悪化を防ぐのには決定的だと報告をされております。

今、世界では農業生産の削減と飢餓の拡大、多国籍企業やり放題の時代をつくったWTO体制を敗北に追い込み、食糧主権に基づいた新たな生産の拡大と貿易システムの確立を求める世論と運動が広がっております。この力がWTO協定を現在機能不全に追い込んでおります。食糧主権を実現するため、国内生産と消費者を保護するため、輸入をコントロールすること、貿易よりも国内地域への食糧供給を優先すること、生産コストをカバーできる安定した価格を保障すること、アグリビジネスによる買いたたきや貿易独占を規制することなどを政策としております。

WTO路線が破綻しつつある中、これに忠実な日本の農政は、早晩破綻せざるを得ないでしょう。そうした世論と運動を強めつつ、地域と農家の置かれた状況、多様な頑張りを励ましつつ、生産を広げることに自治体がかかわることが求められております。そうしてこそ、地域農業に希望と活力を取り戻すことができると思うのであります。

病院問題についてです。

町の総合計画をつくるための住民アンケートでは、横芝光町が特に力を入れる施策として健康福祉分野と答えている人が多く、重要な行政施策としては医療基盤の体制の充実が8割となり、現在満たされているとの答えは12.9%、満たされていないが36.5%となっております。公立の東陽病院を抱える町として、この住民の意向はしっかりと受けとめなければなりません。

総務省は、地域医療の確保と自治体病院のあり方に関する検討会の報告で、2次診療圏単位の基幹病院は1つ、周辺の病院は後方支援病院にするサテライト構想を発表しております。また、05年4月には、自治体病院再編等推進要綱を県に通知して、自治体病院の再編を押しつけております。これは、規制緩和路線に基づく医療を民間のもうけの場にしようというものです。

千葉県は自治体病院の統廃合に進んでおり、経営健全化将来構想では、地域医療センターを目指し、地域医療から撤退する方向です。山武医療センター構想も修正案が出されましたが、成東病院が100床に、県立東金病院はなくなり、400床のセンター病院はつくるけれども、県は手を引くというものであります。

もともと県立病院ができたのは医療過疎への対応を図るためで、不採算な医療、高度専門

的な医療を安心して受けられる医療施設を目指すというふうにしてきたものであります。地域医療における国と県の責任を求めるべきだと思うが、どうでしょうか。

片や、山武医療センター構想、これまでのかかわりでは、構想地域を対象にした千葉県医療機関ネットワーク化推進モデル事業を立ち上げ、検討が開始されております。そうした中で、山武地域の外れに位置する当町は、一連の経過を踏まえた中で、山武医療センター構想に対して現時点でどう考えているのか。

成東病院、大網病院も住民の要求は充実継続だというふうに思います。成東病院は医師の確保で、内科を再開したと報じられております。東陽病院も支援病院という位置づけが構想の中ではされておりますが、その扱いは住民の求める拡充の方向とはならないのではないのでしょうか。身近な信頼のある医療機関への住民要求は大きいものがあるというふうに思うが、どのように受けとめていらっしゃいますか。

将来を見据えて、地元東陽病院のあり方、山武医療センター構想とのかかわり、旭中央病院などのかかわりをどうするか。町民討議にゆだねて、理解と協力を引き出す取り組みを進めることが必要であるというふうに思います。

国保税についてであります。

今年度の6月納税通知書を見た町民から、税務課に電話が殺到しました。住民税が10倍になった、何かの間違いではないかという問い合わせや苦情が寄せられたといえます。その数は当町でも150件を下回らなく、かつてない出来事でした。この原因は、自民・公明政権が住民税の非課税措置の廃止、老年者控除の廃止、公的年金控除の縮小、定率減税半減を決めたことによる増税が原因であります。

このため、住民税が非課税であった高齢者は課税されることになり、年金を260万受給していた高齢者の場合、住民税ゼロ円が単身者なら5万円、夫婦世帯なら3万円の住民税を納めることになりました。100万円を超えただけで住民税が課税されると言われます。年収100万円は生活保護基準を下回ってしまいます。

昨年の年金天引きの所得税増税、それに加えて住民税の増税、これに連動しての国保税や介護保険料の負担増となり、さらに定率減税の半減・廃止、介護保険料の基準額の引き上げ、老人医療自己負担引き上げと重なってきます。さらに、人によっては介護サービスのホテルコストの負担がかかります。増税に伴って、国保税や介護保険料の雪だるま式負担が国会でも問題になり、激変緩和措置がとられることになりました。3年間にわたって連続的な負担増が続くことになりました。

国保税については、公的年金等特別控除の縮小と老年者控除廃止による激変緩和措置は、基礎となる所得額から06年度は13万円、07年度は7万円を控除して、段階的に増額するよう指導があると聞いております。当町における一連の税制改正による影響額、これに連動しての国保への影響額はどうか尋ねます。

町民へのアンケート調査を私ども続けておりますが、国保税への重税感は大変なもので、この引き下げを願う町民がふえております。一方、9月期の中間連結決算を見ますと、大手銀行6グループでは3兆円のもうけを上げていながら、法人税はゼロです。来年度の政府税制調査会の答申では、いざなぎ景気を超えたと言われながら家計の所得は減り続け、貧困と格差の広がりが社会問題となっております。

庶民の苦しさが増す中で大增税、一方、大企業、大資産家には減税、法人課税の実効税率を40%から30%に引き下げる動きとなっておりますが、これがやられると5兆円近い大減税となり、この3年間の国民への増税と定率減税全廃等により、5.2兆円もの負担が国民に押しつけられようとしております。この逆立ちした税制のあり方を改めなければならないというふうに思います。国保税を下げしてほしいという住民の願いにこたえていただきたいと訴えます。

医療費助成制度についてであります。

少子高齢化社会における子育て支援は、行政の大きな課題の一つとなっております。今、全国各地で少子高齢化が進んでおります。1人の女性が産み育てる子供の数が減り、人口減少に向かっていることは、国の未来にとっての大問題です。政府の少子化対策は実効性がなく、少子化に歯どめがかかっておりません。少子化対策として必要なのは、仕事と子育ての両立、子育てにかかる重い経済的負担の軽減であります。

ところが、昨今、出産育児をする世代ほど失業率が高く、障害を大きくしております。また、所得格差が拡大している中で、若い世代の所得の減少は顕著で、貯蓄ゼロ世帯が急増していると言われます。経済的負担の軽減が重要にもかかわらず、保険料や医療費の値上げ、増税などの負担増が子育て世代に重くのしかかっております。

ある調査によると、家庭において政府や自治体に支援してほしいとして子供の教育費の支援、子供の経済的支援が大きく、せめて子供の医療費は心配なく治療を受けさせたいというふうに願われております。子育て世代は収入も不安定で低い。乳幼児や子供たちは急性上気道炎、皮膚炎、耳の病気、ぜんそく、肺炎、気管支炎、虫歯などの疾病が多いという特徴があります。このような中での子育て支援は、次世代育成の支援行動計画だけでなく、直接的

経済支援が必要であると思います。

ことしの3月議会でも、子育て支援として思い切った医療費の無料化を私は求めてまいりました。新町になってから、6年生までの医療費無料化を公約し、実行した佐藤町政の英断によって、県下に先駆けて乳幼児医療・児童医療費制度、6年生までの医療費無料化制度がスタートいたしました。

この制度の対象になった住民からは、明るい歓迎の声が聞こえると聞いております。特に、この制度の充実に千葉県は消極的で、やっと通院に対して1日以上と制度を前進させたにすぎないときに、当町はゼロ歳児から6年生まで所得制限もなく、全面的な制度としました。今、このことは匝瑳市でも香取市でも横芝光町に見習えと、大変大きな評価を受けているわけであります。関係住民を大きく励ましているわけであります。

そこで、伺います。制度が10月にスタートして結果はどうだったのか。この制度が始まって対象にならない方、助成できなかったもの、調整を行うべきものであったのは何であるのか尋ねます。

乳幼児医療においては現物給付になっておりますが、児童医療費制度の対象となる小学生の部分については、現在償還払いであります。これを前進させてほしい、これが子育て世代の願いだというふうに思います。

以上で1回目の質問を終わります。

〔31番議員 越川洋一君降壇〕

議長（伊藤良一君） 越川洋一君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

ただいま越川洋一議員の質問に壇上からお答えをさせていただきます。

まず、農業行政についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の町内農家の実態をどうとらえているのかという質問でございますが、当町は農業生産に適した自然条件のもとで、主要作物の水稻を初め、露地野菜、施設野菜、畜産などを中心に、農業が基幹産業として発展してまいりました。

しかしながら、昨今の農産物輸入拡大等による価格低迷や後継者不足、高齢化等、農業を取り巻く環境悪化によるところの離農は年々増加し、遊休農地の増加は否めない状況下でございます。

そのような中で、2点目の問題、悩み、要求をどうとらえ、こたえようとしているのかという質問につきましては、農業委員会で取りまとめました各地区のアンケート調査結果を見ましても、農産物の価格低迷や後継者不足が一番の悩みのようではありますが、農業新聞などを見ましても、全国では生き残りのためのいろいろな取り組みをしているところでございます。

先日、JA山武郡市の海っ子ねぎをNHKを初め、各放送局がこぞって放送しておりましたが、このネギは旧横芝地区の上堺地区を中心として蓮沼地区、松尾地区で作付しているもので、JA山武郡市はほかの他のネギと差別化をし、ブランド化しようと試みたものでございます。

当町も関係機関、団体と連携を図りながら、このような試みを通して地元農産物のブランド化を進めるとともに、地産地消による消費拡大を図り、また、高収益を上げる農業経営ができるように積極的に支援をしていくとともに、新たな経営対策など、国の制度に合致した農業構造の改革に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、3点目の地産地消・食育推進計画につきましては、今のところ、地産地消・食育の町宣言を合併1周年記念式典において発表させていただく予定でございまして、これを受けて今後、計画を策定してまいりたいと考えているところでございます。

4点目の品目横断的経営安定対策で、地域農業の活性化が図られるという質問でございますが、今回の政策改革にはアンケートにもございました農業従事者の減少、高齢化、耕作放棄地の増大など、我が国の農業、農村が危機的状況にある中で、兼業農家、高齢農家などを初め、多様な構成員からなる地域農業を、担い手を中心として地域の合意に基づき再編しようとするものでございます。

この品目横断的経営安定対策で対象となる担い手は、認定農業者のうち耕作面積が4ヘクタール以上、一定条件を備えた集落営農20ヘクタール以上で、生産調整達成者であり、しかも集荷円滑化対策の加入が要件であるため、小規模な担い手に対し生産調整等への参加を促し、この対策の担い手として合致するよう推進するとともに、地域農業の牽引者としてのリーダー育成にも力を注ぎ、活性化を図ってまいりたいと考えております。

また、担い手以外の農家への対応については、作業受託組織などの利用を促し、集落営農への参加を推進していくとともに、作業受託組織につきましても、植えつけ、刈り取り、耕作等、一貫した運営ができる集落営農組織として自立できるよう育成支援し、活性化を図っていきたいと考えているところであります。

最後に、食糧主権を追求し、地域農業に希望と活力を取り戻そうというところでございますが、このことは農民運動全国連合会発行の「農民」という新聞に、食糧主権としてすべての国と民衆が自分たち自身の食糧、農業政策を決定する権利をございまして、安全で栄養豊かで民族固有の食文化にふさわしい食糧を得る権利であるところでございます。このことにつきましても、今後研究をしてみたいと考えている所存でございます。

続きまして、病院についての問題でございます。

1点目の地域医療政策における国と県の責任について、どのような見解を持つかについてでございますが、医療法第1条の3によりますと、国及び県の責務は、「国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない」と規定されております。

教育と医療につきましては、国民がひとしく享受できることが大切であり、本来は国策で実施することが望ましいと考えておりますが、実際には難しい面もございまして、高度専門医療を県が提供をし、地域医療は市町村が担当しておりますが、現状は地域格差があり、本来の責任を全うしていないと考えております。

2点目の山武医療センター構想に対して、現時点でどう考えるかについてでございますが、山武地域医療センター構想につきましては7月に修正案が示されましたが、山武市長の発言等があり、実質的凍結状態にありますので、その後進展がございません。今後、進展がある都度、議会の皆様方と協議をさせていただきながら、住民にとって一番よい方向性を見きわめていきたいと考えております。

3点目の身近な信頼のある医療機関への住民要求は大きいと思うが、これについてどう受けとめるかについてでございますが、だれもがいつでも安心して医療を受けられることは大切なことと考えております。しかし、疾病に対する診療行為が専門化されている今日では、東陽病院のような小規模病院では、病状によって完結するまでの医療提供が困難なことも予想されることから、救急医療及び高度専門医療は救急医療センターや大きな総合病院で行っていただき、東陽病院は高齢者医療を初め、地域医療を担う病院としての機能分担を図り、地域に密着した医療サービスを提供していくことが使命であるものと認識をしております。

4点目の20年後を見据えて、東陽病院のあり方等を住民討議にゆだねる取り組みにしようについてでございますが、20年後には現在よりもさらにこの医療の高度化、または高齢化が進み、今にも増して医療需要が増加することが予想されます。そのときに、東陽病院は山武

地域医療センター構想にあるような、救急医療機能を持つ総合病院を後方から支援する病院として、他の病院や開業医の先生方との連携をとり、この町の住民が必要とする医療体制を維持しながら、住民の信頼にこたえられる病院であることが肝要であると思っているところでございます。

そのためには、今後の医療制度改革をにらみながら、財政的な経営バランスをとり、どのような形態の病院運営が望ましいのか、幅広く住民の皆さんの意見に耳を傾け、検討をしていきたいと考えておるところでございます。

続きまして、国保税についてでございますが、1点目の2005年から2006年にかけての税制改正に伴う影響額、また、2点目の定率減税廃止による影響額については、後ほど税務課長からの答弁とさせていただきますと存じます。

それでは、この部分についての3点目の国保税の引き下げについてでございますが、医療費を初めとする国保事業の運営は、一般会計と区別するため特別会計を設けるよう国民健康保険法で規定をされており、また、国保事業費総額の3分の1程度は国保税収で賄う構造となっています。

この国保事業費のほとんどは保険給付費、いわゆる医療費の支払いであり、この医療費の増加が国保税率改正の最大の要因となるわけです。冒頭の政務報告でも申し上げましたように、国保医療費は公費負担率の高い前期高齢者の増加や、継続治療を要する生活習慣病の増加などを要因として、増額傾向が続いております。

17年度の医療費総額は、16年度より1億6,000万円もふえ、今年度はさらに6,000万円程度ふえる見込みとなっております。このような増加幅は、現行の国保税率を算定した時点の財政見通しを大きく上回るもので、保険者として大変憂慮しているところであります。

18年度と19年度の2カ年については、合併という特殊事情から5,000万円ずつを一般会計から繰り入れ、国保税額の激変緩和措置に講ずることとしております。一般会計から繰り入れできる費用は法で規定されており、この5,000万円については法定外の扱いとなります。本来ならば、国保会計は一般会計とは区分された会計でありますので、一般会計から法定以外の繰り入れを行うことは好ましいことではありませんが、あくまでも新町発足に伴う臨時的かつ特例的な措置としたところでございます。

今後も安易な税率改正をする考えはございませんが、医療費の状況など、情勢に合わせた適正な税収額を確保しなければならないと考えております。したがって、医療費が伸び続けている現状では、税率を下げることは非常に厳しい状況であると認識しております。

しかしながら、なお今後も国保、保健、生涯学習担当課と共同しながら、町民の健康管理、健康増進事業を推進し、医療費の抑制に努めたいと考えておりますので、ご理解をよろしく願います次第でございます。

次に、児童等医療費助成制度についてお答えをいたします。

10月から新たに取り組みました児童等医療費助成制度については、関係各位のご協力により、予定どおり事業展開が図られているものと考えております。冒頭の説明でも若干触れましたが、10月診療分から対象としてスタートし、先月末に1回目の支払いを行ったところでございますが、件数としましては11月15日締めで285件、対象者数136人で、金額で54万円強の支払いでありました。

次に、対象にならない方、助成できないもの、調整を行うものはどんな結果であったのかというご質問であります。特に現時点で問題ケースはなく、保険診療されたものだけが助成請求されております。

また、助成は現物給付にというご質問でございますが、医療機関の保険請求事務等がパソコンにより処理をされていることが考えられ、このソフトに変更を加えることとなり、かなりの金額がかかることが想定されております。本制度が県内全市町村で実施されるとか、全国的に行われる制度であれば、ソフトメーカーでも変更を行うことが考えられますが、当町だけの制度でありますので、なかなかそれも難しいところであろうと考えております。

以上のようなことから、現物給付とするには難しい点が多々ございまして、今後検討していく旨に考えておりますので、よろしくご理解くださいますようお願いを申し上げます、壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 税務課長、椎名茂道君。

〔税務課長 椎名茂道君登壇〕

税務課長（椎名茂道君） それでは、越川洋一議員の国保税について、2005年から一連の控除の縮小、減税の半減などにおける影響額と、これに連動しての国保税の影響額、それから定率減税廃止による影響額と国保税へのはね返りはどうなるのかというご質問について、お答えいたします。

国の税制改正に伴いまして、2005年から2006年度にかけまして、住民税に関する改正措置として次の3点が実施されました。

まず、第1点目は、65歳以上の納税者に係る公的年金控除の縮小、老年者控除の廃止、非

課税限度額の廃止でありまして、これらの影響額は総額で3,328万3,000円、1人当たり1万8,511円の増額となっております。

2点目は、配偶者特別控除の廃止でありまして、配偶者控除に上乗せして適用されていた部分の特別控除が廃止されたもので、これにより2,697人の住民税が増額となりました。

3点目は、定率減税の半減で、所得割の減額割合が15%から7.5%に縮小されたもので、これによる影響額は総額で4,377万6,000円、1人当たり4,230円の増額となっております。

以上の税制改正に伴う措置のうち、国保税に影響があったのは公的年金控除の縮小でありまして、887人の方で563万9,000円の増額となっております。これを1人当たりいたしますと、6,357円の増額であります。

今後の住民税に関する改正といたしまして、明19年6月から住民税の定率減税7.5%が全廃されます。これによる影響額は所得が前年と同水準とした場合、総額で約5,500万円、1人当たり約5,300円の増額になると推計されます。

ただし、国保税の算定に当たりましては、定率減税を適用する前の所得割をもとに計算いたしますので、定率減税の廃止は直接国保税には連動いたしません。影響はないということであります。ただし、18年度から続いております公的年金控除の縮小、この影響は655万円、1人当たり7,400円の増額を見込んでおります。

以上であります。

〔税務課長 椎名茂道君降壇〕

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） 最初の農業行政ですけれども、町内農家の実態のとらえ方というのは、正確であるというふうに思います。

後継者がはっきりしないというのが9割と非常に深刻な状態で、農業経営の将来に希望を持っている人は7%で、不安を持っている人が半分以上、53%も持っているということです。不安として寄せられている内容は、どんなにやっても希望は出てこない、働き手の高齢化と後継者が育たない、野菜、米、畜産物の価格低下と輸入野菜の増加、米の生産調整、機械・施設・設備が高くてコスト高、売る物が安くて採算割れしていると。労働報酬では最低賃金以下で、まさに農民こそワーキングプアという言葉が当てはまると、そういうふうな実態になっております。

こういう状態の農家に対して、町長は今、積極的な支援をしていくというふうに答えたわけですけれども、老朽化した機械の買いかえができないとか、施設・機械の返済が大変だと

か、労働力が足りない。しっかりした売り先が欲しい、連作障害で困っているというふうな悩みが出されております。

こういう中で、やはり家族経営という経営の形を大事にしても、条件のあるところでは機械・施設の共同利用を進めるとか、売り手再生産価格には直売、産直、つまり地産地消の追求とか、連作障害などの技術的なものには相談に乗って対応すると。この町段階でできることについては積極的に進められたいと、そういうふうに思いますが、担当課、どうでしょうか。

特に地産地消の問題ですが、子供たちの食育推進、この組み立てを町民挙げて取り組むということ。郷土と産業を再発見・再認識する非常に重要な、この宣言の内容を周知しながら中身に魂を入れるということが、これからの仕事であるというふうに思いますが、その辺どうお考えなのか聞きたいと、私はそういうふうに思います。

食糧主権については研究していくということですから、ぜひそういうふうな方向でお願いをしたいというふうに思います。アンケート調査では、国内で生産できないものだけ輸入して、食糧主権を守るべきだとはっきり言っている人が3割近い要望となっているというのが、農家の願いです。ですから、こういう点をしっかり受けとめていってほしいというふうに思います。

病院問題ですけれども、国と県への責任については本来の責任を全うしていないという認識のようですから、これは事あるごとに全うするように要求をし続けてほしいというふうなお願いをします。

山武医療センター構想についてですけれども、県は医師不足や会計赤字を理由に、11月に県立東金病院の病床数を110から70に縮小した、その他技師や職員を含めて17名を削減したわけですね。こういうことをやって地域医療の後退を図っていると。

それから、この東金病院の廃止をきっかけとして、そもそもこの医療センター構想、こういったものが出てきたというふうに思いますけれども、財源補てんを県がしないという中で、現在東陽病院が2億余りの赤字を補てんしているということです。ですから、さらに新病院ということになれば、新たな財政負担はしなければならないということですが、今の財政状況からいって、それは困難ではないのかと。つまり、この医療センター構想については、白紙に戻すというのも選択肢ではないのかなというふうに思いますが、町長、今の時点でいかがでしょうか。

それから、今後の病院のあり方については、東陽病院は今後も後方から支援するという病

院になるだろうという認識のもとに、どのような形態がいいか、幅広く住民に耳を傾けると、そういうふうな見解でございました。

私は、今の国・県の医療政策の実態、それから東陽病院の経営実態などをすべて情報を公開して、どう信頼の置ける病院にしていくのか、住民の声を集めて知恵と力を集めると。住民の要望や苦情、医療に対するアンケート、そして改善案をつくると。シンポジウム、懇談会、こうしたことなどを、住民と協働の取り組みが必要だというふうに積極的な提案をするものですが、そういったこともひとつ十分に検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

国保税の問題ですが、国保税自体としては563万円増税になると。定率減税半減、その他の控除の廃止等を含めて、約8,000万の増税になるというふうな答弁であったわけですが、国保税の17年度決算、それからこの一番新しい本年度の段階でどのくらいの調定額が見込まれるのか。それは、合併をした中で、新たに決められた国保税のあの時点での調定額と比べてはどうかと。ここをもう一度尋ねます。

来年度はさらに増税条件がふえてまいりまして、納める方にとっては、負担という点では大変になるわけですね、所得税増税合わせて。新町になってから5,000万ずつ2年間の繰り入れをしてきたわけですが、あの時点で、このままでは平成20年度に繰り入れをしないとならないというふうな、引き上がってしまうというふうなことが言われたと思いますけれども、この点についてはどうかと。

できれば、私は引き下げということをお願いしたいわけですが、適正な税収額を確保するという点で、医療費の抑制に努めながらも、一般会計の繰り入れという点については非常に消極的だというふうな答えであったというふうに思います。せめて現状を維持するというふうな、そういう点での努力はできないのかと。これは税務課長の答弁ともかかわってきますけれども、お願いをしたいと思います。

医療費制度ですが、10月からスタートして児童医療費の方が1,800万、乳幼児医療費が8月からで2,548万、無料化のための県の補助分を引いて、当初6,000万の財源が必要だというふうに言ってきたと思いますけれども、1年間通してどのくらいの財源の規模になるのかと。このための歳入対策をどういうふうにするのかと、きちんとした裏づけをして継続してほしいというふうに思うんですけれども、そこを尋ねます。

この制度は、子供が急病のときにお金の心配なく医者に飛び込めるということで、大変子育て世帯への大きな応援になるというふうに思います。償還払いでは、お医者さんの窓口で

一たん立てかえ払いをしなければならない。その後、窓口に申請するというので、この申請手続が面倒で、利用の障害になるというふうなこともあるというふう聞いておりますけれども、これをもう一步進めることが必要だというふうに思うんですね。

さっき、医療機関のパソコンのソフトの変更など難しい、しかし検討していくというふうな答えであったわけですが、これはやらないという点では、何か医療機関の理解を取りつけるほかに何かペナルティーとか通達とか、そういうことがあるのかと。乳幼児の医療費部分でやっていますから、ここを現物給付にしたって別にペナルティーや上からの指導というのではないというふうに思うんですが、どうでしょうか。

今後十分に検討を進めていってほしいということで、2回目の質問とします。

議長（伊藤良一君） 産業課長、高埜広和君。

産業振興課長（高埜広和君） 農政問題の方でありますけれども、私の方から、今回町内の農家の実態をどうとらえているかということでありますけれども、まず町の状況であります。今合併したことによりまして、農業を取り巻く各種いろいろな団体があるわけでありまして、まず両JAに分かれているということ。それから、新たに農業振興会等が横芝地区を母体にして創設された。そしてまた、我々の仕事を手伝ってくれる各種団体がいろいろあるわけでありまして、まず最初に、私はそれらの一体化を図る、一本化を図ることが一番重要ではないかというふうに思っております。それによって、町内の農業についても一体性が図られてくる。まず、それが基本になるのではないかというふうに思っております。

そういう中で、問題、悩み、要求等をどうとらえていくかということで、先ほど農家の実態、あるいはその辺につきまして町長から答弁がありましたけれども、施設、あるいは機械、そして労働力不足と、家族経営を見捨てるのかというようなことでありますけれども、先ほど質問にもありました品目横断的対策、これにつきましては、一見そのような形に見えるのかもわかりませんが、先ほど越川議員の方からありましたように、かなりの高齢化が進んでいる、そして米価の下落、こういうことによって、言ってみれば生計が成り立たないので後継者もなかなか育たないという実態があるわけでありまして、そういうものをある意味では救うために、今回の経営安定対策があるというふうに私は思っています。

と言いますのは、後継者がいない、高齢化にどんどんなっている、そして米価が下落していることによって、ある意味では先ほどありましたような施設、あるいは機械の買い換えができない、人手不足、そういうことになっているわけでありまして、それを打開する

ためには地域で集落営農、これによって、言ってみれば我が家の田んぼではなくて、集落の田んぼだというような意識を持っていただいて今後経営していかなければ、全滅してしまうのではなからうかというふうに思っております。

それから、食育計画の方でありますけれども、これについては、先ほど答弁の中に1周年記念で宣言をするということでもありますので、推進の宣言ということでもありますから、それに基づいて、私どももいろいろな各種事業を展開してまいりたいというふうに思っております。

それから、食糧主権の関係でありますけれども、先ほども話が出ましたが、自分のところで自分の食べるものは生産、そして食べるということでもあります。今、カロリーベースで申し上げますと40%と。国はそれを10年後には45%に持っていきたいというような考えを持っているようです。

逆に、生産ベースでいきますと、今70%程度を行っているわけでもあります。では、その差は何だろうかということになるわけでもあります。言ってみれば、食べ残しがあったり、賞味期限切れで捨ててしまったり、それから調理の方法によっていろいろ変わってくるということでありまして、じゃ、いかにその70%と40%の差を埋めるかというのが地産地消であり、そして食育計画ではなからうかというふうに思っておりますので、そういう形で今後町としては推進していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

私の方からは以上であります。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 余り答弁で時間をとってしまうとあれなんで、簡潔に答えたいと思います。

まず、農政問題に対して、地産地消・食育宣言の町についての魂を入れるという部分についてでありますけれども、これは私も前々から申し上げますけれども、本当に今、国としても、また町としても、この食糧に対する危機管理をもっと町民、また県民、国民が思っていかなければならない。先ほど議員おっしゃられたように、カロリーベースでの40%をやっと維持しているようなこの自給率では、いざ本当に今、日本は人口減っていますけれども、世界的にはどんどんふえているわけで、そのときにどうするんだと。

本当に今、石油ですとか、ドルとか、世界のお金を動かしているわけですがけれども、本当に食糧がなくなったとき、日本はどうするんだと。どこも売ってくれるところがなかったら

困るだろうと。その辺の認識をもっと持って、国にも、やっぱり県にも、私どもも働きかけていって、その部分についてやはり日本の農業というのは本当に文化でございますので、そういう認識の中で、これからできるところをできるところから一步一步進めていきたいと思っておりますので、ひとつこれからもご指導、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、センター方式を白紙にすべきでないかという問題でございますけれども、今現在、凍結状態にあると。その辺の部分で答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども、それはなぜ凍結かというのは、議員ほかの皆さんもご承知のとおり、なかなか難しいところもある。そういった中で、やはり近隣市町との連携というのもございますので、その辺もご理解を賜りたいと思っております。

現在、今の凍結状態になって、今後、要するに郡全体でどのような動きになっているかについては、先ほども答弁させていただきましたけれども、逐次議会の皆様方にはご報告をさせてもらって、ご意見、ご提言をいただきたいなと思っておりますので、今後もひとつよろしくお願いをしたいと思います。

また、東陽病院についてのアンケート、シンポジウムをやったらどうかという問題でございますけれども、確かにそれも大変素晴らしいことであるかと思っておりますけれども、また6月議会、9月議会でも私ども検討委員会を立ち上げて云々という話もさせてもらっている中で、現実にもう検討委員会を立ち上げていて、その運営について、そのときも私はっきり申し上げました。

民間委託、指定管理者制度によるものも選択肢の一つにあるんだと。だけれども、民間がやれば黒字になって、今のあなたたちがやっていたのでは赤字なのかと。そういうことじゃないだろうと、もっとみんながみんな頑張って頑張ってみてから、そういうような結論も出せるということを言ったら盛んにいろんな意見が出てきて、病院、ドクターの方からみずからもっとコスト意識を上げなければいかんとか、そういう部分の意見も出ていますので、今後その検討委員会を引き続いていって、東陽病院の運営に努めてまいりたいと思っております。

そうした中で、住民の意見も本当によく聞きながらやっていきたいと思っておりますので、それについては、今しばらくご回答はちょっと保留させてもらった中で、いろいろとその検討委員会の中で、例えばせめて病院に対する匿名の町長の手紙だとか、知事の手紙だとかというようなものをつくってもいいかなと今思っていますので、そういう部分で町民の意見をいつでも受け入れられるような体制づくりを、まずそこから始めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

そして、国保税についてでございますけれども、議員おっしゃられるように18、19と5,000万円やっていて、しかしながら急激にこの国保税が上がってしまう状況がもし20年度にあったとすれば、財政状況をかんがみながら、幾ばくかは考えていかなければならないのかなと思っております。

続いてですけれども、児童医療費制度の現物支給の問題でございますけれども、今、県全体で3歳までの医療費の無料化ということでやってあって、県全体での千葉県の医師会の問題ですとか、そういう問題に対応できているというところであって、ご存じのように、この横芝光町唯一のこの制度でございます、なかなかその現物支給には大変な労力とお金がかかるので、今のところちょっとなかなか難しいのかなと思っているところでございます。よろしくご理解ください。

議長（伊藤良一君） 越川議員、あと3分です。

31番（越川洋一君） 時間がありませんので、農業問題ですけれども、地産地消ということで、この方向は非常にいいわけですが、直売所、産直といっても、みんなの、多くの農家が参加できるものではないということです。そうした中で意欲的な取り組みが必要だけれども、規模の大小とかじゃなくて、続ける意思のある人を応援するというでないと、政府の掲げる45%という食糧自給率も達成できないというふうに思うんです。ですから、自治体としても地域農業に活力を、自給率の向上を望むなら、横芝光町1町で1集団しか対象にならない品目横断的対策だけではどうしようもない。

集落営農についても、これはなかなかスムーズにいかないという問題を持っておりまして、集落営農を進める上で、大規模農家に集中した農地を貸しはがしという状況が生まれてきているのではないかというのも、新たな問題になってきておりますよね。

ですから、当然町長においては、こういう当町の自然的条件を踏まえて、やはり国・県が政策転換をして、より多くの人々の経営が成り立つ条件を、輸入を抑えたり、価格保障をしたりという、そういうことの発言をぜひ至るところで続けてほしいということを強く願います。

病院問題については、私の積極的な提案ですが、今後の検討の中に加えていただいて、町長への手紙などもさっき出しましたけれども、率直な今の東陽病院の状況に対する利用者の意見というのを、やはり広く収集するというのも重要だというふうに思います。そういったことで、国保税については今後の推移を見て検討されるということですが、よろしく願いをいたしたいということです。

医療費制度についてですが、ここかなりあれなんですよ。国保税について、資格証の発行世帯が126、短期保険証が528ということで、ここですごく正規の保険証を出されない方がふえているんですね。この間のNHKスペシャルでも、国民健康保険税の制度の欠陥というのが指摘されておりましたけれども、何としても保険証を渡せるようにするという点でも、この国保の税金が町民に払える水準のものなのかどうかというのは、非常に精査して検討していただく必要があるというふうに思います。

町長、全部を通して最後にいかがですか。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） ともかく、それこそ政治というものは皆さんからお金を貴重な税金という形でお預かりをして、それをできるだけ最大限有効に、対効果を上げていくという仕事で、その農業農政問題にしましても、また国保税にしましても、また、今回ご質問のあらゆる部分にやはりその財政というものが絡んでくるわけございまして、その辺の部分を本当に町民の理解を得ながら、できる方向の中でこれを推し進めていきたいとします。ひとつ皆さんご理解をいただきたいとしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

議長（伊藤良一君） 以上で越川洋一君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで休憩いたします。

再開は午前11時15分といたします。

（午前11時00分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

杉 森 汎 君

議長（伊藤良一君） 一般質問を続けます。

杉森汎君。

〔9番議員 杉森 汎君登壇〕

9番（杉森 汎君） 質問の前に、大先輩の・屋議員におかれましては、総務大臣表彰まことにおめでとうございます。

それでは、横芝光町も合併してはや9カ月を経過し、佐藤町長におかれましては日々過密

なスケジュールに当たられ、町発展のため努力を傾注されておりますことに対し、衷心より感謝と敬意を表する次第であります。

国内景気は大分上向き傾向になりつつありますが、田舎町である当町においてははまだ閉塞感が漂い、町中心市街地の商店街もシャッターの閉じた店舗も年を追うごとにふえつつあり、商業者の中から当選された若くして行動力のある佐藤町長におきましては、町発展のため、ますますのご尽力を期待申し上げる次第でございます。

私たち議員も任期特例期間があと4カ月、また、定例議会も今期を含めて2回となったところで、過去に質問をしたその後の経過、あるいは行政改革を含めた大綱3点についてご質問させていただきます。

それでは、最初の質問に入らせていただきます。

まず、行財政改革について。

町内借地について、旧光町年間4,855万円、旧横芝町818万円、この借地料を永久に支払っていくのか。

2点として、町職員の時間外手当について、どのような基準で支払いをするのか。

3点目、組合消防の手当等について、消防署員は火事場に出動することが仕事ですので、手当その他はいかがなものかと思うところがございます。

2点目、道路行政について。

これは、旧横芝町で再三質問させていただきましたが、県道横芝・下総線の進捗状況について、いまだ買収のできないところ、また、完成の予定等はどうなっているのか質問いたします。

また、県道横芝・下総線の中で、現在使われております元スーパー北海道屋さん、それから大師下までの拡幅の予定はいかがでしょうか。これは県道ではありますが、大型車のすれ違いが全くできないというところが2カ所ございます。町から県の方にも要請をしたはずですが、その後どうなっておりますでしょうか。

3点目、高速道路料金について。

横芝光町まで高速道路が延びてまいりました。今、各車にはETC装置がついている車が大変多うございます。これは東日本高速道路会社に聞きましたところ、東関東道路では割引がきく、こっちの松尾・横芝線から東京方面に向かった場合は、割引が全然きかない。こういうことでありますと、朝、規定の時間に千葉の方に通勤される方、もしそれが適用になれば3割引きということで、毎日3割引きでございますから、年間にすると大変な金額になる

と思います。このことに関して、東日本道路株式会社に対しまして、町からの申請をしては
いかがかと思います。

以上、3点よろしく申し上げます。

〔9番議員 杉森 汎君降壇〕

議長（伊藤良一君） 杉森汎君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） それでは、杉森議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、行政改革についてのご質問にお答えします。

3点ある質問のうち、1点目の借地に関する質問と、3点目の消防署員の手当に関する質問については私がお答えをさせていただきます。そして、2点目の町職員の時間外手当については、後ほど総務課長から答弁をさせますので、ご理解を賜りたいと思います。

それでは、初めに、1点目の町の借地に関する質問にお答えします。

借地に関しましては、その是非についてさまざまなご意見をいただいておりますが、6月の定例議会におきましても、借地問題について町民に親しまれる施設等が整備されましたことは、時々の財政事情による対応の一つの成果として認識しているものの、今後の公共事業の用地取得につきましては、原則買い取りの方向で実施してまいりたいと、そのようにご答弁をさせていただいたところでございます。

借地で対応している各施設用地について、今後の対策を考えますと、借地をしている各施設のあり方、契約内容の変更、また、借地の一部買い取りを含めました見直しを行うことも視野に入れなければなりません。結果といたしまして、借地している施設用地のうち、陸上競技場や図書館用地といった利用形態等により、代替のきかない施設用地につきましては、状況にもよるところでございますが、いずれは買い取りをしなければならない場合も出てくるかと思えます。

仮に、今借地をしている土地すべてを買い取ろうとした場合でございますが、それぞれの土地について、さまざまな条件に違いがありますことから一概には申し上げられませんが、平成17年度の取得事例を参考に推算いたしますと、買い取りにはおおむね15億円から20億円程度の財源が必要かと考えております。

したがいまして、借地用地の買い取りに関しましては、財政負担への影響が非常に大きいことから、今後各施設のあり方を含め、検討をしてまいりたいと思うところでございます。

続きまして、行政改革に関する質問の3点目でございますが、消防署員の特殊勤務手当につきましては、匝瑳市・横芝光町消防組合職員特殊勤務手当支給条例に基づいて支給されておりまして、つきましては今回いただいたご意見を組合にお伝えし、検討いただけるようお願いをしましてまいりたいと考えております。

次に、道路行政についての質問の1点目、県道横芝・下総線の進捗状況についてお答えをいたします。

この事業につきましては、国道126号から大総新道までの延長1,100メートル区間のバイパスを建設するもので、山武地域整備センターが平成6年より進めているところでございます。

現在の予定では、総事業費15億円をもって平成21年度の完成を見込んでおり、これまで最優先として進めていただいております本町住宅区間の400メートルが、ご案内のとおりほぼ完成をし、一部供用したところであります。本年度は3,500万円の予算で、農地区間の用地取得と道路盛り土工事などが予定をされており、予定どおり執行されていけば、本年度末の進捗率は事業費ベースで75%、用地取得は90%に達する見込みであると伺っております。

この道路につきましては、町にとりましても、このバイパスは横芝地区の中央を南北に走る骨格道路の一部で、ネットワーク形成や交通の円滑化に大きな効果をもたらすとともに、将来のまちづくりに欠かせない主要幹線道路でありますので、今後も議会の皆様のご協力を得ながら、早期完成に向け、努力をしましてまいりたいと考えているところでございます。

次に、県道横芝・下総線、北海道屋さんから大師下までの拡幅の予定はとのことでございますが、ご案内のとおり、この区間につきましては、横芝小中学校児童・生徒の通学路にも指定されているにもかかわらず、市街地の幅員が狭い上、見通しも極めて悪いことから、かねてより交通の危険性が指摘されておりました。

このため、千葉県において、平成6年度より坂田池地先から国道126号線までの区間を本線のバイパスとして、現在鋭意事業が進められているところであります。こうした中、一部現道区間で地権者の協力が得られるとして、町でも危険な状況が少しでも改善できるのであれば、平成16年4月に山武地域整備センターへ部分的な拡幅修正の要望も行ったところであります。

その結果、一部で境界測量等を実施していただくなど、事業化に向け、準備が進められておりましたが、県財政の厳しい状況や現在バイパス事業も進められていることもあり、また、一部だけ整備しても効果等も限られているとして、思うような進展をしていないのが現状でございます。今後も、地権者の意向を踏まえ、引き続き整備に着手していただくよう県に要

望してまいりたいと思います。

続きまして、高速道路料金割引についてお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、ETCは有料道路の料金所での渋滞を緩和し、解消することを目的として立ち上がったシステムであり、この加入促進を図るため、高速自動車道路では通勤割引、早朝・夜間割引、深夜割引、アクアライン割引など、さまざまな通行料金の軽減制度があります。

ご質問の千葉・東金道路、京葉道路は一般有料道路であり、東関東自動車道、首都圏中央連絡自動車道など、高速自動車道路と採算が区分されており、非常に厳しい採算状況にあることからして、高速自動車道路と同等のETC割引を導入することは極めて厳しい状況にあると伺っておりますが、割引制度は道路利用の促進を図る効果的方法の一つでもありますので、今後の状況を見ながら要望もしてまいりたいと考えております。

以上、杉森議員に対する一般質問の壇上からのお答えとさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 総務課長、海保要君。

〔総務課長 海保 要君登壇〕

総務課長（海保 要君） 杉森議員の時間外手当はどのような基準で支払いをするのかという質問について、お答えをさせていただきます。

職員の給料などにつきましては、地方自治法、地方公務員法及び労働基準法並びに条例に基づいて支給をされております。

まず、地方自治法においては第204条第1項で給料及び旅費の支給が義務づけられ、第2項で今回お尋ねの時間外手当を含むところの諸手当を支給することができることとされ、第3項で給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例で定めなければならないとされております。

次に、地方公務員法第24条第6項において、給与、勤務時間その他勤務条件は、条例で定めることとされ、さらに第25条第1項では、職員の給与は条例に基づいて支給されなければならないとされ、また、これに基づかない場合には、いかなる金銭等も支給してはならないとされております。そして、第25条第3項では、条例で規定すべき事項として、お尋ねの時間外勤務に対する給与に関する事項も規定されております。

次に、労働基準法等の関係ですが、地方公共団体の職員に対しても、一部を除いて労働基準法が適用されます。ご存じのように、この法律が勤務条件の最低基準を定めることを目的

としていることから、職員の勤務条件を条例で定める場合においても、そこで定めた基準以上のものでなければなりません。

今回ご質問の時間外手当についても、労働基準法第37条で規定されております。第1項では、使用者が正規の労働時間を延長し、または休日に労働させた場合においては、その時間またはその日の労働について、通常の労働時間または労働の日の賃金の25%以上50%以下の範囲で割り増し賃金を支払わなければならないとされ、第3項では、午後10時から午前5時までの間において労働させた場合には、さらに25%以上割り増し賃金を支払わなければならないこととされております。

これらの関係法令に基づいて、本町においても横芝光町一般職の職員の給与に関する条例及び横芝光町職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当に関する規則が制定され、時間外勤務手当などに関する事項を規定しているところでございます。

時間外勤務手当についてですが、先ほど触れましたが、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対して、給料月額12カ月分を1年間の勤務時間数で除して得た金額を1時間当たりの給与額として、その月の初日から末日までの間に正規の時間を超えて勤務した時間を合算したものに、1時間未満の端数がある場合においては、それが30分以上であるときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てて得た時間に対して、それぞれ100分の125から100分の160までの割合を乗じて得た額を支給するものでございます。

本来、勤務時間の中で事務を処理しなければならないことは言うまでもありませんが、国の法改正や権限移譲などに伴う事務の増加、それと住民参加を必要とする会議などが時間外勤務での対応となっておりますので、何とぞご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

〔総務課長 海保 要君降壇〕

議長（伊藤良一君） 杉森汎君。

9番（杉森 汎君） それでは、伺います。

町内借地について、これは契約に基づいて借りているわけですが、この契約期間が長過ぎる、まず相当気が遠くなるような契約期限です。これをずっと支払っていきますと、その土地の価格の代金がこの借地料ではるかに超えちゃうと、そういうことになると思います。

今、町長から答弁がありましたとおり、全部買うと15億から20億、どうしても買えないところもあると。これは契約などを精査して、年間に大金を払っているわけですから、なるべ

く買い上げの方に向かっていただきたいと思います。

2点目で、町職員の時間外手当について、今、課長から鋭意説明がありました。そういうことも当然説明のとおりでございますが、職員が仮に、これはちょっと酷な話かもしれませんが、10やる職員がいて、6しかできない職員がいる。そうしますと4の部分を残業に持っていき、これに手当を払うかと、そういうことであります。この見きわめ方は、町長はどう思うかということです。

それと、消防組合の話であります。これは消防署、確かに条例で動いているわけですが、この匝瑳市と横芝光町で組合を組んでいるわけがあります。であります。これは就職する段階で、まず危険な仕事というのを理解して就職したと思います。各種手当も遠慮するところは極力遠慮してもらって、この業務に当たってもらいたいというのが一般町民の希望ではないかと思えます。

その次に、道路行政について、この県道横芝・下総線の進捗状況ですが、大体90%ぐらいは買収の見込みがあつて、あと肝心なところは何かという、どこがどうで買収できないかということを質問いたします。

もう一つ、県道横芝・下総線、これは町長の方から説明がありました。この予算がない時期であります。大型車同士がすれ違えない道路、これは全く危険な道路であります。これは何とか県の方に努力してもらって、なるべく解決の方向に向けていただきたいと思います。

あとは、高速道路問題なんですけれども、これは所有者が東日本高速道路株式会社であります。聞いたところによりますと、成田空港から東京に向かっては通勤割引等、いろいろ特典がございます。松尾・横芝から東京に向かった場合は全然ない。このところを何とかできるように努力してもらいたいと思えます。

それとちょっと前後入れかわりましたが、行財政改革のことで町有遊休地の問題であります。この大きなところは旧横芝町の北清水、この下水道終末処理場が、19年度になりますと3億6,000万の支払いをしないといけません。それに対して、今までの利子が3,000万円、この土地が終末処理場にはならないという話ですけれども、これは回答願いたいと思えます。ここに全く塩漬けの土地が何十年もここにあるということで、それをいろいろ利用して売り払うなり何なり、町の遊休地をどういうふうに持っていくのかということ、それから海の子ども国の駐車場とかございます。そのところの質問に対して、お答え願いたいと思えます。

以上です。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 順次、お答えさせていただきます。

先ほど一般の今、施設の借地については、なかなか全部買おうと思ったら15億から20億かかる、当然そういうお金は今のところ出どころがないので、そうした中でも、たしか6月議会でもこのお話はさせてもらったかと思うんですけども、今ちょっと借地借家法、その辺をかんがみまして30年契約の中で、契約の中にその経済状況をかんがみた変更が可能な部分があるようでございますので、その辺については地権者の皆さんと今後、最近の部分では無理でしょうけれども、せめて30年契約で10年を経過した契約については、今後ちょっとその辺の研究を今しているところでございます。それがもし、また地権者のご理解をいただけるものであれば、幾ばくかでも安くしていただけるような努力をしてみたいと考えております。

そして、次に時間外手当、言うなれば残業でございますけれども、この残業の問題、今欧米でもホワイトカラー・エグゼンプションとかとあって、結局今おっしゃられたとおり能力、要するにホワイトカラーに残業代は必要ないだろうというような、今そういう考え方が欧米ではかなり台頭して話題を呼んでいるところでございますけれども、しかしながら、この横芝光町については合併間もなく、また本当の部分での適材適所ができていないかという問題もかんがみまして、この間いろいろと検討をしてみましたが、一部何人かの異動はさせてもらって、それにこたえられるように努力をしてみましたが、まだまだそれは完全に解消できたものではない。

しかしながら、ある部分18年度の事務事業で、先ほど総務課長の方からの答弁の中で、いろいろな事務事業の県・国の施策の変更による新たな事務事業の発生ですとか、そういうものにはおおむね対処ができつつあるというところから、今のままだでも今後しばらくはさほど、要するに残業して何が問題かといったら、財政的な部分もありますけれども、やはり職員の健康管理の部分も十分かんがみていかなければならないかと思っていますので、その辺についても本当に注意を傾注させていきたいと思っており、また、当然のことながら、この間の全員協議会でお示しさせてもらった町事務事業の機構改革においても、できるだけ理想的な適材適所を部分に進めてまいりたいと考えていますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

そして、次に、消防手当についてでございますけれども、今、当然こういう社会認識のあ

る中で、そういう部分についても、消防組合の方でも当然のことながら手当については削減の方向にあるようでございます。それを一般町民、要するに市民、住民の理解が得られるようなものに、ますます私も今の段階で副管理者という立場でございますので、その辺のところも精鋭努力してまいりたいと考えております。

買収できない部分について、これ都市建でいいよね。そして、あとは、では道路関係については、そうさせていただきます。

E T Cの問題でございますけれども、これについては要するに運営基盤の問題なのかなと。要するに部分部分で交通量が多く、採算のとれるところは安くしようというような考えもあるし、また、安くすればもっと通るんじゃないかという考え方もございまして、これについては私どもも関係団体、または会社の方をお願いをしてみたいと考えております。

それと、あと町有の遊休地でございます。ご指摘のございました北清水の3ヘクタール、この部分が来年度、平成19年に千葉県開発公社からの買い戻し条件の期日でございまして、これはご承知のとおり、北清水の農地整理に伴って余った部分を開発公社に買っていただいて、それを終末処理場にしようという相当の前からの計画でございましたが、ただ一つ、大きな問題の県の政策転換の中で、生活排水をどのように処理していくかというものがございまして、当時は集落排水という、要するに下水道事業に対して最大7割の県・国の補助があったというような中で、現在は皆さんご承知のとおり、合併浄化槽による家庭雑排水の処理を提唱してございまして、それに伴って下水道については今後もなかなか見通しが立たない状況にある中で、あの遊休地については、非常に議員おっしゃられるように頭を悩ませているところでございまして、ましてや今のこのバブルがはじけて、今あの土地が幾らで処分できるかという問題も考えますと、非常にゆゆしき問題ではございますけれども、ただ唯一救いなのは、その部分で3億6,000万円分については基金がございまして、それを手当する用意はもう既に整っているところだけをご報告させてもらって、2回目の自席からの答弁にかえさせていただきます。

では、道路問題については都市建設の方でよろしく申し上げます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 都市建設課長、小堀正博君。

都市建設課長（小堀正博君） 杉森議員さんからいただきました横芝・下総線バイパスの用地が買えない要因は何かあるのかということでございます。

先ほど町長の方からご答弁させていただきましたように、今現在、下総線バイパスとして

農地区間、これ約700メートル全長あるわけでございますけれども、その用地買収を地域整備センターの方で進めていただいております。この農地区間には、買収を予定しております地権者数は31名でございます。面積にして約1万3,200平米を買収する予定で現在進めております。現在まだ買えていない状況でございますけれども、31名の中で12名の方々の買収が済んでおりません。面積的には約6,000平米ほど残っております。

買えない要因の一つといたしましては、現在計画しているバイパスが、旧横芝町に進めておりました中学校の建設予定地であったということから、その辺のこともあって境界立ち会いすら応じていただけないという地権者がおります。これにつきましては、議員さん等にもいろいろとご協力をいただきながら、現在交渉している状況でございます。それからあと、相続が未了な方ですとか、そういう方もおります。進まない大きな要因といたしましては、先ほど申し上げました旧横芝中学校の建設関係に係る部分でございます。

それから、現在の現道の部分的な拡幅の件につきましては、今後も地域整備センターの方に強く要望してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 杉森汎君。

9番（杉森 汎君） 今、町長から答弁がありました下水道終末処理の関連の話なんですけど、これが中止ということで、この土地はそのままにしておくということでわかりましたけれども、現在横芝町のこの下水の問題なんですけど、浄化槽から流れる水は、ほとんどが県道の雨水の排水を利用して流していると思います。

それに加えて、町では合併浄化槽を推進しているものと思いますが、過日、横芝町に新しく引っ越してきて新築をしようという方がおありまして、その方が合併浄化槽を申請しましたところ、去年あたりの話でしょうか、突然来たのでは受け付けられないという話がありました。この合併浄化槽は絶対に、要は県道の排水に生活雑排水を現在流している町の部分がほとんどなんですけれども、それが栗山川に流れていきますと、全く水質が悪くなるわけでございます。

町としては、この終末処理場がもう絶対できないということであれば、どんどんこの合併浄化槽、今までの浄化槽を持っている方にもどんどん進めて、きれいな水の横芝町にしたいなと思います。町長、いかがでしょうか。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 町としても、ぜひそういう方向でいきたいと思っております。

一つ、ここでひっかかってしまうのは、千葉県財政の問題でございます、本来ですとこの合併浄化槽事業については国が3分の1、県が3分の1、あと3分の1を自治体並びにその利用者が負担するというような構造になっておるんですけれども、いかんせん国が出しても県が出せない状態に今ありまして、その数を限定されてしまっている状況にあるのが、これがなかなか進まない状況でもあります。

そうした中で、今、栗山川の話も出まして、栗山川浄化期成同盟、また整備期成同盟、皆さんにも栗山川の浄化については、誠意私も真剣に取り組んでいきたいと思っておりますので、そういった中でなかなかこの施策が進められていけない、要するに順調に施策が行われていないという現状が今あります。

その辺のところも強く県に要望しながら、今後結果的には栗山川の水質向上をするために、また、住民の文化的な清潔な社会にするためにも努力してまいりたいと思っておりますので、ひとつご協力、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 以上で杉森汎君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで休憩いたします。

再開は午後1時です。

（午前11時50分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

川 島 富士子 君

議長（伊藤良一君） 一般質問を続けます。

川島富士子君。

〔12番議員 川島富士子君登壇〕

12番（川島富士子君） 議長のお許しを得まして、一般質問させていただきます。

質問に先立ち、大先輩の・屋英夫議員さんに一言お祝いを述べさせていただきます。総務大臣感謝状、まことにおめでとうございます。心からお喜び申し上げます。

さて、新たな自民・公明の連立政権がスタートし、第165臨時国会において、自民党の安倍晋三総裁が第90代、57人目の初の戦後生まれの首相に就任されました。果断さと政策の質

を重視した政権運営を望まれる中、はや2カ月余りが過ぎました。人口減少、少子高齢社会に突入した日本は今、新たな時代を切り開く間違いのないかじ取りを求められています。

そして、新政権スタートと同時に、我が党も大衆とともにの立党精神に立脚した新しい公明党を断じて築くとの決意で、太田新代表のもと、清新な息吹で新出発いたしました。私も議員としての自覚と使命を忘れることなく、自己研さんに励み、どこまでも誠実に生活者の目線に立ち、これからも全力を尽くすことをお誓いし、質問に入ります。当局の親切で明快な答弁を求めるものであります。

初めに、教育行政についてお伺いいたします。

不登校や校内暴力、学級崩壊など、子供の心をめぐる問題が指摘されています。子供たちが人間性豊かで力強く、幸福な人生を送り、人々や社会にも貢献できる新の人間力をはぐくむことこそが教育の目的であります。子供たちの教育との視点に立って、教育の再構築に取り組む必要があることから、3点にわたり伺います。

1点目として、いじめの現状と対策について伺います。

いじめ問題が異常な広がりで展開し、前例のない事態が続いています。教育界だけではなく、社会全体が立ちすくみ、戸惑っているような重苦しい師走となりました。全国でいじめに起因すると見られる10代の自殺が連鎖し、校長までも命を絶つという現実であります。一連の問題は、子供たちに不幸・不運を重ねながら次々に浮上してきました。その痛ましさや影響の大きさから連鎖的な教育危機とも言うべき状況の中で、子供たちがみずから命を絶つような悲劇をこれ以上繰り返さないために、真正面から取り組み、今やらなければならないことに全力を尽くさなければなりません。

いじめはいかなる理由があろうと絶対に許してはならない、あらゆる手段を尽くして根絶すべきであると私は思います。そのために、いじめは人道上的犯罪、断じて許さないという強い意思を、学校を初め、社会全体に行き渡らせることこそ、いじめ根絶の大前提ではないでしょうか。学校側は、どんな理由があろうと人を苦しめるいじめは悪という姿勢を貫き、いじめを発見したらすぐにやめさせる行動を起こすべきであります。

また、いじめをなくすかぎを握っているのは、周りで見ている人たちです。児童・生徒たちには、自分は関係ない、見て見ぬふりは共犯者という考えを定着させなければなりません。また、いじめに対し、これは僕たちの問題なのだと認識させて、子供同士でやめろと言うことのとうとさを教えていくべきと思います。

いじめ問題の解決は、子供優先の社会への構造改革によって、人が輝く社会づくりができ

るかどうにかかっております。この観点から、町当局に伺うものであります。

2点目として、学校の統合問題について伺います。

日本は昨年、人口減少社会に突入しました。その上、我が国の合計特殊出生率は1.25と過去最低を記録しました。子供を持ちたいと願いながら、働く環境や育児費用の増大などで、やむを得ずあきらめているとの声もたくさん聞こえています。このことは本町においても例外ではありません。

さて、合併により中学校2校、小学校7校となりました。今までどおり家庭や地域に密着した教育活動の展開が重要であることは言うまでもありませんが、学校の統合に関しても、現在までの人口の推移等から見ても考えていかねばならない重要な問題ではないでしょうか。町はどのようにお考えか、将来展望の所見についてお聞かせください。

3点目として、スクールバスについて伺います。

将来、学校統合ともなれば、それに伴い当然スクールバスの運行を始めなければならないと思います。しかし、それまで待てず、犯罪の多い社会情勢の中で、スクールバスの必要性を訴える親御さんが大勢いらっしゃるのも事実であります。

そこで、現在、町の中を走る循環バスであります。当初福祉バスとしてスタートし、今日に至っております。このバスがあるのに別のバスを購入することは、厳しい行政改革を進めなければならない時代に非効率的であります。今ある循環バスを効率的に活用し、朝と夕方の2回、児童・生徒を送り迎えするスクールバスとして併用してはいかがかと思いますが、当局のご見解をお聞かせください。

次に、子育て支援施策について、幼保一元化への取り組みについて伺います。

幼保の一元化については、従来から各方面で論じられてきたところであります。幼稚園は学校教育施設であり、保育所は児童福祉施設であって、目的や機能を異にしておりますので、一元化することは困難であるとされてきました。しかし、保育所においては教育水準の向上が、幼稚園においては教育時間の延長が最大の問題点であり、現状のままの運営で推移してよいかとなると、これもまた問題であります。

そこで、このような問題点を解決するために、本年10月からスタートした認定子ども園制度を導入し、保育所と幼稚園の両方の機能をあわせ持つ総合施設、認定こども園を整備するお考えがあられるか、お伺いするものであります。

続いて、福祉行政についてであります。

新町建設計画の中の根幹となるべき事業施策の中に、障害者福祉の充実とあり、小規模作

業所づくり促進事業などが盛り込まれております。先般行われた横芝光町のまちづくりについての意識調査の結果で、問い12の協働のまちづくりのところで、一番多い回答は、高齢者や障害者への支援に関する活動でありました。

そこで2点にわたりお尋ねいたします。

1点目として、福祉作業所について伺います。

先月、議会で視察した福祉作業所がありますが、本年9月議会において、社会福祉法人横芝光町社会福祉協議会が指定管理者となりました。当時の全協の折、定員は10名であり、現在の在籍数は10名であるとの説明でございました。また、待機者はいないとのことでしたが、現在の待機者状況と今後施設の拡充のお考えがあられるか、伺うものであります。

2点目として、障害者の就労支援の充実について伺います。

身体に障害を持つ方に対して、いたわり大事にしてあげなければなりません。もっと大事なことは、自立しようという強い意欲を持っている方に対して援助し、育成、助長することであろうと考えます。職業的自立を目指す障害を持つ方は、年々増加傾向にあると思います。障害を持つ方を短期の試行雇用の形で受け入れ、一般雇用へのきっかけづくりとするためのトライアル雇用事業への取り組みや、事業所における障害を持つ方とのかかわり方に関する助言、あるいは作業を円滑に行うために必要な技能に関する支援を行うジョブコーチの派遣利用などを促進してはいかがでしょうか。本町の取り組みについて伺うものであります。

続いて、高齢者の福祉の充実について、3点お伺いいたします。

1点目として、敬老会の開催について伺います。

高齢者にとって毎年楽しみにしてきた敬老会が、本年は諸般の事情からとり行えず、まことに申しわけない気持ちでいっぱいです。敬老の日すらハッピーマンデー制度の適用で、2003年から9月の第3月曜日となり、9月15日という従来のように固定日ではなくなりました。しかし、高齢者を敬い、長寿を祝う記念日として、これからも大切にしたいと思います。

そして、敬老会は日ごろの感謝と尊敬の思いを真心から伝えていく会として行われてきたと思います。さかのぼると、兵庫県の野間谷村、現在の多可町が1947年、老人を大切にし、お年寄りの知恵をかりて村づくりをしようと、農閑期に当たる9月中旬の15日を「としよりの日」と定め、敬老会を開いたのが始まりだそうであります。少子高齢化が進み、我が国の高齢者をめぐる環境は大きく変わりつつありますが、敬う気持ちは今まで以上に持ち続けていかねばいけないと考えます。

合併前の協議会の中でも、高齢者福祉事業については現行のサービスが低下しないよう実

施しますとおっしゃられているわけですから、内容検討は十分に必要であろうかと思いますが、高齢者のだれもが健康、長寿の人生を安心して送れるように、高齢者支援の一環としてぜひ開催していくべきではないでしょうか。当局のご見解をお聞かせください。

2点目として、（仮称）憩いの里（生き生きサロン）創設と運営費助成について伺います。

1人1人が健康で輝き続けられる高齢社会の到来の中、地域づくりを考える上で、高齢者の地域とのかかわりが高齢者の生きがいにつながっているだけでなく、地域にとっても必要性を増しているのも、高齢者の知恵や経験によるところが大きいのではないのでしょうか。

特に、地域社会は行動範囲が限られてくる高齢者にとって重要な存在であります。核家族化の進行で、ひとり暮らしや夫婦だけの高齢世帯が増加し、地域との結びつきも変化してきています。高齢者が地域で活躍できる受け皿を用意し、地域福祉の向上、世代間交流の促進に結びつけていくことは今後ますます求められると思います。本町の取り組みについて現状をお伺いするものであります。

3点目として、敬老の日記念の敬老祝い品贈呈について、ふれあい商品券にしてはいかがか伺います。

平成14年6月議会で提案させていただき、旧横芝町で実施してきましたふれあい商品券がありますが、老人の多様化するニーズにこたえ、喜んでいただける内容を検討することを主張してまいりました。そして、希望するものを自由に選択して生活の中で必要なものが得られるような配慮が、本来優しさと温かさを感じる行政サービスの提供と訴えてまいりました。

合併後の本年はつめ切りが贈られ、これはこれで喜ばれたと思いますが、商品券の方がよかったと耳にすることも事実であります。旧横芝の内容を検討さえすれば、商品券でもよいのではないのでしょうか。商店街の活性化にもつながると考えます。当局のご所見をお聞かせください。

最後に、北清水・長塚架橋事業について、事業費における負担金について伺います。

さきの議会全員協議会におかれましてもご説明がありました北清水・長塚架橋事業についてであります。広域農道九十九里21.2キロメートルと2313号線間の栗山川にかけられる橋であり、10月に行われたまちづくり懇談会でも設置要望が出ておりました。現在、新町建設計画に基づき進められ、平成26年度までには完成させる予定ということも周知の事実であります。

さて、この総事業費は13億円であり、合併特例債事業ではあります。道整備交付金6億5,000万円を利用しても、町の持ち出し、一般財源分は2億2,000万円あるわけです。

この長塚橋及び道路は、完成の時点では匝瑳市、旧野栄町役場前から県道路公社所管の九十九里有道、また大網白里町に至る、まことに匝瑳市においては大幹線道路網の位置づけとなり、願ってもなく、かつ重要な路線であります。

また、当町もこの広域農道に応分の負担をしております。過去には平成13年度のJR横芝駅のトイレ工事の際、旧光町から583万1,000円の助成をいただいております。平成12年度には匝瑳市にある飯倉駅の改築工事の際、旧光町では250万円の助成を行ってまいりました。旧光町には心があると高く評価するところであります。

このような負担状況より応分の負担については当然のことだと思われまます。財政状況が大変厳しい状況下で破格の予算を投入することです。ぜひ交渉していただきたいと存じますが、当局のお考えをお聞かせください。

希望ある答弁をご期待し、私の最初の質問といたします。

〔12番議員 川島富士子君降壇〕

議長（伊藤良一君） 川島富士子君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） それでは、川島富士子議員さんからの質問について壇上からお答えをさせていただきます。

学校の統合問題とスクールバスについての質問にお答えします。また、いじめの現状と対策については、後ほど教育課長より答弁をさせますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

それでは、初めに学校の統合問題についてでございますが、行政は最少の経費で最大の効果を上げることが責務であり、それを実践しなければならないことではあります。事農村部の学校教育にあっては、通学エリアや学校施設規模等から即座に統合することは考えておりません。

しかしながら、人口が減少傾向にある地域では、学校統合は避けて通れないものであると思われまますので、今後児童・生徒数の推移を見ながら地域の方々のご意見を取り入れ、検討していきたくて考えております。

次に、スクールバスについてでございますが、スクールバスについても、一時期学校安全に絡めて運行することが国内各地で検討されていたこともありますが、当町におきましては、学校安全は地域の力で補っていただいていることから、バスの運行については学校の統

合とあわせて検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、幼保一元化への取り組みについてでございますが、社会情勢の変化と多種多様化する保育ニーズにこたえるため、国は幼稚園と保育園のよいところを生かしながら、制度の枠組みを超えた新たな仕組みとして、本年10月に認定こども園制度をスタートさせたところでございます。

これは就学前の教育・保育を一体としてとらえ、一貫したサービス提供をするもので、例えば保育所が保育に欠けている子供以外の子供を受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園として機能を果たすものであります。

当町におきましては、来年度から一部の幼稚園が本制度の許可を受けて取り組むことを検討しておりますが、今後、公立保育園でそれらの需要がふえれば検討していきたいと考えております。

次に、障害者福祉に関するご質問でございますが、福祉作業所は平成6年7月に日常生活に必要な適正指導及び社会生活への適応訓練を行い、自立の助長を目的に設置されたものでございます。現在通所されている方は男子4名、女子6名の合計10名で、ちょうど10名の定員を満たしていることから、新たに入所を希望される方があれば、近隣の同施設へ通所をお願いしているところであります。定員の増につきましては、現施設の改修が見込めないことから、あいている公共施設を利用することも視野に入れ、検討をしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、障害者福祉の2点目の障害者の就労支援の充実についてでございますが、福祉作業所の運営を初め、10月から施行された障害者自立支援法で、主に一般就労が困難な方への就労機会提供を重点といたします。また、町が行う地域生活支援事業の一つである地域生活支援センター事業においても、NPO法人等が運営する地域活動支援センターへの通所により、創作活動や生産活動の機会提供、社会との交流の促進を支援する事業展開を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、大綱4点目の高齢者福祉の充実のうち、敬老会の開催に関するご質問でございますが、冒頭政務報告でも若干触れさせていただきましたが、会場を初め、送迎問題やボランティアスタッフ等、実施体制の整備が懸念されることから、今年度は総合に判断し、実施を見送ることとさせていただきました。

なお、先般実施いたしました、まちづくりについての意識調査の中で、27.9%の方が敬老会については今後も継続してほしいイベントに挙げておりました。このようなことを踏まえ、

分散開催等も視野に入れて、今後検討していきたいと考えておりますので、諸事情をお酌み取りの上、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、高齢者福祉の2点目、(仮称)憩いの里創設と運営費助成についてでございますが、当町においても既に同様の事業を行っております。とかく孤独になりがちな町内のひとり暮らし老人を対象に月に一度、町民会館にお集まりをいただき、血圧測定を初め、健康相談や簡単なゲームのほか、ボランティアの皆さんによる昼食サービスで一日を楽しく過ごしていただく福寿会を、社会福祉協議会へ委託事業として実施しております。

今後も社会福祉協議会と連携を図り、より充実した事業運営に努めてまいりますので、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

次に、敬老祝い品をふれあい券にしてはどうかというご質問でございますが、昨年度まで旧横芝町で実施しておりましたふれあい券につきましては、使用する店舗が集中をしてしまうとか、使用期限が切れてしまうとかという問題もありました。

そのような中で、今年度は75歳以上の方3,466名に記念品を配布したわけでございますが、これをふれあい券に変更いたしますと、限られた予算の中で事業の実施を行っておりますので、1人当たりの単価が商品券として発行することが適当であるかどうか、判断に苦しむことが出てきてまいります。

そこで、19年度につきましては、対象者を喜寿、米寿、白寿及び100歳到達者に絞り込んだ上で、記念品または祝い金の贈呈にしたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

次に、北清水・長塚架橋事業についてのご質問でございますけれども、現在計画されております長塚地区と北清水地区を結ぶ連絡道路と新たな橋の整備につきましては、延長約1,300メートル、概算ではございますが、議員おっしゃられるように総事業費約13億円をもって、平成26年度までに完成をさせる予定でございます。

本年度より本格的な着手に向けた調査、設計等に入っておりますが、町レベルの道路事業としては費用も相当大きくなることから、極力町負担を抑える方法を検討しておりまして、現在の予定では国からの交付金の2分の1、残る部分につきましては95%が起債対象となり、また、元利償還額の70%が交付税算入される合併特例債を活用することとしております。

川島議員の質問の趣旨であります匝瑳市からの負担金につきましては、本路線が九十九里広域道路の延長上に当たり、完成した暁には匝瑳市方面からの利用も当然多くなり、匝瑳市にとってメリットも非常に大きいわけでございますから、このような点も考慮しつつ、負担

が可能かどうか、今後調整、検討をしてみたいと考えております。

以上について、川島議員の一般質問について壇上からのお答えとさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 教育課長、山本照男君。

〔教育課長 山本照男君登壇〕

教育課長（山本照男君） いじめの現状と対策についてでございますが、昨今国内では、いじめ問題に起因する自殺事件が数多く報道されております。これは憂慮しなければならない事態であり、今すぐにいじめや自殺の連鎖反応を食いとめるため、教育関係機関のみならず、地域や家庭も連携して取り組まなければならない問題であるととらえております。

そこで、教育委員会といたしましては、福岡での痛ましい自殺事件の報道を受け、町独自の判断によりまして10月17日に校長会議を緊急招集し、いじめの問題の実態をとらえるため、各学校に調査依頼をするとともに、いじめを発見した場合には迅速な対応をとるよう指示をいたしました。

その後、県におきましても、市町村担当課長を対象にいじめ緊急対策会議が招集され、国内での発生事例等を説明及び各学校職員の取り組み状況調査の依頼がありましたので、再度10月31日に臨時校長会議を招集いたしまして、学校長以下全職員のいじめに対する取り組み状況につきまして調査を通知いたしました。

また、子供たちからのいじめアンケートを実施いたしました結果、件数は少ないもののいじめらしき事案がございましたので、改めていじめの未然防止、早期発見、早期解決に向け、職員一丸となって取り組むよう周知徹底したところでございます。

さらに、国におきましては平成18年、ことし11月17日をもって、伊吹文科大臣からいじめ、自殺防止に関する文科大臣からのお願いメッセージが発せられ、過日全児童・生徒及び保護者に配布をしたところでございます。町教育委員会といたしましても学校や家庭と緊密な連携を図り、いじめ根絶を目標に、より努力しなければならないと考えております。

〔教育課長 山本照男君降壇〕

議長（伊藤良一君） 川島富士子君。

12番（川島富士子君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず初めに、いじめについてでございますけれども、ただいま課長の方からご答弁いただきました文部科学大臣からのお願い、私も2人の子供から預かりました。お母さんも見てほしいということで預かりましたけれども、非常にすばらしい内容でございます。

新聞紙上でも発表になりましたし、テレビとかでもご紹介ありましたけれども、一番身近な「広報よこしばひかり」にもぜひこれをお載せしていただいて、町の隅々の地域の方にぜひごらんになっていただいて、周知徹底をしていただくとよろしいかと思いますが、その点もお願いしたいと思います。

また、本来100%子供と向き合うべき教師が雑務に追われ、専念できないという問題も指摘されており、学校、地域、家庭が連携しての教師バックアップ体制が必要であろうかと思えます。この辺の認識を伺います。

また、当町においては教師側に問題はありませんでしょうか。教師こそ最大の教育環境であり、子供の成長はよき教師との出会いによって決まるといっても過言ではないと思えます。教員の資質向上にどのように取り組まれているのか、あわせてお伺いいたします。

次に、スクールバスについて、町長からご答弁ありましたけれども、参考にぜひさせていただきたいものですから、この辺おわかりになれば教えていただきたいと思います。将来統合のときに考えるというご答弁でありましたが、スクールバスと福祉バスを併用することに関しての文部科学省と陸運局の条件とか、規制がえられるかどうか。また、現に本来の目的以外に使用している自治体もあるのではなからうかと思えますが、おわかりになれば教えていただきたいと思います。

次に、幼保一元化についてでございますけれども、来年4月からというところが非常に多いようでございますが、当町は1幼稚園が取り組む方向で今考えているということでございましたけれども、参考までに、3歳以上は幼稚園の先生の資格と保育士の資格と両方必要ということで伺っております。この両方の資格をお持ちになっている先生は当町にはどのくらいいらっしゃるか、実情をお伺いしたいと思います。

福祉作業所についてでありますけれども、現在10名ということですが、旧横芝町で何名か、旧光町で何名かということと、また、当町から町外へ何名お世話になっているかということをお教えいただきたいと思います。

次に、就労支援についてでありますけれども、本町には障害を持つ方がどのくらいあり、そして就業している者、就業を希望しながら職につけないでいる方がどのくらいいらっしゃるか、把握されていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

また、町内の企業に対する指導の問題であります。障害者の法定雇用率は地方公共団体ばかりでなく、一般事業主に対しても雇用義務が課せられております。町内の企業でこの率に達しているところは少ないというふうに推測いたしますけれども、実態を把握しておられ

るかどうか。また、法定雇用率に達していない企業に対して、障害者を雇用するように指導されているかどうかお聞かせください。

そして、町自体が身体障害者を何人雇用しているのか、これはまた問題であります。障害者の雇用の促進等に関する法律第11条では、雇用に関する国及び地方公共団体の義務としており、第9条では障害者の法定雇用率が1.6%と定められておりますが、我が町の実態を教えてください。この率に達しているかどうかお教えてください。

次に、敬老会でありますけれども、18年度の予算書の中に敬老事業193万8,000円、また、高齢者生きがい対策事業130万2,000円の計上がございました。この内容と進捗状況をお聞かせください。

祝い品についてでありますけれども、町長の方のご答弁をいただき、理解するところでありますが、しかしながら合併当初、サービスが低下しないようにというふうに伺っております。この2,000円の商品券がつかめ切りになると、これが低下とはならないのかどうか、本来サービスのよい方に合わせるとというのが合併の基本であったはずであったと思います。1,000円の商品券にいたしても、この商店街活性化に寄与できるのではないかというふうに考えます。

最後に、北清水・長塚架橋でございますけれども、前向きな希望の持てる町長からのご答弁をいただきました。本当に地元住民の長年の要望とはいえ、メリットは圧倒的に匝瑳市の方にあるというふうに考えます。匝瑳市から助成があれば、その分を子育て支援や高齢者支援に充てられるのではないかというふうに思います。トイレも駅も橋も利用するということは同じではないかというふうに考えております。近隣ということで、これまでの経緯から旧光町が向けてきた真心に、ぜひ匝瑳市から真心で返していただきたいというふうに思います。このことから、匝瑳市への応分の負担の交渉はぜひ必要であるというふうに思いますので、ぜひ努力していただきたいというふうに思います。

以上、2回目の質問とします。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 学校関係の方については、では教育課、または教育長の方で答弁させてもらうような形で、スクールバスの陸事と文部科学省の方に何かあるかという、これは多分ないと思います。あくまでもただ陸運事務所の方でちゃんと定期バスとして使っていれば問題ないかと思えます。ただ、1人1人拾っていくような、拾っていくといたら問題があるな、1人1人、1軒1軒回るようなやつは、きっとこれは認可されないと思えますので、

その辺もやっぱり詳細に検討、研究してまいりたいと思います。

幼保の両方の資格についてもこれは福祉課長の方で、あと作業所の問題もわかる範囲で福祉課長の方でございまして、障害者の法定雇用率の1.6%のお話でございますけれども、そこはちょっとたまたま私お答えできますので、ちょっとお答えをさせていただきますけれども……

〔何事か言う人あり〕

町長（佐藤晴彦君） では、それは総務課長の方からお答えさせます。

それと、次は敬老のお祝い品で、この敬老のお祝い品を当然住民サービスというか、行政サービスの一環ではございますものの、高齢社会をこれからますます迎える中で、どんどんこの対象者も年々ふえております。これが少なくともあと20年ぐらいはどんどんふえていくんだろうと。人口の半分がもしそういうふうになった場合は、極めて大変な事業になるのかなと推測している中で、現実問題として山武市など、合併を機に完全にこの敬老会を廃止してしまっているところもございます。

そうした中で、今回やはり議員今、つめ切りも一部では評判よかったというお話をいただきましたけれども、必ずしもそうでないところも多分に私の耳に入っておりますので、今後検討はさせてもらいたいと思いますけれども、ご承知かどうか、この旧横芝町で行ってましたふれあい券については、実は私が提案して私がこの旧横芝の議会時代にやったもので、大変喜ばれていたのかなと思いますけれども、さっきお話を申し上げました約3,500名の方に2,000円ずつ配るとおのずと幾らになると。それをどうしたものかなというところがあって、いろいろと私も苦慮しているところでございます。

そういった中で、ただ一堂にこの3,500人をお呼びしちゃって、集められる場所も当然ないわけで、大体おおむね何人来るだろうという計算でやるのも失礼かなとも思いますし、その辺の部分については先ほど壇上からご答弁させてもらったとおり、地区別によるそういうようなものになっていかざるを得ないのかなというふうに考えていますし、また検討、また研究を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それと、あと最後に、北清水・長塚架橋に対する匝瑳市への助成の件でございますけれども、お気持ちは非常によくわかっております。しかしながら、この橋、道路の問題につきましては本来、今、議員からもお示しがあったとおり、13億円のうち2億一千数百万円というものは町負担になるわけでございますけれども、約11億が国・県からの補助金で成り立っています。

その交付金制度といいますか、これが全体で集めた部分を分配するという方式の中で、約85%くらいのお金を、ある意味全国から集めたものやってくれるというような交付金制度というのが、今この日本の行政で財政の中で十分に利用させてもらっている経緯がございますので、例えば、じゃ、山武市で橋つくるから横芝光町に金くれと言われて、はいよと出せるかどうかという問題も含めて、重々検討、研究をしていかなければならないかなと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 教育課長、山本照男君。

教育課長（山本照男君） 先ほどご指摘のございました伊吹文部科学大臣のいじめに関するメッセージを、広報よこしばひかりに掲載してはどうかということですが、これにつきましては、多くの皆様にご一読いただきたいという意味合いから、そのように記事を紙面をいただいて載せたいというふうに思います。

それから、よき教師との出会いが子供にとっては大切なんだと、教職員の資質の向上というようなお話がございました。川島議員さんおっしゃいますように、最近勉強重視、また放任主義などによりまして、家庭教育が手薄になってきておると思います。そういう中で、この家庭教育、家庭で教えなければいけない部分も学校の先生方が教えなければならないということで、先生方が非常に多忙をきわめていると。先ほど雑務に追われているというような表現をされておりましたが、まさにこういうところで学校の先生方も苦労しているんだというふうに思っております。

今後は、そういう観点に立ちますと、家庭教育の充実、地域教育力の活用など、学校教育も含めましてまさに三位一体の教育を推し進め、先生方にも頑張ってくださいということが大切ではないかというふうに思っております。

3点目のスクールバスの件でございますが、先ほどちょっと町長からもお話がございました。また、前の議会の一般質問でも循環バスの運行経路の問題等について、いろいろ検討委員会で協議をするということになっております。学校に通う児童・生徒は、朝と夕方の登下校の時間に利用するようになるわけで、その時間帯に必要なときに必要なバスが来るかというようなことになるかと思っておりますので、その辺のことも含めて今後、統合後には議論をしていくのかなというふうに思っております。

ちなみに、先ほどお話のありましたスクールバスの件でございますけれども、文部科学省が行っております補助事業の制度があるわけですが、これは僻地に関する補助制度でござい

まして、僻地児童・生徒援助費等補助金という補助金がございます。これらは、横芝光町は僻地には該当いたしませんけれども、小学校の場合には約4キロ、中学校の場合には6キロ以上の通学距離がある場合に、通学費用の一部を補助するという制度などもございます。

今後、学校統合ともあわせて、これらは検討といいますが、協議する課題なのかなというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長（高蝶文徳君） それでは、まず認定こども園の職員、保育士と幼稚園教諭の両方の資格が必要であるというところがございますけれども、両方を持つことが望ましいという言い方をされている部分があると思えます。ただ、2歳児までは保育士の資格でいいと。3歳児以上につきましては、両方の資格を持った方がいいということで、片方しかない人を排除してはならないというような規定も多少あったと思えます。

現在、町立の保育所には保育士が22名いるわけですがけれども、町立の保育所については全員保育士の資格のみだと思えます。幼稚園教諭については持っていないと思えます。横芝光町町内に幼稚園が2園、私立ですので、その辺の先生方が保育士の資格まで持っているかどうかというのは、ちょっと現在わかりません。

それから、次に福祉作業所ですがけれども、福祉作業所については非常に喜ばしいことに、先ほどから定員10名で入っている方が10名ということでおっしゃっていますけれども、この11月いっぱい1名退所されました。それは一般企業に就労できたということで1名の方が退所しまして、現在9名です。

9名ですがけれども、ただいま町外の施設に3名の方が行っております。その3名のうち、1名についても今年度いっぱい退所しまして、何か資格を取るといって学校に通うということで、残りは2名なんですけれども、匝瑳市に1名、それから芝山町に1名行っております。この方については、一応こちらもあきましたので横芝の方に体験で入っていただくと。福祉作業所に入っている方は知的障害の方が結構多いんですけれども、仲間としてやっていけるかどうか、非常にその辺重要になりますので、まず試験的に来ていただいて、一緒にできるのであれば、こちらに通っていただくというようなことで現在考えております。

それから、旧横芝、旧光ですがけれども、旧光の方はたしか1名だったと思えます。そのほかは全部旧横芝の方から行っている方だということでございます。

次に、障害者の方の就労の希望者数ですがけれども、現在正式な数字はちょっととっており

ません。ただ、今回、今年度で障害福祉計画というものを作成することになりまして、その中でアンケートをとってあるんですが、これがまだちょっと速報数値だけで内容の検討がまだできておりませんので、具体的な数字はまた後ほど申し上げたいと思います。

次に、予算の方で今年度の高齢者に関するお金で180万円ほどであると。これは原則的には、年度当初は敬老会を実施する予定で予算計上されておったものが、この180万円の数字だと思います。これは内容的にはバスの借上料だとか、芸能人を呼ぶための委託料、これが主な金額になると思います。ただ、現在はそれは中止ということですので、後ほど減額補正等をする形になろうかと思っています。

次に、130万円部分の分については、先ほどからお話ししております福寿会というものを毎月一回、この場所で行っております。福寿会に係る経費、原則的には食糧費、原材料費ですね。福寿会につきましては、今年度は5月からずっと実施しております、10月までの6回、参加された方が独居老人で延べ346名、それからボランティアとして参加された方が180名、合計526名の方がこの福寿会事業に参加しております。このボランティアの方が食事をつくってくれたりとか、いろんな面倒を見てくれるということになろうかと思っています。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 総務課長、海保要君。

総務課長（海保 要君） 障害者の法定雇用の関係でご質問いただきました。町として、その法定雇用率が達せられているかどうかという、その辺のご質問でございます。現在、町で東陽病院を含めまして職員が340人おります。今達成できているかということ、できていないというような状況でございます。若干不足しているというようなことでございます。

それで、この解消策でございますけれども、せんだっての定員適正化計画でご説明申し上げましたけれども、病院を除きまして役場としては来年度といたしますか、退職者の不補充というようなことで採用計画を持っておりませんので、今後採用していく中でその辺のところを検討していくということで、ご理解いただきたいと思います。

議長（伊藤良一君） 川島富士子君。

12番（川島富士子君） ありがとうございます。

3回目の質問をさせていただきます。

ただいま福祉課長の方から福寿会のご説明をいただきました。私の申し上げる生き生きサロンというのは、もっと細かく部落単位でといいますでしょうか、小学校区単位というような、そういったお年寄りが歩いて通える、そういう月一度のお楽しみ会のようなものを今後、

例えば山武市などは始めておりますので、そういうふうに広げていっていただくお考えがあるかどうか、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

すみません、順序違いますけれども、いじめについてもう一度お伺いしたいと思います。学校と地域が一体となって、いじめ対応の講演を行ってはどうかという、これは提言でありますけれども、先ほど課長の方に文部科学大臣のお願いのお話をしましたけれども、例えばヤンキー先生のモデルとなった、横浜市教育委員会教育委員である東北福祉大学特任講師の義家弘介氏、この方のすばらしい、いじめに対する講演を伺っておりますので、ぜひいじめ問題を解決するスタートはいじめと真剣に戦う大人の姿ということで、この方もおっしゃっておりますので、こういう方をまた招いてはどうかというふうに思います。

また、12月16日に生涯学習課の方で予定されている生命の大切さを学ぶCAPプログラムの研修会を広報の方に紹介がありましたけれども、こういうところに積極的に、今回大人向けのワークショップということで伺っておりますので、ぜひ学校の先生方に働きかけてはどうかというふうに思います。この点をもう一度お聞かせください。

また、先日の永・議員さんの質問の折に、私はとても強く同感したところがありました。永・議員さんは空港問題のところ、町長に空港と交渉するにはどういうデータがあるか、町長に考えていただきたかったというふうに話されたのを、町長はまだ記憶に新しいと思いますけれども、私も同感であります。

町税の中での事業で、町長が一生懸命公約に向かって取り組まれているお姿は、非常に一生懸命さは伝わってくるんですけども、町税の中での事業であれば簡単であると思いますが、町民のためにとの強い一念での助成交渉は、町長の政治手腕にかかっているのではないのでしょうか。町民のためと知恵をわかせていただきたいと思います。どうか、このような厳しい現実社会、分権社会の中で、今こそ町長の力を発揮していただきたいと切望します。いま一度、最後に町長のご決意をお伺いし、私の最後の質問といたします。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） いろいろ励みのお言葉もいただきまして、ありがとうございます。

まず、生き生きサロン、私どもでやっている福寿会について、そういう事例も今、隣の市でやっておられるというのであれば、その辺ちょっと研究をさせてください。ちょっと私も研究不足であって、担当課は存じておりますでしょうけれども、正直申し上げまして、いささか余り少子高齢社会ということで、子育てばかりの方に向いてしまっているのかなという、私個人としても思うところもあり、やはり今までこの横芝光町を築いてきてくださったご高

齡の皆さんに対しても、敬意と感謝を申し上げる立場の一番の人間としましても、今後その辺の部分も含めて敬老会、またこの生き生きサロンについても研究を、今ちょっとここで即答は避けさせていただきますけれども、研究課題として、大きな一つとして進めていきたいと思えます。

そして、いじめ問題についてでございますけれども、これは教育長を初め、教育部局の方で本当に今真剣に取り組んでおります。今のこの社会情勢、この子供を取り巻く環境の中で本当にまかり間違って今新聞報道、またテレビ報道でいろいろな悲惨な状況がもうすぐそこまであるのかなという危機管理のもと、教育長を初め、教育部局全体でこれに真剣に取り組んでおります。

今ご提言のありました講演の問題ですとか、CAPプログラムの問題でございますけれども、まさしくそれがすべてではございませんので、それも検討しながら本当に最大級のレベルでこの危機回避を考えておりますので、今後ともよろしくご指導を賜りながら、よろしくお願いしたいと思います。

それで、最後に空港の問題でございますけれども、おっしゃるとおり、この横芝光町はA滑走路、B滑走路、2本の直下にあるこの町でございますので、そういう部分で空港からの本当に今、成田空港株式会社も民営化を果たしまして、今、株式上場の話が持ち上がってまして、そこについても町で何らかのいい方策がないか、いろいろ近隣、例えば特に芝山、相川町長などと非常に連携を密にしながら、地域ぐるみでそれに対して予算請求、または補助金の確保に向けて頑張っておりますので、これからも皆さんのご支援、ご協力よろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（伊藤良一君） 以上で川島富士子君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで休憩いたします。

再開は午後2時10分とします。

（午後 1時57分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

傍聴される方をお願いいたします。傍聴される方は私語を慎むようお願いいたします。

（午後 2時10分）

平 山 治 布 君

議長（伊藤良一君） 一般質問を続けます。

平山治布君。

〔 19 番議員 平山治布君登壇 〕

19 番（平山治布君） 議長のお許しをいただきまして、質問をさせていただきます。

その前に、我々の大先輩であり、また目標とすべき・屋議員に心よりお祝いを申し上げます。

それでは、保育園の民営化についてであります。

まず、町長の公約であります町立保育園の民営化について伺います。

昨今の保育事情について考えてみますと、保育園は本来の子育てだけにとどまらず、家庭生活の支えとなっております。そして、家庭と保育園はまさに車の両輪のごとくに子育てを行っており、今や地域社会になくてはならない存在でもあります。幼児期のしつけや教育がその後の教育の基礎となる最も大切な時期を保育園で過ごすわけでありますから、園児にとって大きな役割を果たしているものと思います。また、保育需要もますます増加しており、各種特別事業を導入し、充実を図っていますが、その反面、少子化の影響も免れないところでもあります。

しかしながら、幼い子を抱えて働く母親にとって、保育園の保育士さんは強い味方でもあります。最近では母親の相談も子育てだけでなく、みずからのことを初め、生活全般にわたっておりますので、以前とは園の機能が大きく変わり、地域の子育て支援センターとしての役割を担っている状況にあると思います。

このような中で、町長は町立保育園の民営化を図ろうとしていますが、どのような計画に基づいて取り組まれているのか、実現についての進捗状況はいかがでしょうか。さらに、今後のスケジュールはどのように考えておられるのか伺います。

次に、保育料についてであります。

合併を機に保育料が値上がりしたとの声を聞きますが、実情はどうでしょうか。全体として保護者の負担が増加しているのか、あるいは値上がった階層の人がいるのでしょうか。また、トータルではどうなっているのかお尋ねをいたします。

次に、職員が管理している資金についてであります。最初に現状についてでございます。

福島、和歌山に続き、宮崎県も談合事件をきっかけとする相次ぐ知事の退場に、自治体不信が高まっています。そのような中で、成田市長問題は、市民派を掲げて当選した市長は業者であっても市民は市民という立場から面会を拒まず、次第に業者が市役所に入出入りする姿

が目立つようになったと言われております。今回の事件では、公約に掲げた開かれた市政が、皮肉にも自身の落とし穴になってしまったと報道をされております。

まだ記憶に新しいところでありながら、やや色あせた感じさえいたしますが、岐阜県の裏金問題やJAちばみどり農協の職員による会計不適切処理などの不祥事が報道されましたが、横芝光町ではそのような懸念は全くないと思っておりますが、ただこれに関連して、長期にわたり各種団体等の会計を職員が担当している場合があると思っておりますが、どのようなお金が総額幾らあるのか、課ごとに回答してください。

課としてではなく、全くの個人で管理しているお金はないでしょうか。

また、執行部としてこれらを把握しておりますか。

以上、3点についてお伺いをいたします。

〔19番議員 平山治布君降壇〕

議長（伊藤良一君） 平山治布君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） では、平山治布議員の1点目のご質問の保育園の民営化についてお答えいたします。

現在、町立保育所につきましては、3カ所とも少子高齢化等の影響により定員割れの状況にあります。このため、まず第一段階で、行政改革の一環として地域住民や保護者との連携を図りながら、保育所の統合を図っていきたくと考えていると、先ほど申し上げました。

その保育所の統合を図ることによって、一保育所での民間の経営に対する部分の問題も一つ挙げられているところでございます。さらに、町職員として保育士がいるわけですが、これらの受け入れ先の問題解決も図っていかねばなりません。ここ数年は保育士の退職による補充は行わず、臨時保育士で対応し、正職員をできるだけふやさないようにしている状況であります。

また、民間委託を進める場合には、給食室の整備などを図っていかねばなりません。このため、準備作業として19年度で設計委託、20年度以降で工事を行う予定で作業を進めているところでございます。

このような諸問題を解決した上で、民間委託という形になるかと思われまますので、進捗状況やスケジュールについてのご質問もございましたが、まだ今現在においては民営化を視野に入れた準備段階にあるということで、具体的なスケジュールなどもできていない状況に

あるということで、ご理解を賜りたいと思います。

また、保育料についてと職員の管理している資金については、それぞれ担当課長の方から答弁をさせますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

以上で、平山治布議員の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

〔福祉課長 高蝶文徳君登壇〕

福祉課長（高蝶文徳君） それでは、保育料の部分につきましてお答えをいたします。

保育料の負担区分としては、3歳児未満・以上の区分に、それぞれの世帯の課税状況に応じまして、さらに7区分に分かれて設定されております。ですから、基本的には大きく14階層に設定されております。

合併したことにより保育料が値上がりしたとのことでありますが、合併前の両町の保育料に若干の差異がありましたので、国の基準額の2分の1に近い方の町の額を保育料額と設定するというので、合併調整をいたしました。

この結果、旧光町の3歳児未満・3歳児以上の住民税非課税階層で月額400円、3歳児以上の所得税課税の第6階層で月額700円、同じく第7階層で月額2,800円と、14階層のうち4階層で増額になっております。

また、旧光町の3歳児未満の住民税課税世帯の階層で減額1,500円、所得税課税の3歳未満児第6階層で減額の2,500円、3歳児以上所得税課税の第5段階の階層で減額2,000円、旧横芝町の3歳児未満所得税課税世帯の第3段階、第4段階でそれぞれ減額500円と、5つの階層で減額になっております。

ただいま申し上げましたように、増額になった部分と減額になった部分とそれぞれがあるわけですが、全体の平均額で見ますと、若干ではあります下がっているのが現状であります。なお、例えば住民税の非課税世帯から課税世帯に変わったということを仮定しますと、月額3,000円から月額8,500円と、課税世帯になっただけで3倍近い額になると。ですから、このような階層の方ですと、保育料がかなり上がったというような印象を受けられるのだと推測されます。

いずれにいたしましても、合併によりまして14階層すべての保育料が上がったということではなく、平均額では下がっていますので、ご理解を賜りたいと思います。

〔福祉課長 高蝶文徳君降壇〕

議長（伊藤良一君） 総務課長、海保要君。

〔総務課長 海保 要君登壇〕

総務課長（海保 要君） 平山議員からのご質問で、職員の管理している資金についてお答えをさせていただきます。

ご質問の各種団体等の会計などの資金につきましては、職員個人で管理している資金はなく、すべて町担当課で管理をしております。

現時点での件数等を申し上げますと、35団体で総額が3,597万4,635円となっており、このうち近隣関係市町で構成する団体の資金を管理する件数が6団体で、金額で1,459万6,300円となっている状況でございます。

この中で最も金額の大きいものは、産業振興課が所管しております匝瑳市と横芝光町で構成する大布川排水機管理協議会会計で、1,228万5,422円となっております。

それでは、各課別に管理状況を順次申し上げます。

総務課であります、1団体で240万2,161円、環境防災課は4団体で163万7,914円、このうち関係市町で構成する団体が1団体47万2,857円、都市建設課は2団体で147万4,571円、すべてが関係市町で構成する団体でございます。産業振興課は17団体で2,015万2,283円、このうち関係市町で構成する団体が2団体で1,258万6,046円でございます。住民課は1団体で6万2,826円、これは関係市町で構成する団体でございます。福祉課は3団体で112万3,302円、健康管理課は1団体で106万9,250円、社会文化課は4団体で474万26円、議会事務局は1団体で32万903円、農業委員会は1団体で299万1,399円となっております。

ただいま申し上げました以外の総合調整本部、企画財政課、税務課、行政センター、教育課、食肉センター、出納室、東陽病院におきましては、該当する資金は管理しておりません。

資金管理の現状は、以上のような状況となっております。

本来であれば、各種団体の代表者、または会計責任者に資金管理していただくのが筋でございますが、やむを得ず管理しているのが現状でございます。

次に、執行部としてこれらの資金を把握しているのかとのことでございますが、ただいま説明したとおり、各課ごとに把握し、管理をしているところでございます。

管理監督方法についてでございますが、資金の管理方法はすべて通帳により保管され、資金の出納処理についても課ごとに資金伝票等を作成し、公金と同様に課長決裁、または団体長の決裁により適正に管理執行されている状況でございます。今後も適正な管理、対応をしてまいりたいと思っております。

以上です。

〔総務課長 海保 要君降壇〕

議長（伊藤良一君） 平山治布君。

19番（平山治布君） 民営化についてでありますけれども、県内のある自治体が公立保育園の民営化を計画した際に、園児への影響に配慮し、実現に向けて努力を重ねてきたわけでございますけれども、最終的には保護者の反対で取りやめたとのことでございます。これはやはり民営化というのがいかに難しいかを物語っているのではないかと思います。

先ほど町長の答弁がありましたように、時間をかけて徐々に民営化を図るということは、これはもう方法としては最良ではないかと思います。やはり園児が入園している状態での民営化ですから、困難なことも多々あると思われるのですが、民営化に当たっては何よりも園児を最優先して、園児が動揺することのないような配慮が必要になるかと思えます。

それで、先ほどの保育料の問題なんですけれども、全体的には値下げになったというお話でございましたが、やはり値上がりした階層があるわけですね。4つの階層で上がっておりますけれども、そうしますと、目的を同じくする子育て支援でありながら、保育料は値上げとなる一方で、小学6年までの医療費の無料化ということでございますから、ちょっとこれ整合性を欠いておるんじゃないかと思うんですけれども、その点について明確にこれをお答えいただきたいと思えます。

それから、職員が管理している資金でございますけれども、今ご答弁いただきました。合計すると大変な額になりますけれども、このようなお金は公金ではないので、やはりチェックが行き届かないおそれがありますけれども、先ほどそういう全然心配ないような措置を講じ、課で監督を行っているというようなことでございますので、今後これはこのままの状態です。課ごとに管理をしていくのかどうか、その辺についてお尋ねをいたします。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） まず、民営化の問題でございますけれども、やはり先ほど川島富士子議員でしたか、幼稚園の統合の問題のときにもご説明申し上げましたけれども、やはり民営化をさせるには、今壇上で答弁をさせていただきましたけれども、やはり民営化をして、要は民間企業にゆだねるわけでございますので、余り一つ一つの園が小さいと早い話が商売にならない、経営がままならないような状態での受け皿が、まず民間としてもないというのが現実の状況の中で、先に統合をして自園給食の施設を整えて、さらにはその段階までにしてもやはりその保育所の統合となりますと、その地域の皆さん、保護者、ましてや園児の皆さん

の本当の意向を酌んだ上での統合をしなければならない。

そういう段取りの上に民営化を、逆に考えれば、民間に任せられるような部分のものをこっちで作り上げていかなければ、なかなか受け入れ先がないというのが現状でありまして、例えば今、横芝地区においても1カ所、元町立の保育所であったものが民間の保育園の方に1つお願いをしているわけでございますけれども、なかなか経営も厳しいという話を聞いておりますので、その辺についても町としても、管理者としても考えていかなければならないんじゃないかなと思っていますところでございます。

それと次に、保育料の値上げと、それに伴う小学校6年生の医療費の子育て支援に対する整合性の問題をちょっとご指摘をいただいたわけでございますけれども、今、課長の方からちょっとご説明を申し上げましたとおり、税制の見直しによるものもあります。ただ、そういうもので負担がふえていって、住民の負担がふえている階層もあるというような説明でありますけれども、それが保育料自体の値上げではないということは、ちょっとご理解をいただきたいと思います。

そういった中で、小学校6年生までの医療費の負担の問題と、保育所の保育料の問題には負担を減らしているわけではございませんので、それとこれとではひとつ別々にお考えをいただければありがたいなと思っていますところでございます。

そして、おのおのの予算というか、職員が管理している資金についての問題でございますけれども、議員がおっしゃられるように、本来であればおのおのの諸団体をお願いをして、その中で経理会計がやっていただくのが本当の意味で理想だと思っております。しかしながら、それが長い年月の間の中で今までも、例えば消防団でもそうでございますし、なかなかその金額が多くなればなるほど、そういう団の中でのその管理が余計できないという、最初は消防の方にしても、やっていたんだよね。

〔何事か言う人あり〕

町長（佐藤晴彦君） 消防は、申しわけない、逆でした。消防の方は以前はやっていましたけれども、今はその消防団に全部移行したそうなんです。まだ、安全協会ですとか、そういう部分の予算については担当課が取りまとめをしているところであって、逐次こちらからお願いをして、できるように努力をしてみたいと思います。それで、監査だけはこちらがやるというのが本来の筋なのかなと思っておりますので、今後ともそういう部分でご理解を賜りたいと思います。

以上です。

議長（伊藤良一君） 平山治布君。

19番（平山治布君） 今の資金の面ですけれども、旧光町では合併前に全部返されたわけなんですけれども、その後合併してから、議会の場合には事務が雑多なところでございますけれども、無理にお願いしてやってもらっているところなんです。

しかしながら、これ短期間であれば問題ないと思うんですよね。これが長くなってくると、いろんな問題が出てくるんじゃないかと。その辺を、これは町民からもちょっとここを指摘された面もあるんですけれども、そういう点で先ほど申し上げましたように、いろいろ自治体の不祥事が報道されてもおりますから、その辺でちょっと危惧をしたような状態でございます。

それから、この整合性の問題なんですけれども、税制上で値上げになったという部分もあると思いますけれども、ただ単にこう値上げになっているところもあるんですよね、階層によってはなんですけれども。ですから、そういう人たちのことを考えますと、それで税制上ということを考えて、まあいいだろうということにもなかなかいかないと思うんですけれども、どうなんでしょうか、この辺は。

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長（高蝶文徳君） 保育料の負担の件につきまして、ちょっと追加でご説明を申し上げます。

先ほど国の基準の2分の1を町の保育料の額にということでございますけれども、例えば住民税非課税世帯3歳未満児ですと、国の基準額というのは保護者から9,000円を取りなさいというのが基準額になっておるわけです。2分の1ですと4,500円なんですけれども、実際に今回の合併調整の中では、これは月額4,000円ということになっております。ですから、この部分などを見ますと、2分の1以下の調整額になっている。残りの5,000円につきましてはどうだといいますと、町が全額負担しているわけです。

17年度の年間の保育料の保護者負担、それから町負担を申し上げますと、保護者の方におおよそ1億2,550万円くらい、年間全部で町立、私立全部合わせまして保護者の方が負担しているのがこの金額。それに対しまして、町が1億4,300万円という額を負担しております。

ですから、個人の保護者の負担の額より町の方が負担額が大きいということで、先ほど合併調整の中で、国の2分の1の額を基準ということで調整したように申し上げましたけれども、その差額というのは町がすべて負担していると。このほかに国と県から私立の保育園につきましてはお金が来るんですけれども、保護者負担と町負担の割合を見ますと、17年度で

は今申し上げたような額となっておりますということで、ご理解願いたいと思います。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） いずれにいたしましても、今回人数の問題ですとか、そういう部分もございますけれども、基本的な計数については合併前の両町の合計よりも、この1億4,300万円の部分の町負担の分は、率としてはふえておるといようなところでご理解を賜りたい。要は、町としては決して減らしてはいないと。かえって今回の合併による調整の中でふやしているということをちょっとご理解賜って、答弁にかえさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 以上で平山治布君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで休憩いたします。

再開は午後2時55分とします。

（午後 2時37分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時55分）

・ 梅 喜 作 君

議長（伊藤良一君） 一般質問を続けます。

・ 梅喜作君。

〔10番議員 ・ 梅喜作君登壇〕

10番（・梅喜作君） 質問に入る前に、一言・屋議員にお祝い申し上げます。

このたび35年余にわたりまして地方自治のために多大な功績を上げられまして、このたび総務大臣より感謝状の授賞がございました。まことにおめでとうございます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

地域医療の問題につきまして、県立東金病院の老朽化への対応と、山武地域の医療過疎解消を目指し、計画が進められております山武地域医療センター計画は、平成15年7月、県と関係市町村、医療関係者並びに地元住民で構成する山武地域医療センター策定委員会の設置によりスタートいたしました。

その後の経過を見てみますと、平成16年3月に救急医療、小児医療など、住民ニーズに対応した公立病院の新しい枠組みを目指し、構想が策定されました。平成16年度からこの構想

の具体化に向け、山武地域医療センター基本計画策定委員会が設置され、基本方針が平成17年3月に策定されました。平成17年度から地域医療の主体である市町村が事業推進母体となり、山武郡市広域行政組合内に医療センター推進室を設置し、事業計画の推進をしているところであります。

最近の状況は、事業規模の縮小等の修正、首長会議においていろいろ検討された中で、より広域的な枠組みも模索されたようでありますが、実現には至らなかったようであります。また、委員長辞表提出の動きもあり、事態混沌との様相であります。そこで、直接かかわっている町長より現状と見通しについての説明を求めます。

また、当町には町立東陽病院が存在いたします。この計画が進行していく中で、医療圏の関係、合併の関係等からこの計画への位置づけがなされてきていませんでした。しかし、事業推進母体が山武広域行政組合となり、旧横芝・光両町の要望もあり、病院開設許可後、支援病院としてのあり方を検討する、このような位置づけがなされたわけであります。現在どのように検討が進められているか、内容をお聞きをいたします。

また、町立東陽病院が直面している医師不足の問題、経営改善策、センター病院との整合等々の検討に経営改善委員会の立ち上げを検討するとのことでありましたが、先般の既成の方針の中で、東陽病院運営検討委員会が設置をされたと、このような報告もありました。その中でどういう問題を検討していこうとしているのか、その辺をお聞きをいたしたいと思えます。

続きまして、まちづくり懇談会についてお聞きをいたします。

新町横芝光町がことし3月27日に誕生し、新執行部体制のもとで新たなまちづくりがスタートいたしました。町長のまちづくりのスローガン、未来をつくる住民の視点では、まさに住民の声をもとに、住民の目線に立ったまちづくりを進めることが基本との考えであろうと思います。今回、小学校学区単位で開催されたまちづくり懇談会行事の成果と、改善点等ありましたらお聞きをいたします。

また、説明項目の中に、国保特別会計の説明がありました。その内容は、歳出の高い伸びにより、近い将来、基金が底をつくという非常に逼迫した特別会計の内容の説明でした。しかも、スライドのみの説明であり、町は情報を積極的に開示していくという立場であり、資料を配布するという配慮があってもよかったのではないかと。説明を求めます。

また、国保会計の税率改正への検討をお考えか、お聞きをいたします。

次に、防災対策についてお聞きをいたします。

消防法が改正になり、全国一律に住宅警報器の設置が義務づけられました。平成15年の消防白書のデータによりますと、住宅火災の死者は、建物火災による死者全体の9割を占めるということであります。また、その7割が逃げおくれであり、早く火災の発生を知っていれば助かる方も多いと考えられます。

また、設置の効果として、設置の有無で見た住宅火災100件当たりの死者数は、設置なしが6.7人、設置ありが2.1人となっております。住宅用火災警報器を設置しない場合の死者数は約3.4倍となっております。特に死者数の半分以上が65歳以上ということでありまして、今後の高齢化の進展とともに、さらに住宅火災による死者数が増加するおそれがあるということであろうと思います。

そこで、悲惨な事故を未然に防止し、とうとい人命を火災から守るために、住宅用火災警報器の設置義務化の広報が重要と考えます。現在、広報がどのようになっておるかお聞きをいたします。

また、生活弱者と言われている方々、これは高齢者世帯、あるいは独居老人宅等でございますが、設置の促進、徹底を図る観点から助成金の交付を検討していただきたいと考えます。町の考え方をお聞きをいたします。

続きまして、農業集落排水事業についてお尋ねをいたします。

この事業は、農業用排水路及び公共用水域の美しい水環境を守り、生活環境を改善し、快適な村づくりを目的に事業が進められ、農業集落排水処理施設の供用も木戸台クリーンセンターが平成12年度より、中台クリーンセンターの供用も平成16年度より開始されており、処理施設の運用については順調に行われていることと思いますが、今一番問題になっているのは、この事業へ加入はしたが、排水設備を設置していない加入者が多いということに重大な問題があると考えます。

そこで、現時点での接続率をお聞きをいたします。また、町は施設への接続に対し、関係者の語りかけに努めていることと思いますが、どのような対応をしているのかお聞きをいたします。また、接続率向上が進まない要因はどこにあるのかお聞きをいたします。

また、特別会計の内容をみますと、一般会計からの繰り入れが非常に多いと思います。当初の計画がどのようにつくられているのか、計画どおりに進捗しているのか、どこが違うのかお聞きをしたいと思います。

また、この事業に対して新たな対応をお考えの必要があるのではないかと思います。改善策等をお考えでありましたらお聞きをいたします。

以上、よろしくお願いたします。

〔 10 番議員 ・ 梅喜作君降壇 〕

議長（伊藤良一君） ・ 梅喜作君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔 町長 佐藤晴彦君登壇 〕

町長（佐藤晴彦君） ・ 梅喜作議員の地域医療問題についてのご質問からお答えをいたします。

1 点目の山武地域医療センター計画の現状と実現への見通しについてと、2 点目の山武地域医療センター計画での町立東陽病院の位置づけについて、中央病院の開設許可後、支援病院としてのあり方の現時点での検討内容については関連がございますので、あわせてお答えをさせていただきたいと存じます。

山武地域医療センター構想の現状につきましては、本年10月24日開催の議会全員協議会でご説明申し上げましたが、現在の計画は中央病院につきましては17診療科目、一般病床が400床、支援病院の大網病院と成東病院が6診療科目、一般病床が100床となっており、東陽病院は中央病院の開設許可後、支援病院としてのあり方を検討した上で、開設時点で支援病院に再編するという位置づけとなっております。

その後、山武市長の発言等があり、実質凍結状態にありますので、進展が今のところございません。今後、進展がある都度、議会の皆様方と協議させていただきながら、住民にとって一番よい方法を見きわめていき、行動していきたいと考えております。

3 点目の東陽病院の経営改革に係る経営改善委員会の設置状況、また内容については、後ほど病院の事務長に答弁をさせますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

次に、まちづくり懇談会についてのご質問にお答えいたします。

椎名文雄議員の答弁でも申し上げましたが、まちづくり懇談会は情報公開を一層進めるとともに、住民の視点で行政需要を把握し、住民と行政が協調し、まちづくりを進めていくため、対話行政の一環として開催をさせていただきました。小学校区単位の町内7会場で222名の住民のご参加をいただき、身近な問題から町政へのご提言など、さまざまなご意見をいただきましたが、住民の生の声を直接聞く機会を設けるといのは非常に大切であり、未来をつくる住民の視点で町政をつかさどらなければならないと、改めて感じたところでございます。懇談会でいただいた意見・要望は、今後のまちづくりに生かしてまいりたいと思っております。

また、改善点ということでございますが、住民の生の声を直接聞くことができる貴重な機会であるという点においては大変有意義であり、一定の成果が得られたのではないかと感じておりますが、参加いただいた住民の方々の数が少なかった点においては、課題が残ったのかなというところでございます。さまざまな立場や年代の方、女性など、より多くの方に参加いただけるよう実施方法等の検討をしてみたいと思います。

次に、国保税率の改正についてですが、現行の国保税率は財政見通しに基づき、平成18年度、19年度2カ年分を見据えた算定をいたしました。昨年度来、医療費の急増は見通しを大きく上回るもので、必ずしも推計どおりにはなっていません。今年度の決算見込みでは、医療費の増加傾向が続いているものの前年度からの繰越金2億7,000万円を財源に、できるだけ財政調整基金は取り崩さず、19年度へ持ち越したいと考えております。

現在、編成作業をしている19年度国保特別会計予算は、一般会計からの特別繰入金や財政調整基金を取り崩してなどで財源を確保しており、余力のある歳入構成とは言いがたいのですが、計画どおり19年度も現行税率で挑めるめどが立ち、安堵しているところでございます。したがって、現在は国保税率の改正についての検討は行っておりません。

しかしながら、医療費が増加している一方で、税率の伸び悩み、国・県特別調整交付金の申請要件、財政調整基金の減少など、歳入面では厳しさを増すものばかりで、さらに平成20年度から現行の老人保健医療制度が後期高齢者医療制度に変わります。この制度改正が国保財政に与える影響はまだ不透明でございますが、20年度の国保会計に何らかの影響を及ぼす懸念もございます。

したがって、今後これらの情勢を的確に判断しながら、随時適正な税率を確保できるように検討していきたいと考えております。なお、関係部署で連携をとり、健診事業を初めとする町民の健康管理、体力づくり活動を積極的に行い、税率改正の要因となる医療費の増加に歯どめをかけたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

国民健康保険の資料に関する質問、防災対策及び農業集落排水事業については、それぞれの担当課長に答弁をさせますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

以上で、梅喜作議員からの質問に対する壇上からの答弁にしたいと思います。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 東陽病院事務長、田鍋悦央君。

〔東陽病院事務長 田鍋悦央君登壇〕

東陽病院事務長（田鍋悦央君） それでは、地域医療問題についての3点目になります東陽病院の経営改革に係る経営改善委員会の設置状況についてお答えをいたします。

東陽病院は、町の合併によりまして、従前の組合立から町立病院へと経営形態が変わりましたことから、病院の安定した運営と適切な地域医療の提供を推進するということを目的に、東陽病院運営検討委員会を立ち上げまして、既に会議も開催したところでございます。

委員会の構成といたしましては、町長を委員長に、病院長、副院長を初め、各診療科の医師及び医療技術部の課長、総師長等の病院職員のほかに、総合調整本部理事、健康管理課長も加わり、病院の現状と課題の分析を行い、将来の病院のあり方について検討を行っております。なお、委員会の会議は、今後も定期的に年6回程度は開催していきたいというふうに考えているところでございます。

〔東陽病院事務長 田鍋悦央君降壇〕

議長（伊藤良一君） 住民課長、瀬理和夫君。

〔住民課長 瀬理和夫君登壇〕

住民課長（瀬理和夫君） まちづくり懇談会での国民健康保険の資料につきましてお答えをさせていただきます。

懇談会では、合併して税金が上がったという町民の皆さんの誤解を解消するため、町税とあわせ、国保税につきましてもご説明をさせていただいたところでございます。その際、国保税は合併の有無にかかわらず、両町ともに税率の改正が必要で、合併することによって税率を抑えることができたという点を理解していただくために、懇談会資料は昨年の合併協議におけます平成20年度までの財政見通しを引用したところでございます。

懇談会でスクリーンに映した資料でございますが、1つとして、今年度の状況を反映させていないこと、2つ目は、17年度当時の税率での推計であること、3つ目として、実績数値と混同される懸念があること、4つ目といたしましては、表とグラフのみで解説を記載していないことなどの理由から配布をせず、会場での説明のみとした方が適当と判断したところでございます。

しかしながら、・梅議員ご指摘のとおり、町民の皆さんの関心が高い案件でございますので、より理解を深めていただくためには、資料配布も必要だったのかもしれない。反省する次第ですが、資料請求があれば、都度配布したいと考えております。

今後は適宜国民健康保険の情報、それもわかりやすい情報の提供に努める所存ですので、ご理解をお願いしたいと存じます。

以上です。

〔住民課長 瀬理和夫君降壇〕

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、鈴木孝一君。

〔環境防災課長 鈴木孝一君登壇〕

環境防災課長（鈴木孝一君） それでは、梅議員の防災対策についての2点のご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目であります。住宅用火災警報器の設置義務化につきましては、旧2町とも平成17年11月号の広報紙によりまして、新築住宅では平成18年6月1日から、既存住宅では平成20年6月1日から設置が義務づけられる旨、広報紙により広報させていただいたところであります。

また、平成18年、この3月でありますけれども、消防組合本部が発行しております消防公報119だよりにより周知した上で、そのほかに住宅用火災警報器の設置義務化に係るパンフレットも、あわせて配布させていただいたところであります。

特に、新築家屋につきましては、先ほど申しましたように、この6月1日から適用になったところではありますが、建築確認申請を提出した際、建築主事が設置計画について確認しているため、十分周知され設置されているものと判断しているところでもあります。

しかしながら、既存の住宅につきましては、増築や改築等で建築確認申請が必要なもの以外、個々に周知する機会がないことから、今後とも義務化の期限である平成20年6月1日に向けて、広報に努めてまいり所存であります。

2点目の高齢者世帯、独居老人世帯等への助成金の交付につきましては、近隣の状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

〔環境防災課長 鈴木孝一君降壇〕

議長（伊藤良一君） 産業振興課長、高埜広和君。

〔産業振興課長 高埜広和君登壇〕

産業振興課長（高埜広和君） それでは、農業集落排水事業についてであります。まず、接続率であります。

現在の接続率につきましては、供用開始後6年が経過をいたしました木戸台地区が69%、中台地区が74%であります。合わせますと70.4%になります。接続率の向上を図るために、町と地元管理組合の役員の皆さんによりまして未接続者宅を訪問し、早期接続利用をお願い

してまいりましたが、なかなか向上が図れないところであります。

この主な要因は、高齢者世帯が多く、宅内配管工事等には多額の工事費が必要であることから、経済的に負担が困難であるということ。また、将来家屋の新築あるいは改築の計画があり、これに合わせて加入する。したがって、今見合わせているというようなことが主な理由であります。接続に関しては、公共下水道と違いまして法的な強制力がございませんので、今後とも地道に未接続者との交渉を重ねて、接続率の向上に努めてまいりたいと思っております。

繰入額の関係でございますが、現在污水处理施設に係る維持管理経費につきましては、おむね使用料収入で賄うことができます。しかし、人件費や起債償還費用がご指摘のとおり歳出の80%を占めるため、一般会計から繰入金をいただき、対応しているところであります。このことにつきましては、建設当初の計画から想定していた比率でございます。

しかしながら、平成46年まで現在と同じ額の償還が続きますので、老朽化による大規模改修、それらも見込みながら、維持管理計画をしっかりと立てて対応していきたい。あるいは将来のために、若干ずつでも積立金等も考えなければならないのかなというふうに思っているところであります。

最後に、改善策でございますが、接続率向上の推進に努めまして、さらなる事業効果の実現と使用料収入の増加を引き続き目指してまいります。污水处理施設では、適正な維持管理を実施することによる施設の長寿命化、発生汚泥を農地に還元することによる汚泥処理経費の節減等、維持管理に係る経費の抑制と削減を図りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

〔産業振興課長 高埜広和君降壇〕

議長（伊藤良一君） ・梅喜作君。

10番（・梅喜作君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、医療センターの関係ですけれども、この医療センター計画に対して横芝光町の対応、これはセンター計画が進んでいく中で、どうしても医療圏が違っていると、そのような大きな問題がありまして、東陽病院の位置づけとなるものがいつまでもはっきりしなかったと、そういうような経緯があります。

また、この計画にいかにかこの病院を組み入れていったらいいのかと、そのような問題も、これは平成17年9月ですけれども、当町は当時は合併前でございますので、いろいろと合併の調整をしているそういう時期でありまして、両町の議会、そして9月20日には旧光町長と横

芝町長が面談をしたと、そういうような経過の中で、この一つの方向性といいますか、結果が出ております。

その内容は、新町として東陽病院を今後も運営していくことについては財政的に大きな負担となると。もう一つは、山武郡市と一緒に構成市町村の一員として参画をすると。もう一つは、その運営主体のことで、一部事務組合を設置すべきであると。このような当時の横芝光町の中で意思統一がされて、当時は伊藤町長でしたけれども、これをこの基本計画策定委員会に持ち上げて、そして10月に支援病院の3として位置づけが決定された。そういうような経過があるわけでございます。

そこで、このような経過の中で、東陽病院の位置づけをこの基本計画策定委員会の中で、地域住民のニーズに合った東陽病院の病院の姿というものを、やはり位置づけていくことが、それ以降の一つ課題であるわけです。

ところが、現在、先ほど町長が言われましたように、この基本計画策定委員会も18年3月でしたか、3月に開催した以降開催されていないと、そのような状況で、先ほどから町長凍結というようなことで、今、会議はストップしていると、そのような状況であろうと思います。

そこで、その間に首長会議、あるいは有識者会議というものが開催をされておまして、その会議の内容を見ても、先ほど申し上げましたそういう申し合わせの一連の流れが、町長がかわってからどうもその構想に組み入れられて、それを推進していくと、もうそういう方向が何かずれているように私は思うんですよ。

具体的に、ちょっと時間なくなっちゃうからあれだけれども、18年6月3日に首長会議が山武農林振興センターの会議場でありました。このときには場所については異論がないと、町長も申し上げているんですよ。それで、しかし、遠くなるので議会の理解を得るのは大変な作業であると。私これにつきましても、当時の議会と首長の会議の中で、これもやっぱり決まっているんですよ。議会の理解を得るのは大変な作業であると、この辺はどうなのか。決まっているんだけど、町長のお考えでこういう回答をしたと私は思いますけれども。

また、このときにいろいろな、6月ですから山武市の市長もかわりまして、全く戻り戻っちゃったような議論をしているわけですよ。これではということで、結局有識者の意見も聞こうということで、7月10日に有識者の会合が開かれたと。有識者のいろいろな意見がここで話されているわけですよ。こういう中でも、町長は中央病院が近くて、救急医療については恵まれているんだと、そのような発言もしておりますし、また、7月13日の会議の中でも、

東陽病院の位置づけについて民間委託の話までしているんですよ。

やはり、特にこの指定管理者、よい指定管理者になってもらえれば、充実してもらい、また医療が受けられれば、構想に入らなくてもよいと考えていると。こういうような発言もしているんですよ。

やはり、今この構想に東陽病院をどういうふうに位置づけるのか。東陽病院がこの地域の住民ニーズに合ったような病院として、その医療センター構想にどのように組み入れていくかと、そういうような前向きな考え方で進んでいく時期だとは思いますが、何かやはり民間委託して指定管理者制度で経営主体をほかに移そうと、そういうようなやはり考え方がうかがえるわけです。

そこで、これいろいろ議論している中を見てもみますと、やはり東金、あるいは大網、九十九里の市、町長さん方は、もう東陽病院の病院のあり方も議論しましょうよと、そういうような発言もしているんですよ。ところが、町長がそういうような発言をしているために、ほかの首長さん方は、いや地元の町長さんがはっきりしないんだからと、そういうようなことで、町長のあいまいさがやはり一つには、この事業を進めている中でどこか私はこれでいいのかなと、そのような私はちょっと疑問を持つんですよ。その辺、ひとつ町長のお考えをお聞きをいたします。

それで、まちづくり懇談会についてでありますけれども、対話行政の重要性ということで、7カ所で222名の出席者があったということで、いろいろと成果はあったと思います。私も7カ所のうち6カ所、住民の声を聞きたいなというような気持ちで出席させていただきましたけれども、どうも答弁者の方が多いような会場がいっぱいありまして、やはりこれではどうなのかなと。また、その内容も地区から上がってきた要望に対して答えると、それだけではありませんけれども、そのようなことで要望に対しては、また要望を上げてくれた地元に対して文書でもってお答えをすると、そういうようなお話もありました。

私、日吉の会場で、どなたかちょっと名前は記さなかったのでもわかりませんが、やはりこういう会場ではなかなか本腹は出ないんじゃないのかと。やっぱり地元のいろんな行政総務員さん等の力をかりながら、地域でお互いに意見を言いやすい場所で意見を言ってもらって、そういうようなものを町への要望として上げてくるのがいいんじゃないかと、そういうような発言がありまして、なるほどなど。なかなか答弁者の多いような会場では、いい意見を持っていても、なかなか話せないというのが、それが実態だと思いますよ。

続けるのなら、やはりもっと人が集まるような何らかの方法を講じないと。初めてのあれ

ですので、いろいろ課題があろうかと思いますが、その辺、何かまた対策がありましたらお聞かせをいただきたいと、このように思います。

それから、私国保会計のことであれしましたけれども、私があ説明を聞いて、やはり非常に国保会計の逼迫をしている状況というのを感じ取りまして、18年、19年度は町から5,000万円ずつの一般会計からの繰り入れがあると、そのような話でありました。しかし、これ資料を見てみますと、ほとんど基金がないような状況なんですよ。町長もなかなか苦しい答弁をしていましたけれども、やはり国保財政というのはかなり逼迫しているんですよ。かなり高い伸びを示しておりまして、合併の調整当時から比べると伸び率がかなり大きくなっている。

そういう中で、やはり住民にそういう状況を十分に事前に知らしめる必要があるのではないかと。やはりこれ町民にもし負担をしてもらおうというようなことであるのなら、あるような状況が生じることも、ここまで来るとやはり町長も苦しい中で何か幾らか検討せざるを得ないような、そういうようなニュアンスの発言でありましたけれども、やはりこういう情報というのは、やはり開示すべきですよ。開示すべきです。

〔何事か言う人あり〕

10番(・梅喜作君) この健康保険の保険財政の厳しい状況。

それで、今私もこれちょっと聞いてみたいんですけども、小学校の6年生までの医療費の負担の制度、これは町の予算の中で、予想した範囲でおさまればそれでいいんでしょうけれども、もし見込みよりも多かった場合、当然これは自己負担分は一般会計から出ます。

しかし、やはり健康保険の特別会計の金額も私はふえてくるというふうに理解しているんですけども、結局国民健康保険団体連合会の方から特別会計の方への請求がふえてくるという、そういうような図式になるんじゃないかと私は思うんですけども、その辺担当課の方で、私の考え方が間違っているのかどうなのか、その辺ひとつお答えをいただきたいと思っています。

このようなことで、私はそのようにもっと情報を開示するという、町はそういう立場であるんですから、やはりあの資料をスライドだけでなく、もしあのときにスライド、それはそれでいいんですけども、広報等でも十分にやっぱり知らしめる必要があるのではないかと、このように考えております。

それから、防災対策ですけども、先ほど申し上げましたように、広報の方はいろいろ広報紙等を使って広報なされておると、そのようなことでございますので、また十分に今後も、

既存の住宅にも義務化ということで設置義務が課せられておりますので、引き続きいろいろなときに広報の方をお願いしたいと思います。

また、弱者への設置を促進するために、できれば助成の方を講じていただければと思います。本日、ここで町長から即決、即断のご返事をいただければまことに結構なんですけれども、その辺もお願いをいたします。

それから、農業集落排水の件ですけれども、町の方でもいろいろと努力をしながら、接続してもらおうような協力の要請をしておるとは思いますけれども、なかなか進まない、そのようなことがあろうかと思います。この原因がどこにあるのか。私は計画の中では100%の接続となっているとは思いますが、現状接続率が70.4となかなか進まないような状況が現状であろうと思います。幾らかでも町の財政の負担を取り除くために、さらにこの接続率の引き上げに努力をしていただきたいと、このように思います。

そこで、この接続率をアップするために、やはり設備資金の利子補給の制度というのがあります。これが管理組合を通して融資をした場合においては利子補給を町が行うと、そのような、これ要領になっているわけですけれども、逆にこれが接続率のアップに逆な効果を持っているのではないかと。

それは、これはあくまでも管理組合という一つの団体の中を通して資金を融資した場合に利子補給と。個人が借り入れた場合の利子補給にはならないのではないかと、私はこれちょっと読んでみて、そういうふう理解しているんですけども、その辺もひとつよろしくお願ひします。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 多岐にわたって、一つ一つお答えをさせていただきます。

まず、医療センター計画について、前任者からの話に整合性というか、流れがずれているのではというお話でございますけれども、この医療センター計画、皆さんご承知のとおり大変な規模の金額と、またいろいろな部分のすり合わせが必要なものでございまして、この横芝光町の将来にとっても非常に大きく左右する一大事業の計画でございます。

そうした中で、私の意見というか、考え方にもし矛盾があらわれているとすれば、まず一つ、この全体の流れの中での変更が、まず2.5次救急から2次救急に変更になってしまった。それともう一つは、今、梅議員おっしゃられた議会の合意をもう既に得ているとおっしゃられましたけれども、当然合併に伴いまして横芝光町議会では、これの承認はまだいただいております。そうした中で、やはり横芝光町となったときに、やはり旧光町につい

ては医療圏が旭の中央病院も含んでの医療圏であったということも勘案しまして、そういう発言をさせてもらったことをごさいます。

そういうようなところで、あともう一つ、東陽病院の民間委託の話が出ていると言いましたけれども、あくまでもその地域医療と救急医療は、これは別に考えていかなければならないと私は考えております。

そして、やはり慎重に慎重に考えていく上では、なかなかすぐ、はい、そうですというような結論を見出せる状況にない部分の私の思案が、そういう動言にあらわれているのではないかなと思うところをごさいますして、いささか皆さんにとっては不本意な発言かもしれませんが、私は私なりにこの問題には真剣に取り組んで、またその都度その都度、議会の皆様方にもお話をさせてもらって、今後この運営には極めて先ほどのディスクロージャー、情報開示じゃございませぬけれども、お話をさせてもらって、考えて、皆さんにもご協議いただき、ご協力をいただきながら進めてまいりたいと思うところをごさいます。

次には、まちづくり懇談会ですけれども、おっしゃられるとおり、やはり一番人が集まったのが横芝地区で、時間も日曜日の夕方というのがやはり一番いいのかなと思っております。ただ、その都度その都度なかなか、だから、今後全員の課長じゃなくてもいいのかなとか、いろいろなところを考えながら、住民の皆さんの集まりやすい場所、時間を設定するなど、いろいろとこれからも考えていきたいと思っております。

次に、国保財政についてでございますけれども、議員おっしゃられるように大変厳しい状況にあるのは、まさしくそのとおりでございますして、そのためにも今度後期高齢者医療連合というような新しいシステムもできることになりました。そういった中で、この問題は当町に限った問題ではございませぬで、全国的なものでありますし、それらの部分をおっしゃられるとおりやはり情報を開示して、なるべくむだな、そういうことはないと思っておりますけれども、必要でない薬はもらわないですとか、医療は受けないというような、心配があれば当然のことながら受けていただきたいと思っておりますけれども、そういうふうな部分の周知も徹底していきたいと思っております。

小学校6年生まで予想よりも交付が多かったらということで、今の段階で、この少子傾向というのはまだまだ当町においては歯どめがあるものではございませぬで、その問題はないかに考えております。そうした中で、やはり先般旭の中央病院の院長さんにも私ども、乳児健診と1歳6カ月健診、これを旭の中央病院の方の小児科で年10回ほどやっていただいております、それを受けていただいたお礼と、またできれば12回にしてくださいというようなお

願いもしてまいりまして、院長大変その文中、好意的にご回答をいただいて、ぜひ小児科部長にその旨を伝えて、できるように努力してくれるようなお話をいただきました。そういったわけでございます。

防災対策の助成について即断したらどうかというお話でございますけれども、これについてはちょっと費用も幾らかかるのか、いささかちょっと勉強不足で大変恐縮なんですけれども、一世帯1個というものでもないだろうし、各その辺のこともちょっと研究をさせてもらって、即断ということについては至らないんですけれども、検討してまいりたいと思います。

また、農業集落排水のものについては、接続率向上のために今後も努力をしなければならぬと思いますし、ただ、先ほどの最後の問題でございますけれども、屋内施設の利子補給については、管理組合を通すという形ではないのかなと思っています。実際、これについては無利子でできるようになっているはずですので、お答えをさせていただきます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 住民課長、瀬理和夫君。

住民課長（瀬理和夫君） ・梅議員さんから医療費無料化に伴う国保の負担がどうなっているかという、そういうご質問でございましたと思います。

これに関しましては、乳幼児医療の無料化がこの8月から、また、小学生の医療無料化が10月からスタートしております。なお、この診療費分につきましては、1カ月おくれで町の方へ請求がございます。ということで、乳幼児、いわゆるゼロ歳児から6歳児までの分につきましては2カ月分のデータは既に来ております。

先ほども町長からご答弁申し上げましたように、町が当初想定していた相当の医療の負担があるんじゃないだろうかというふうなことが想定されていたわけでございますけれども、町長からもご答弁あったようにさほどではなかったと。

金額的に申しますと、昨年のいわゆる乳幼児ゼロ歳から6歳まで、ことしの9月、10月、この総額が約220万でございます。個人負担ですね。昨年度同期から見ますと、約35万ほどアップしております。ただし、国保というのは、町全体が2万6,600人ほどおりまして、そのうちの国保の加入が54.1%の1万4,400人おります。あくまでも国保会計のみでとらえれば、昨年度同期と比べまして約35万ほど個人負担が増になっているということで、小学生の医療費無料化につきましては、10月からスタートしておりますので、データが参っておりません。ということで、ご理解されればありがたいと思います。

以上です。

議長（伊藤良一君） ・梅喜作君、残り時間が少なくなっております。質問は簡潔に。

10番（・梅喜作君） 今、私が聞きましたのは、結局3割の医療費は一般会計から出ますよね。それによって、当初見込んだその利用者、医者にかかる子供さんですよ、利用者が当初見込んだ額よりも大きくふえた場合に、健保の負担もふえるんじゃないかということ、それを聞いたかったんですよ。

それと町長、すみません、今、集落排水の話をししましたけれども、現在80%以上の一般会計を繰り入れて、これから30年足らず大きな公債費を払っていくと。しかも、接続率が70%ちょっとであるというそういうような状況の中で、この目的、水環境の改善だとか、広域的な水環境を改善する、そういうような目的を達成したかしないか。この事業の現状を町長の所感を一つお聞きをして質問を終わります。よろしくをお願いします。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） それでは、2点ほど。

最初の小学校6年生までの医療費のプラス35万円、3割が35万円ふえたということは、国保負担も若干はふえているんだよね、ほんの幾らか。当然利用がふえているから35万円ふえているということであって、一般会計がふえるだけじゃなくて、国保財政の方も若干はふえています。ただ、想定内というか単月1カ月のものがございますので、それがちょっと通年を通してみて、いろいろ検証させていただきたいと存じますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

農業集落排水、目的を達成したかどうか。それについては、一応80%の農家の皆さんが集落排水事業に参加をして、その地域の水は間違いなくきれいになっておられるだろうと。そういう部分についても、ある意味80%を得られるということは、これは評価をしていかなければならないのかなと。

また、実際のもの、この起債残高を見ましても相当な金額になるわけで、今後もやはりこれは町としてそれを負担していかなければならないのは、ほかに出どころはございませんので。ただ、おっしゃるとおり、それをカバーするのは接続率だということでございますから、当然のことながらご理解を賜れるように、逐次今後も町もまた管理組合とともに、また地区の皆さんとともにご協力をいただきながら、この接続率向上に向けて努力をしてまいります。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 以上で・梅喜作君の一般質問を終わります。

これをもちまして、本日の一般質問を終わります。

休会の件

議長（伊藤良一君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

12月11日、12日は議案調査のため休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

散会の宣告

議長（伊藤良一君） 本日の日程はこれをもって終了いたします。

12月13日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時57分）

平成18年12月横芝光町議会定例会

議事日程(第3号)

平成18年12月13日(水曜日)午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 1号 横芝光町安全で安心なまちづくり条例の制定について
- 日程第 3 議案第 2号 横芝光町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3号 横芝光町非核平和宣言について
- 日程第 5 議案第 4号 横芝光町飲酒運転追放宣言について
- 日程第 6 議案第 5号 横芝光町青色申告・振替納税推進宣言について
- 日程第 7 議案第 6号 横芝光町地産地消・食育推進宣言について
- 日程第 8 議案第 7号 横芝光町スポーツ健康都市宣言について
- 日程第 9 議案第 8号 山武郡市広域行政組合格約の変更に関する協議について
- 日程第10 議案第 9号 匝瑳市横芝光町消防組合格約の変更に関する協議について
- 日程第11 議案第10号 九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協議について
- 日程第12 議案第11号 山武郡市広域水道企業団規約の変更に関する協議について
- 日程第13 議案第12号 八匝水道企業団規約の変更に関する協議について
- 日程第14 議案第13号 山武郡市環境衛生組合格約の変更に関する協議について
- 日程第15 議案第14号 東総衛生組合格約の変更に関する協議について
- 日程第16 議案第15号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合格約の変更に関する協議について
- 日程第17 議案第16号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合格約の形式を左横書きに改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第18 議案第17号 千葉県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議について
- 日程第19 議案第18号 平成18年度横芝光町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第20 空港問題対策の調査・検討の件
- 日程第21 陳情の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（30名）

1番	齊藤隆君	2番	椎名文雄君
3番	木島昇君	5番	越川一雄君
6番	五木田平和君	7番	早川光彦君
8番	川島仁君	10番	・梅喜作君
11番	永・貞・君	12番	川島富士子君
13番	鈴木克征君	14番	野村和好君
15番	山崎貞一君	16番	鈴木輝男君
17番	伊・囿樹君	18番	嘉瀬清之君
19番	平山治布君	20番	深田正治君
21番	川島透君	22番	鈴木唯夫君
23番	八・健一君	24番	伊藤良一君
25番	川島勝美君	26番	加瀬秀夫君
27番	渡辺豊君	28番	小川征四郎君
29番	越川輝男君	30番	鈴木俊君
31番	越川洋一君	32番	・屋英夫君

欠席議員（1名）

9番 杉森汎君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	理事	海保英之君
理事	小川利昭君	理事	斉藤俊一君
総務課長	海保要君	企画財政課長	林英次君
環境防災課長	鈴木孝一君	税務課長	椎名茂道君
住民課長	瀬理和夫君	産業振興課長	高埜広和君
都市建設課長	小堀正博君	福祉課長	高蝶文徳君
健康管理課長	並木俊郎君	横芝行政センター所長	伊藤賢二君

食肉センター長	竹内康男君	東陽病院事務局長	田鍋悦央君
出納室長	海保清一郎君	教育長	海保教之君
教育課長	山本照男君	社会文化課長	布施勇君
農業委員会事務局長	大木一男君		

職務のため出席した者の職氏名

局	長	越川岳	主	幹	實川裕宣
書	記	須合京子			

開議の宣告

議長（伊藤良一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

諸般の報告

議長（伊藤良一君） 日程に入るに先立ち、諸般のご報告を申し上げます。

本日、杉森汎君から欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

これより日程に入ります。

一般質問

議長（伊藤良一君） 日程第1、これより一般質問を行います。

小川 征四郎 君

議長（伊藤良一君） 通告順に、順次発言を許します。

小川征四郎君。

〔28番議員 小川征四郎君登壇〕

28番（小川征四郎君） おはようございます。

日本共産党の小川征四郎です。通告順に質問いたします。

さて、自民・公明の与党は、15日までの国会会期内に教育基本法改悪案の成立をねらっています。しかし、参議院教育基本法特別委員会が6カ所開いた地方公聴会では、24人の口述人のうち半数以上の13人が反対か慎重審議を求めました。6日の甲府会場でも、黒沢惟明山梨学院大教授は、法学部の学生に基本法のコピーを配布して議論をしましたが、ほとんど反応がなかったことを紹介。「私も三日前から読み込んでいる状態。普通の人はもっと無関心だと思う。さらに時間を与えて議論してほしいというのが希望です」と述べました。

また、三浦綾子記念文学館館長の三浦光世さんは、教育基本法の採決を与党が強行したことを知って、日の丸・君が代のもとで日本がまたぞろ戦争への道を進むのではないかとともに心配しています。私の妻、三浦綾子は戦時中、教師をしていて、子供たちに日本は神の国。天皇陛下は神です。天皇陛下のために命を捧げなさいと教え込みました。戦争が終わって、

それは間違いだったことに気づき教師をやめたのです。とんでもないことを教えてしまったと悔い悩んで、オホーツクの海に入って自殺しようとしてしまいました。幸い知人が気づいてとめてくれて死なずに済んだのですが、もし教育基本法が変えられたら、また戦争のような恐ろしい教育になりかねません。なんとか改悪がされないように参議院で覆してほしいと思いますと言っています。

世論調査でも国民的議論が尽くされていないのは明らかです。今国会で成立を求めたのはわずか19%。「今国会にこだわるべきではない」は55%に上っています。日経新聞調査。また、毎日新聞調査では、教育基本法がいじめをなくすことに「役立たない」が63%に上り、「役立つと思う」はわずか23%。公聴会でも、いじめ、自殺や子供の虐待などに触れ、現行基本法の運用でそれらの問題に対応できないものだろうか。現行基本法は正しく運用されてきたのだろうかとの発言があったと報道されています。憲法9条を守り、教育基本法改悪を許さないメッセージをそれぞれの立場で発するときではないでしょうか。

質問の1点目は、公共施設用地の借地料改定についてですが、先般、杉森議員さんも質問されておりますので、簡潔に伺います。

途中、契約変更等について調査検討を加えるということですから、ぜひそうすべきだと思います。しかし、買い上げにせよ契約変更にせよ、地権者の同意が得られなければなりません。その見通しについてどうなのか。また、契約単価がなぜこのように違うのか伺います。

次に、介護保険見直し後の給付状況について伺うものであります。

見直し後の問題点は、施設介護では居住費、食費の全額自己負担による利用者負担の増大及び介護度、要支援と要介護1の8割の対象者が要支援者となり、新予防給付の対象となり、要介護1から要介護5を要介護者と分類。介護給付の対象となりました。新予防給付は介護給付費の削減を大きな目的として創設されたものであり、サービス切り捨てが心配されます。

第1に、日常生活に必要な行為について、自分がやることを求めるだけでなくサービスを利用する前に家族がやることなどを検討させ、できるだけ介護保険のサービスを利用させないようできる仕組みとなっています。

第2に、ケアプラン作成段階で、その確認は市町村が責任を持つ地域包括支援センターの権限になります。ところが、厚生労働省の指示によって、各市町村の保険料は介護予防の取り組みによって給付費が削減されることを前提にして決められています。給付費が計画どおり減らなければ介護保険体制に影響が生まれる。それをおそれケアプラン作成の段階でサービスを切り捨ててしまうのではないかと心配するものであります。また、要支援1・2と要

介護 1 の人に原則として福祉用具や介護ベッドなどの貸与が受けられなくなりました。見直し後の給付状況と新予防給付でのサービス削減の心配はないか伺うものであります。

次に、障害者自立支援、自己負担導入後の実態調査について伺うものであります。

12月6日、衆議院厚生労働委員会で行われた障害者自立支援法の参考人質疑で意見陳述をした障害乳幼児の療育に受益負担を持ち込ませない会事務局長の池添素さんの発言要旨、この一部を紹介して質問にかえたいと思います。

奈良県の障害児通園施設では、10月以降多くの欠席があります。この園では1日療育を受けると600円かかります。大多数の家庭は軽減が受けられず通えば通うほど大変な額です。20日通うと1万2,000円。2万5,000円の負担増の人もおります。9月末で2人が退園しました。16人1グループの集団活動の日に五、六人ということもあります。児童デイサービス事業では小規模事業所の場合、1日の費用が大きな施設より358円高く、月10回通うとそれまでの3倍以上の7,500円。このため鹿児島県喜界島に1カ所しかない児童デイサービスは退園が相次ぎ、廃園に追い込まれました。

乳幼児の療育も学童期の放課後の居場所も児童の入所施設も、障害や特別のニーズがあるから必要なのです。しかし、障害者自立支援法は障害があるから利用が必要ですよと言っているのです。あなたが障害児を生んだのだから責任をとりなさいと言われていてつらいと保護者は言います。障害があってもなくても、どの子供も子供として大切にされる権利があります。子育て支援とは、もし子供に特別なニーズが必要になったら社会がサポートしてくれるのではないのでしょうか。子供と保護者の希望を利用料負担でつぶさないでください。子供たちが通う施設を日額原因払いで運営の危機にさらさないでください。子供の利用するサービスに保護者の収入に関係なく払わなくてはならない利用料負担を撤回してください。

これは自立支援法にかかわる方々の悲痛な声だと思えます。町が実施した調査の状況と結果に応じた対応策等について伺うものであります。

〔28番議員 小川征四郎君降壇〕

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、小川征四郎議員のまず1点目の公共施設用地借地料の改定についてのご質問にお答えをさせていただきます。

借地の関係につきましては、各議員の皆様からいろいろとご指摘をいただいているところでございますが、契約上、借地料の改定につきましては物価の変動、その他の事由により賃借料を改める必要が生じたときは協議の上、改定することができることとなっております。このようなことから、著しい物価の変動等があった時点、あるいは契約の変更の時点で、地主の方と賃借料の改定についてご相談することは当然のことであると考えております。

しかしながら、現実論として申し上げれば、価格の合意が得られない場合には、契約の変更を行わないとか、あるいは契約解除等の要求がある可能性もございます。このようなケースでは、借地の買い取り等を視野に検討する必要もございますが、さきに杉森議員からのご質問にご答弁申し上げましたように、借地の買い取りについては財政負担への影響が非常に大きいことから、今後、各施設のあり方や契約時の経緯等を踏まえて、社会情勢を勘案しながら随時検討をしてみたいと考えております。

あと2点目の福祉行政については、担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

あとについては、後ほど自席からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

〔福祉課長 高蝶文徳君登壇〕

福祉課長（高蝶文徳君） 小川征四郎議員の大綱2点目、福祉行政のうち、まず介護保険制度に関するご質問にお答えさせていただきます。

介護保険制度につきましては、平成12年4月のスタート以来、本年で7年目を迎えているわけですが、在宅介護サービスを中心に利用者が急速に拡大し、老後の安心を支える仕組みとして定着してまいりました。この間、保険からの給付額は年々増大し、制度発足時の約2倍に達しております。

今回の改正では、逼迫している介護保険財政を立て直すための方策が打ち出されており、平成17年10月からは施設サービス利用者の負担が見直され、在宅の方との差をなくすため、食費・居住費部分の自己負担制度が導入されたところであります。この改正により、平成18年9月現在の施設介護サービス費は3億3,141万7,000円で、平成17年9月現在の3億8,760万1,000円と比較して5,618万4,000円の減額となっております。

なお、この減額に係る低所得者への配慮として、特定入所者介護サービス費2,606万9,000円を給付しております。

また、在宅の方のうち、介護区分の低い方のベッドのレンタル料なども対象外になりましたが、経過措置として、当分の間は介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーからの報告等により従前のおり給付対象として取り扱いをさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、福祉行政の2点目、障害者自立支援、自己負担金導入後の実態調査についてであります。障害者自立支援法が10月から本施行され、身体、精神及び知的障害といった障害区分ごとの対応から、区分ごとの垣根を取り払い、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるように仕組みを一元化し、事業等の再編を行っております。

また、今後、障害者福祉をどのように進めていくかの障害福祉計画を現在策定中であります。この計画の基礎資料とするためアンケート調査を実施いたしました。対象者は、町内の身体障害、精神障害及び療育の手帳を所持している方全員977名で、回収率は476名、48.9%とほぼ半数の方から回答をいただきました。

障害者自立支援法に関する設問についての主な回答内容であります。障害者自立支援法が施行されたことを知っている方は、「内容まで詳しくわからないが知っている」と答えた方を加えて312名、65.5%でありました。福祉サービスが変わることについてどう思うかの問いには、「自己負担が払えるか心配だ」という方が185名、38.9%。「サービスが充実して利用しやすいならよいと思う」方が188名、39.5%とほぼ半々の結果でありました。

また、具体的な個々のサービスの利用状況のうち主なものについては、「現在も利用している方」に「今後利用したい」と考えている方を加え、ホームヘルプサービス190名、39.9%、障害者デイサービス164名、34.5%、施設入所108名、22.7%、訪問入浴サービス177名、37.2%、日常生活用具給付106名、22.3%、住宅改修費助成146名、30.7%などが主な回答内容でありました。

なお、この結果は、11月13日に回収を締め切り、12月1日現在の速報値の数値であり、障害種別ごとのクロス集計等につきましては、今後の集計結果となりますのでご了解賜りますようお願い申し上げます。

〔福祉課長 高蝶文徳君降壇〕

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 質問項目のうち1点忘れてしまったので、ここで申し上げます。

職員の時間外労働の件について話していないというふうに思うんですが、時間外勤務と職員の適正配置については、厚生労働省は労働時間規制除外の法制化をねらって今、いるわけ

ですが、労働政策審議会労働条件分科会にこの導入を提案したという状況であります。

この制度は、事務技術労働者について、労働時間規制を取り払い何時間働いても残業代も出ない制度です。全国過労死を考える家族の会は、11日、法制化に強く反対するとした要請書を厚生労働大臣と審議会会長に提出しました。働く人の命と健康を守るために労働基準法、その他の労働法規を厳格に守らせる行政指導が求められています。当町職員の時間外労働の状況と、それに占めるサービスの残業の比率はどのようなものかということで伺ったんですが、回答を用意してあると思いますので、次にお願ひしたいと思います。

1点目の公共用地の問題ですけれども、確かに相手があることで、この交渉も私は大変難しいというふうに思うんです。どっちにしても、同意を得られなければ前にも後にも行かないということですので、しっかりと今の町の財政状況等をやはり理解していただくというのが大事だと思うんです。そういう協議の項目があるということですが、やはり今、残っている大体契約期間の残は15年くらいが中心だと思うんですけれども、やはりこの中でできるものだったら早目に協議をして調整していくということが必要だと思うんです。特に今、合併特例債等が合併に基づく交付税の算定特例とか、そういうことがこの町村合併のメリットだということでこれまで進んできているわけですが、政府の三位一体改革の中で、これが果たして10年先まできちっと継続できるのかというのは大変大きな心配があるわけですね。

そういうことから、10年後の特例期間が切れるころはかなり状況が厳しくなると思うんですが、そういうところに備えて、やはり対策が必要だというふうに思うんです。そういう意味から、私はきちとした方針を持って取り組むべきではないかというふうに思うんです。例えば、いろいろな経過があったとは思いますが、その契約単価の設定についてもかなり開きもあるわけですから、そこら辺の経過等を踏まえる必要はありますけれども、やはりどの辺が適正な単価か、価格かということも難しいかもしれませんが、そのいろいろな用地の評価される場所等についてあると思うんですが、やはり地権者の皆さんも町内の方のようですから、やはり同じ新しいまちづくりをする上で、やはり協力してもらおうと一緒にはまちづくりをするという視点で、ぜひ協力をお願いする必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺のいつころまでにそういう計画を持ってやられるか、もう一度伺いたいです。

2番目の点は今、質問したばかりですので、次にいきます。

介護保険のところでは、今、担当課長が答弁いただいたんですが、今度の新予防給

付の面で質問の中に入れてたんですが、かなり厳しい状況になるのではないかなというふうに思うんです。1つには、その新予防給付というのは先ほども言いましたように、介護給付費を削減するという前提につくられたということから、まずそのケアプランを立てる段階からできるだけ自分でやるんだということであることと、それから、1つには、家族にも介護の支援を検討させるということで、もともとこの介護保険制度が創設されたときは、やはり介護にかかわる家族でやる場合に、現役で働く働き手が仕事をやめたりなんかしなきゃならないというようなことから、やはり社会的に支えようじゃないかということで創設された制度なわけですが、その新予防給付の中では家族がどれだけ支えるかということも、そのプラン作成の中で反映させなければならないということになっているようなんですね。そういうことから見ると、やはり今まで必要だった介護が制限されるんじゃないかというふうに思うんです。

特に、その2つ目の問題としては、その辺の状況を支援していくといいますが、地域包括支援センターがそういったところの判断もしていかなければならないということなんですけれども、これはその制度は始まっていますけれども、もうことしセンターというのは基盤整備が整っていないということで、二、三年先でもいいようなことになっていますけれども、そういう中で町としてそういうセンターの設置がどういうふうになるのか。今、言ったように財源を、給付を減らすために、そういう削減項目が設定されていて、介護を受ける側としては大変窮屈なんじゃないかという思いがあるんですが、その辺はどういうふうになっていくのか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

それともう1点は、障害者自立支援法のもとで全国で大変な状況になっているというのがいろいろなところで報道されているんですが、この障害者団体がやはり応益負担、自己負担分をやめてほしいという、見直してほしいという今、運動を全国でされているんですが、きょうの新聞を見ると、わずか3週間で44万人分の署名を集めて11日の日に厚労省へ提出したという記事が載っていますけれども、やはり障害がある人ほどこの負担がふえるというこの仕組みは、やはり障害を持っている人にしてみれば大変なことなんです。ですから、国がこういう制度をつくったもとで、やはり地方がいろいろ努力してその支援をしていることなんですけれども、町としても独自の支援をしていくべきじゃないかというふうに思うんですけれども、これは千葉市でも今期定例会でそれを決断したんですけれども、やはりどこでもそうなんですけれども、今までゼロだった自己負担がやはり数万円になってしまうというようなところ、また、実際に作業所等で働いているそういう障害ある方々の工賃などは本当に1カ月

働いても数万円にしかならないというような状況のもとで今、求めているし、国もそういうふうにならないようにということであったんですけども、やはり一定の手直しもせざるを得ない状況も出てきているということですけども、やはり当面はこの支援法のもとで障害者が生活をしなければならないということですから、その間、支援をすべきだというふうに思います。

そこで、町として先ほどいろいろアンケート調査の結果については報告していただいたんですが、対象者が900名ちょっといるという中で、その制度変更等について知っているという人は約3分の1ですので、やはり制度そのものも周知徹底をしていく必要もあろうかと思えますけれども、その辺の今後の計画等についてもう一度伺いたいと思います。

議長（伊藤良一君） 総務課長、海保要君。

総務課長（海保 要君） 小川議員さんから質問をいただいておりますので、職員の時間外勤務と適正配置についてご答弁させていただきます。

時間外勤務につきましては、先日の杉森議員さんへの内容を説明させていただきましたが、基本的には上司の命令により時間外勤務をすることとなります。したがって、制度上は上席の職員が仕事全体の状況を把握した中で時間外勤務を部下に命令指示する形となります。しかしながら、横芝光町は合併直後であること、さらに合併前に想定した現在の組織機構をしばらくの間はその機能を見きわめなくてはならない状況にあったことなどから、部署によっては残業を行う課がございます。しかしながら、ご理解いただきたいことは、時間外勤務に当たりましては担当課長が職員個々の能力、さらには、残業をしなくてはならない経緯や業務内容等を加味した上で時間外手当を支給すべき時間を精査し、支給しているところでございます。

ご質問のサービス残業の実態はないのかということでございますけれども、残業した場合、それに見合う手当が支給されているのかということになりますけれども、ただいま申しあげましたとおり、仕事の内容により各担当課長が精査の上、支給しておりますことから、サービス残業の実態はなく、時間外勤務に見合った支払いが確保されているものと判断をしております。

職員の健康管理上の問題についてでございますけれども、ご指摘のとおり、合併や地方分権改革等の影響により、事務事業が一時的に増大し、時間外勤務が増加した課等につきましては、職員管理の見地からその事務事業の状況を考慮し、職員の増員並びに事務執行体制の改善を図ってまいりました。その結果、最近においては過重な時間外勤務は解消されつつあ

るものと判断をしております。

今後も予算編成時期等の特殊要因による時間外勤務もあろうかと思いますが、恒常的な時間外勤務により職員が健康を害することのないよう管理体制を整える等、鋭意努力してまいりたいと思っております。

時間外が多いということは職員が適正に配置されているかということになりますけれども、合併前に合併後の状況を想定し、現在の組織機構を編成いたしました。合併後もしばらくはその後の状況を見た中で組織機構の再調整をする計画でありましたことから、合併以降その組織機構の状況を見てまいりました。その結果、時間外勤務による過重負担が発生しないよう緊急的に年度途中における人事異動を実施し、あわせて事務執行体制の改善を図ってきたところでございます。

ご質問の適正配置につきましては、組織機構の改革を今後行う上で、その時間外勤務が一過性のものであるのか、継続していくものであるのか、その辺のところを見きわめながら、職員の適正配置と行政サービスの向上、さらには時間外勤務の縮減や職員健康管理の確保をしっかりと図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 今、総務課長の方から、まず時間外勤務の状況というか、これからどうしていくかという話でありましたけれども、現実やはり合併直後でなかなか落ち着かないというか、予測想定外の仕事のばらつきが出てしまったりしたところで、7月1日に若干の入れかえはしたんですけれども、その後いろいろと各担当、大変そうなところの担当課の課長とも協議しまして、ほぼ合併にかかわる事務事業が鎮静化に向かっているのかなというところで、それこそ今、ありましたけれども、特に福祉課なんかは障害者自立支援、その後また今度は介護保険の改正、いろいろ大変な部分があったんですけれども、ほぼ順調に推移できるようなところまでに今、来ているのでというお話だったので、ただいま総務課長からありましたとおり、4月、来春にはまた一段のものを考えていかなければならないのかなと思っております。そういった関係で今、残業自体もかなり少なくなっているように把握しています。そして、なるべく経済的なのというか、財政の関係もかんがみながら、また、職員の健康管理を考えますと、やはり残業は少ない方がいいに決まっているわけございまして、なるべくそれについては担当管理者にも強くその旨は私の就任当初からそれはずっと言い続けてきましたので、それが幾分かある程度表にあらわれてきているのかなというふうに私も

感じていますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

それと、借地の問題で一番最初の壇上での質問の中で、変更の可能性があるのかという問題について、ちょっと今、私どもも本当に今、検討しているところでございます。例えば光地区のしおさい公園、これが平成9年の契約であります。それで、その道路を挟んだ反対側のサッカー場が平成16年からの契約になっていて、その単価が平米、要するに、平成9年の契約のときは平米320円、年間。それがサッカー場ですと年間290円と、ここに要するに、契約年度によって30円の差があると。その辺については今後そしてまた、同じ地権者の方もおられるわけです。そうした中で、やはり経済状況、土地の問題、多分ですけれども、これはちょっと詳細は把握はしていませんけれども、不動産鑑定ですとか、そういう部分もしたであろうと憶測している中で、やはりそれに見合った金額、おのおのだったのかなというような解釈のもとで、ひとつ今の時期、また、この平成19年1月1日から固定資産税の課料が評価替えがあって、評価替えはことしだったんだよね。だけれども、税収は来春から……

〔「ことしからです」と言う人あり〕

町長（佐藤晴彦君） ことしからなっているのか。ことしの1月からなっているの、その辺のところもかんがみいただいて、一応地権者にご理解を賜れるよう努力をしていかなければならないかなと思っております。

あともう一つ言おうと思ったのが、障害者自立支援法にしても介護にしても、町として独自の施策ができないのかとありましたけれども、なかなか先ほど言った三位一体の改革の中で地方分権という名のもとで、どんどん事務事業が市町村の方におりてきてしまっているところであって、また介護保険もできてから今、7年目でしたよね。また、新しい施策ができたりして、非常に事務事業自体に追われている状態に今、あるのかなと。そんな中で、やはりもうちょっと落ち着いてからやはりちゃんと考えなければいけないところは考えなければならぬだろうなと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

そしてあと、今、いただいた詳細な質問については担当課長の方からということによりしくお願いします。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長（高蝶文徳君） まず、介護保険制度でございますけれども、先ほどお答えいたしましたように、平成12年からスタートしているわけです。この介護保険制度ができた背景としては、今までは従来ですと家族の方が介護をしていたと。家族の負担を軽減させるために

この制度ができてきたというのが一番大きな要因ではないかと思っております。また、現在ですと介護保険の該当になる分、従来ですと医療の方で見ていた部分もかなりあるんですけども、その医療費の抑制を図るという意味も多少はあるのではないかと考えております。

その中で、先ほどまた再質問の中でございましたけれども、ケアプランをつくって介護のサービスを受けるわけですけれども、そのサービスをかなり抑制しているんじゃないかというようなご質問でございましたけれども、ケアプランを作成するときは本人または家族とケアマネジャーが相談をしながら、どのような介護サービスを受けるのが一番適切かというようなことでケアプランをつくっていくと思いますので、その辺につきましては家族、本人、ケアマネジャー、この辺がよく相談をしてケアプランは作成されているものというように考えております。

それから、包括支援センターの立ち上げでございますけれども、現在準備をしております、来年4月から包括支援センターを立ち上げることで考えております。この包括支援センターのやることでございますけれども、来年4月から、今までは要介護、要支援、それから要介護1から要介護5まで6区分だったんですけども、これを要支援の1・2、それから要介護の1から5と7区分に分かれるわけですけれども、原則的には包括支援センターはこの要支援の方の相談に乗っていく、もしくは介護認定申請をしたけれども、認定が得られなかった方、こういう方について包括支援センターで、要支援の認定を受けた方については、やはりケアプランをつくったりしながら、もしくは要支援ということですので、介護度についてはかなり軽い方と、それが先へ進まないようにするにはどうしたらいいかというようなことを考えていくのがこの包括支援センターの業務ということになります。

ただいま申し上げましたように、包括支援センターにつきましては、来年4月立ち上げる予定でございます。

次に、自立支援法の負担でございますけれども、先ほど町長からもご回答がありましたけれども、負担につきましては基本的にもある程度重い方については障害者年金等ももらっていると思うんですけども、月額頭打ちが決まっておりますので、その障害者年金の額を超えることはないというように思っております。

それとあと、アンケートの件で自立支援法についていろいろ問い合わせはあるんですけども、先ほど申し上げましたように、まだ速報値として単純にこの回答を何名何%というところを現在見ただけでありまして、その内容の分析等については、また障害区分ごとにどのよ

うな回答だというものについては現在またその部分については進めておりますので、間もなく回答が来ることになっておるんですけれども、今の段階ではまだ来ておりませんので、その辺はご了解願いたいと思います。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） ひとつ調整を進めていってほしいと思います。

それと、職員の問題ですけれども、サービス残業というのに該当するものはないということですので、いろいろそういう労働時間の請求していないというような話も聞きますし、先般、これは当町じゃないんですが、東金市の職員、知り合いがもう夜12時前に帰ったことがないというようなことで話を聞いてみると、いろいろ予算とか決算、あるいは新年度の予算編成の際もいろいろな交付税や何かの算定をする際には非常に過密になって、かといってやったからといってなかなか請求できないよという話なんですけれども、やはりそういう深夜に至るまでということは職員の健康上も好ましくないし、そうさせるべきじゃないというふうに思うんですが、そういう話も聞きながら、一部この庁内でもお金をもらっていないよというような話も聞かれるということなもので質問項目に立てたんです。

1つには、今、私どもは住民の皆さんにアンケートをお願いしていろいろ回答を今、いただいているんですが、まだ200通くらいの回答ですけれども、やはり町民から職員の皆さんを見たときには評価はかなり厳しいといいますが、意見が出されていますので、やはりそういうふうに思われぬような職務の対応というか必要だと思うんですけれども、やはり残業というのは私は必要なときはやらしてもらわなきゃならないというふうに思うんで、すべてそれがだめということではないんですけれども、やはり今、言ったように一時期大変な過密になるとときには、もう少し適正な配置というのは、大体そういうことを見て配置はされているんだと思うんですけれども、どんと特別な仕事が入って急に忙しくなったというときには、ほかの課からも応援して、そういう労働負荷がかからないようにできないものかなという、外からの感じですが、なかなかそれぞれ専門の事務事業ですから、すぐぱっと対応できることはできないんでしょうけれども、いずれにしても健康と定時間内に仕事を片づけていくという努力はしていただきたいと思うんです。そういうことはやはり住民からも、そういうもっと職員を減らしてほしいというような声は出てこないというふうに思うんですが、やはりそういうところを1つお願いしたいと思います。

それともう一つは、この間もあったということですが、職員の職務の対応が対住民

との関係で十分果たされなかったということも聞いているんですけども、2度、3度住民の方から催促されてもまだできなかったという、そういう際にやはり担当職員の責任にするような話を聞いたんですけども、私はそういう流れというのはやはり上司がきちっと、上司の采配で今、時間外勤務なんかもしているということですから、上司がきちっとその辺の事務事業の推進状況を見ながら、おこなっているものであればおこなっているなりにきちっと補助をするなりできるようにすべきだというふうに思うんですが、とにかく住民からのこの苦情をできるだけ来ないような勤務状況にあってほしいなというふうに思うんですが、その辺は事務の流れの中で絶えずそういう点検指導というのはされているのかどうか伺いたいと思います。

議長（伊藤良一君） 総務課長、海保要君。

総務課長（海保 要君） 小川議員さんから職員の勤務に関しまして再質問いただいたところでございます。

職員の配置につきましては、先日の定員適正化計画でもご説明をさせていただきましたけれども、これからといいますか、現在も財政的には非常に厳しい状況下でございます。そういう中で、職員も自分の与えられた仕事を十分に認識し、また、こなすような形で対応していくことが非常に重要だというふうに思います。

それで、職員の配置につきましても、仕事のピーク時に合わせて職員を配置しているわけではございませんので、その課によって時期時期忙しいときもございますので、当然残業そのものは出てくるのかなというふうには思っております。そういう中で、先ほど町長も申し上げましたけれども、各課の事務事業の状況等を勘案しながら職員の適正配置に努めていきたいというふうに思っているところでございます。

それで、住民の方から今、職務に対する対応ということで十分になされていないというような、そういう今、ご指摘をいただいたところですけども、私の方も具体的にそれが何を指しているのかちょっとわからない状況でございます。そういう中で、それぞれ担当課長もおりまして、事務事業の状況、進捗状況等を十分把握しながら職員の指導もしていることであるというふうに認識しておりますので、また、そういうことで住民から意見があるということであれば、また、我々管理職についてもその辺のところを十分意を持って対応していかなければいけないというふうに思っております。よろしく願いいたします。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 最後に、今、総務課長の方から答弁ありましたけれども、住民の皆さま

んに対する職員の対応の問題でございますけれども、おこがましいですけれども、少なくとも私どものところに入っているのは、非常に対応が早くなってよくなったよという方もおられますし、役場庁舎の中が明るくなったのではないのと、そういういいことしかちょっと私どもの耳に入っておりませんので、ひとつ皆さん、そういう留意注意点がございましたら遠慮なく、当然さっき責任はだれか、指導はだれがするのか。当然上司の責任でございます、上司の上司は町長でございます。この町長の責任でありまして、やはり住民の視点を目標にして当然でございますので、住民の皆さんに対しては、本当に懇切丁寧にこれからも対応するよう努力をしまっているつもりでございますので、それこそ議員さん初め皆様方のご理解とご指導をひとつよろしくお願い申し上げまして、答弁とかえさせていただきます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 以上で、小川征四郎君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで休憩いたします。再開は午前11時5分とします。

（午前10時53分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

齊 藤 隆 君

議長（伊藤良一君） 一般質問を続けます。

齊藤隆君。

〔1番議員 齊藤 隆君登壇〕

1番（齊藤 隆君） 議長のお許しを得まして、一般質問を行います。

質問に先立ちまして、一言申し上げます。

・屋議員におかれましては、総務大臣感謝状の受賞、まことにおめでとうございます。35年という年月をさかのぼってみますと、私は、まだ小学校に入学したばかりのころでございます。35年という年月の重みを感じたところでございます。

それでは、通告に従いまして大綱3点質問いたします。

初めに、行政改革についてお伺いします。

行政改革は、少子・高齢化や人口減少、厳しい財政状況の続く中、国や県が行っていた仕事を市町村におろして末端自治体で行うことや、補助金や地方交付税の見直しなど、全国一

律のルールから各市町村の自立と責任によるまちづくりが求められております。この大きな変革期を迎えて厳しい財政状況のもと、組織や運営を内外の変化に適應したものに換え、組織の統廃合、事務の効率化、規制緩和などを目的とし、町民の要望を的確に把握しながら簡素で効率的、かつ効果的に生まれ変わることが必要であります。

合併は究極の行財政改革と言われておりましたが、合併したから終わりではなく一つのきっかけではないでしょうか。我が横芝光町でも行政改革大綱の策定が進んでおりますが、その内容と進捗状況はどのようになっていますか。また、その中には先日のまちづくり懇談会の際に出た意見や要望を盛り込んでいるかお伺いいたします。

行政改革は住民の福祉の向上が目的にあり、機構改革や規制緩和はその手段と考えられます。とどまることなく進めていくべきであります。

そんな中で、行政改革の一つとして人員削減が大きく取り上げられていますが、やり方次第で効果に差が生じます。住民の中からは、住民サービスがおざなりになるのではないかと心配が出ておりますが、どのように進めるのかお伺いいたします。

町長から方策の一つとして出された横芝行政センターの廃止であります。合併協議の中で両町町民が不便を感じないようにと、また、町民感情にも配慮して設置されています。廃止ありきで話をするのではなく必要な手だてを講じてから論じてほしいと思います。つまりは、行政センターが廃止されても住民が不便を感じず不満が出ないように手だてを講じるべきであると思いますが、どのように進めるのかお伺いいたします。

行政センターでの仕事のうち重要な部分である諸証明の発行ですが、これらについては郵便局との連携をとることで対応が可能です。また、税の徴収業務についてはコンビニエンスストアなどでの納付も全国的に見ますと既に行われており、検討してみたいかがでしょうか。いずれにしても、各種業務全般において住民の利便性の向上を図るべきで、住民の視線でよくなったと実感されるように、その方向性を示してからの課題であると思います。住民への丁寧な説明を行い、理解を得た上で窓口の廃止は妥当と判断されるように導くことが必要だと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

また、策定する行政改革大綱を実効性あるものとするためには何を行うのか、いつまでに行うのか、どれだけ行うのかと、その取り組みの具体的な目標を定めた具体的な計画をつくるべきであると考えます。改革は、住民の皆さんの理解と協力がなくては形骸化してしまいます。今後は取り組み状況やその評価内容を住民に公表し、理解と協力を得られるように努めなければならないと思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に、財政計画についてお伺いします。

来年度は税収の自然増が期待されますが、反面では国勢調査人口の減少や交付税算定基準の見直しにより地方交付税は今年度減額されております。これら厳しい状況下で新年度予算の編成方針についてはどのような方針をとるのかお伺いいたします。

2点目として、ごみ問題についてお伺いいたします。

現在ごみの収集は可燃ごみ、資源ごみ、有害ごみに分別され、毎月指定の日に収集されております。資源ごみについては、缶、瓶、布、雑誌、新聞、ペットボトル、紙パック、白色トレイ、段ボール等に分別が指定され、これら以外に粗大ごみや電化製品などのリサイクル回収があります。この分別状況を見ますと、不適切な分別や対応外のもので回収されずに残ったり、回収はされても分別不良のものもあるそうです。自分の生活のために利用され、不要になったものがごみとして処理されるわけでありますので、最終処分に至るまで責任を持っていただく必要があります。ごみの減量化とあわせて、ごみ処理の徹底を図るためにも住民に周知徹底すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

次に、毎年2回、町内一日清掃が行われます。今月3日の日曜日にも多くの町民の皆さんのご協力により、各地区でごみ拾いや草刈り、どぶ掃除などが町内挙げて行われ、町の美化が図られたところであります。ところが、場所によっては一日清掃の翌日からごみがポイ捨てされてしまうことがあります。また、恒常的にごみが捨てられてしまう場所が町内にあり、残念なことに多くの方々の努力を無にする行為が繰り返されております。

そこで、先日の椎名議員の質問と重なるところではありますが、町内の美化活動にご協力いただいているボランティアを初め、多くの町民の方々の活動を町としての支援の一つとして、ポイ捨て条例を制定してはいかがでしょうか。今議会に提案されている横芝光町安全で安心なまちづくり条例の中に、町は町民などが行う自主的な活動に対し、必要な支援を行うものとするところがありますので、住民のボランティア活動をサポートするためにも必要かと思えます。

次に、環境衛生組合の統合に関してご質問いたします。

可燃ごみの料金は、来年4月から大1袋40円に統一されることが9月議会でも取り上げられました。これは、昨年度まで協議が進んでいた山武郡市内での2つの環境衛生組合の広域統合に合わせ、旧光町分のごみも山武郡市環境衛生組合で処理することに伴う前段であります。現在、山武郡市環境衛生組合は1袋大50円ですが、東金市ほか三市町清掃組合では市町ごとに異なりまして、東金市が10円、九十九里町が60円、大網白里町が50円、山武市内の旧

成東地区が40円と不均一であるものを広域統合に合わせて一元化しようとされています。この統合が進み、町内のごみが同一処理場で同じ袋で処理されるまでの混乱を解消するため、住民への周知をお願いし、12月広報にも掲載されましたが、袋の単価が同じ40円になるということで、現在、可燃ごみ収集場に山武郡環境衛生組合の袋と匝瑳市ほか二町環境衛生組合の袋が混在して出され、収集されない袋が残ってしまっております。収集のたびに環境防災課の職員が残ったごみ袋を回収し、出し直すというむだな仕事をなくす必要があります。また、資源ごみ、不燃ごみも回収の袋、方法、回数が違うわけでありますので、平成22年度に目標の広域統合が進むまで合併前と同じようにごみ出しをするよう、重ねて住民の理解と協力を求めるべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

3点目として、教育行政についてお伺いします。

教育について調べてみますと、ある人間を望ましい姿に変化させるために心身両面にわたって意図的、計画的に働きかけること。知識の啓発、技能の享受、人間性の涵養などを図り、その人の持つ能力を伸ばそうと試みることで、その活動が行われる場所によって家庭教育、学校教育、社会教育に分けられるとあります。

学校での教育は知育、徳育、体育があり、昨今では食育も加わり、子供たちに集団生活を通して知識の習得、人間性の向上、体力を身につけさせることなどが目的とされていますが、正しく物事を見るために知識や思考力を身につけ、実践することが求められるのではないのでしょうか。そのために教師と保護者が協力して児童・生徒の健全育成に努めるべきですが、家庭と学校、社会の役割分担が崩れてきていると感じています。

具体的には、しつけやあいさつ、マナーなどは家庭が担う重要な部分だと思いますし、家庭での親子のかかわりや愛情が希薄になったままでは集団生活になじめず、学級崩壊にもつながりかねません。一部の保護者の中には、うちの子供さえよければとの考えや集団や共同の意識が乏しく、給食費や保育費の未払いもふえております。逆に過剰反応を示す保護者により、学校内での教師と生徒の信頼関係が築けない場面も見受けられます。このような中、今までの考えだけでは対応が難しくなっているのではないかと考えますが、これらの変化に対する環境づくりはどのように考えているかお伺いいたします。

いじめや不登校の対応には、現状把握の徹底と認識や情報の共有化を図ってほしいと思います。最近のマスコミの報道は落ち度をあげつらって、どこに責任があるか、だれが悪いか、犯人捜しに終始しているとの批判も上がっております。教育の現場では犯人捜しや責任転嫁をするのではなく、共通認識を持ち合うことにより、教師が個々に問題を抱えるのではなく、

教師集団として対応してほしいと思います。日々の生活の中では、家庭内でまず子供の変化に注意することが大事であります。同時に、教師集団の多くの目で子供たちの日々の変化に十分注意していただきたいと思います。子供たちの自由で豊かな行動や発想を阻害するものであってはなりません、いじめの兆候や連鎖を見逃さないよう家庭と学校の連携を図ることが必要であると思います。

最近では児童・生徒の人権や個人の自由を重視する風潮がありますが、人は1人では生きておりません。人に対する思いやりやお互いさまの気持ちの上であって、命は大事だという基本を家庭と学校が協力して教えていかなければなりません、いかがお考えでしょうか。

このように難しい現代の教育現場を支えるのが教育委員会であります。各学校を管理監督する立場にありますが、学校側からすれば一番に頼りにする組織だと思っているので、町を含めた連携をしっかりとってほしいものです。子供たちのための教育とのご決意をお伺いいたします。

入学式などのあいさつの中で、子供は地域の宝との言葉が使われます。本当に大事な宝だと思いますので、学校にすべての責任を追わせるようなマスコミの今の風潮から脱却し、家庭と学校、地域や行政がスクラムを組んで安心なまちづくりの基礎としての環境づくりを進めるべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。

最後に、中学校建設についてお伺いいたします。

中学校建設に関しては、検討の進められた教科教室型から教科教室型と従来の特別教室を合わせたように変わりましたが、その後の進捗状況はどうなっていますか、お伺いいたします。

以上申し上げまして、壇上からの質問といたします。よろしくお伺いいたします。

〔1番議員 齊藤 隆君降壇〕

議長（伊藤良一君） 齊藤隆君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） 齊藤隆議員の行政改革についてのご質問からお答えをさせていただきます。

なお、最初の3点は関連がございますので、一括してお答えをさせていただきたいと存じます。

横芝光町行政改革大綱は、さきで開催されました議会全員協議会でご説明申し上げました

とおりで、平成18年度を初年度として平成22年度までの推進期間とする計画でございます。

この横芝光町行政改革大綱は、住民の代表から成る行政改革推進委員会での意見を尊重するとともに、各地区で開催いたしました、まちづくり懇談会で出されたご意見や要望を参考として大綱として構築したものであります。今月中にホームページで公表をしたいと考えております。

齊藤議員もご承知のとおり行政改革は、町行政組織すべてを対象に行革に取り組むものであります。その推進に当たっては、効率的な行政運営、健全財政への堅持、住民協働のまちづくりの推進を基本に実施するものであります。この大綱中で集中改革プランの内容として年度ごとに実施項目を明記し、今後各項目ごとに改革を進めてまいります。さらに、定員適正化計画に基づき適正な人事配置を行い、より一層住民サービスの向上に努めてまいり所存でございます。

次に、旧横芝町役場庁舎の利用と福祉課、教育委員会、行政センターの取り扱いについて及び郵便局での諸証明の発行業務でございますが、この質問につきましても、議会全員協議会でご説明申し上げましたとおり、住民サービスの向上を図るべき組織機構改革に取り組んでまいり所存であります。

その第1弾として、明年4月1日から町内4カ所の特定郵便局で諸証明発行サービスと町内サピア内にサービスカウンターを設置し、郵便局と同様の諸証明の発行を行ってまいりたいと考えております。これらの施設で諸証明の交付がなされますと、住民の皆様にとって、より身近な場所を利用することが可能となり、住民サービスの向上につながるものと確信しております。コンビニエンスストア等の納付につきましては、この後、税務課長の方から答弁をさせますので、よろしく願い申し上げます。

次に、行財政改革について質問の4点目、平成19年度予算編成方針についてでございますが、まず、税収の動向につきましては、税源移譲に伴う税率改正、定率減税の廃止等による増が見込まれるものの、三位一体改革による税源移譲の暫定措置として交付されていた所得譲与税や減税補てん債、地方特別交付金の廃止・縮減等により減額となりますことから、税源移譲等に伴う増収は期待できないものと試算をしております。

地方交付税につきましては、国の平成19年度予算額は概算要求ベースでございますが2.5%の減が見込まれております。また、平成19年年度から導入されます新型交付税ですが、現時点では公債費を除く基準財政需要額の10%程度、金額にいたしまして5兆円程度の新型交付税に移行しようとするもので、人口規模や土地の利用形態による行政コスト差を反映し、

国の基準づけがない分野から導入し、算定項目数についても3割程度縮減する見込みのよう
でございます。

これらを踏まえて、平成19年度の予算編成方針につきましては、このような国の財政構造
改革の方針を適切に踏まえながら、持続可能な財政運営の確立に向け、歳入歳出の両面から
財政の健全化を図ることを念頭に、限られた財源の重点的・効率的な配分に徹することとい
たしました。

基本構想策定までの間、新町建設計画に基づき、行政の速やかな一体性の確立と新町の将
来像として掲げた「栗山川の流れをはぐくむ 人・自然・文化が共生するまち」の実現を目
指し、住民サービス及び住民福祉のより一層の向上と地域格差のない均衡ある新町の発展の
ための事業を最優先課題とするとともに、内部管理的経費の徹底的な削減、既存の制度・施
策の見直しを行い、経常経費の一層の節減合理化に努め、最少の経費で最大の効果が得られ
るよう、各種施策の実施に当たっては、投資効果、緊急度、財源措置等を十分に勘案し、厳
しい財政状況のもと、施策の的確な選択を行うなどして、年間財政需要のすべてに検討を加
え、通年予算の考え方にに基づき行うとした平成19年度当初予算編成により要求を取りまと
めているところでございます。

以上、壇上からの答弁させていただきまして、残りのコンビニについての収納の問題、ま
たごみ問題、教育行政につきましては、それぞれ担当の方から答弁をさせますので、よろし
くご理解を賜りたいと存じます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 税務課長、椎名茂道君。

〔税務課長 椎名茂道君登壇〕

税務課長（椎名茂道君） 齊藤議員の行財政改革のうち税に関するご質問についてお答えい
たします。

いわゆる税金のコンビニ収納の推進についてでありますけれども、これは新町建設計画の
根幹となるべき事業のうち、効率的で効果的な行財政運営の主な事業の項目に示されてお
ります。

町といたしましては、納税者の利便と収納率の向上のために検討し、さらに管内税務部会
でも取り上げ、視察等を行い協議してまいりました。その結果、現時点では、費用対効果を
考えますと時期尚早という判断をいたしました。

問題点を申し上げますと、1つ目に、納付手数料として過大な負担が生じてしまうという

ことであります。銀行の窓口納付、これが1件当たり現行が無料であったものが60円に、郵便局の窓口納付、これが現行が20円プラス払い込み金額の1,000分の1が60円に、銀行と郵便局の口座振込の場合、現行10円が60円に、それぞれ負担がふえてしまうことであります。

2つ目には、千葉県が平成17年度から自動車税のコンビニ収納に取り組んだ結果、納期内納付は1%ほど向上いたしました。年度末の収納率は前年度と変わらなかったということ。アナウンス効果は一時的にはあったわけではあります。結果的に収納率に結びつかなかったということでもあります。

3点目は、納付書の変更、OCR読み取り機の導入、収納代行会社、いわゆる信販会社、それからコンビニ協会、電算会社等々の新たな委託料の発生等でありまして、負担が増加するという問題であります。

齊藤議員ご案内のように、現在、町では休日に税金を初め、保育料、給食費等の公金収納を行っておりまして、多くの方々にご利用いただき、大きな成果を上げております。納税貯蓄組合の廃止に伴いまして、公金等の口座振替も積極的に推進しております。

したがって、現行では収納コストが高くなってまいりますので、コンビニ収納は行う予定はありませんが、今後マルチペイメントネットワークによるATMやインターネットバンキング等の収納とあわせて、今後とも引き続いて研究してまいりたいと思います。

以上であります。

〔税務課長 椎名茂道君降壇〕

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、鈴木孝一君。

〔環境防災課長 鈴木孝一君登壇〕

環境防災課長（鈴木孝一君） それでは、齊藤議員さんのごみ問題について3点のご質問をいただきましたので、お答え申し上げます。

まず、1点目のごみ処理の適正化についてですが、町ではごみの少ない美しいまちづくりを目指し、分別収集など適正なごみ処理方法を掲載したチラシを年度初めに全世帯に配布して周知するほか、年度途中にも広報紙や防災行政無線等を活用しながら周知しているところであります。

分別収集については、以前に比べると大分浸透し、全体的にはきちんと集積場へ出すようになっておりますが、齊藤議員ご指摘のように、一部の地域では分別されていないことからごみ袋が回収されず、そのまま集積場に残ってしまう事例もあります。このような地区については、行政総務員さんをお願いいたしまして、分別方法の回覧文やチラシを配布するなど

して周知徹底を図っておりますが、今後はさらに近隣自治体での対応なども参考に、よりよい方法を検討したいと考えております。

また、このほかにも地区外から分別されていないごみが持ち込まれたり、きちんと整理された集積場が荒らされるなど、新たに対策を考えなければならない問題も発生しております。これらについては警察にも報告し、犯人捜しを行っているところでありますが、なかなか特定できないのが実態であります。今後は、不法投棄監視員さんと連携を図りながら、さらなるパトロールの強化に努めてまいります。

次に、2点目のポイ捨て禁止条例についてですが、椎名文雄議員の一般質問でもお答えいたしました。きれいなまちづくりの推進のためには、ポイ捨て禁止条例の制定も必要であると認識しております。来年3月の条例制定を目指し、検討作業を進めており、年が明けて1月には警察庁と協議を行う予定ですので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

3点目の環境衛生組合の統合にかかわるごみ処理の問題であります。当町のごみ処理については、議員の質問の中にもありましたように、旧横芝町区域が山武郡環境衛生組合で、旧光町区域は匝瑳市ほか二町環境衛生組合が管轄し、それぞれ収集業務を行っているところであります。

一部事務組合の統合については、先ほど質問でありましたように、加入している自治体などの調整もあり、すぐに統一されるのは難しい面もありますが、ごみ処理事業を行っている環境衛生組合については、平成22年を目途に、匝瑳市から銚子市までの東総地域で統一される計画であり、その時点で当町の全域が山武郡環境衛生組合の管轄になる予定であります。

ご質問のごみ袋の問題については、料金が同一になっても合併前と同じように旧横芝町区域では山武郡環境衛生組合のごみ袋、旧光町区域は匝瑳市ほか二町環境衛生組合の袋でなければ使用できません。旧町単位でごみ収集を行うことについては、広報紙や防災行政無線等で機会あるごとに周知を図っておりますが、料金が同じになることで両方の組合のごみ袋が使えると勘違いする方がいることも考えられますので、齊藤議員にご提言いただきましたように、回覧文やチラシなどを各世帯に配布するなどして、さらに周知徹底を図りたいと思っております。よろしくどうぞお願いします。

〔環境防災課長 鈴木孝一君降壇〕

議長（伊藤良一君） 教育課長、山本照男君。

〔教育課長 山本照男君登壇〕

教育課長（山本照男君） 教育行政につきまして3点ご質問をいただきました。

まず、教育現場の変化に応じた環境づくりについてでございますが、齊藤議員さんの感じていらっしゃる通り、今、子供たちを取り巻く環境、特に家庭・学校・社会が行う役割分担が崩れていると感じております。特に、学校と家庭の役割分担のあり方につきましては、家庭は親子の触れ合いや家族の団らんを通して、基本的なしつけや社会規範を身につけるところであり、人間形成が行われる最初の場と思っております。

しかし、過日、川島富士子議員の質問でも申し上げましたが、近年、勉強重視または放任主義など日常生活におけるしつけや感性、情操の涵養など、本来家庭の役割であるバランスのよい家庭教育が手薄になっていると考えております。

他方、学校では、あいさつ、後片づけなど主に家庭でしつけられるべき基本生活習慣を指導しなければならないことなどにより、より教育活動を多忙なものにしている現状にあります。

そのような教育環境の変化をとらえ、学校教育の振興はもちろんのこと、家庭教育の充実、地域教育力の活用など、関係各機関と連携のもとで、三位一体となった教育の推進が必要であると考えております。

次に、いじめや不登校について現状把握と情報の共有化についてご指摘がございました。

まさに今、クローズアップされてきた問題がいじめや自殺でございます。いじめは全くないと断言することはできないものであり、また、あってはならない行為でございます。幸いにして、当町の学校では深刻ないじめは発生していないと認識しているものの、潜在している可能性は否定できないことから、過日、児童・生徒からアンケート調査を、教職員については取り組み状況について調査を実施いたしました。

いじめは、常にあるのではないかとこの視点に立ち、学校職員一丸となってその発見に努め、発見した場合には、速やかに教育委員会へ報告するとともに、家庭とも緊密な連携を図りながら解決するように指示をいたしました。

また、命の大切さ、ほかの人への思いやりなど、人権に関する教育の重要性についてご指摘がございました。

これは最も重要であることはだれもが理解していると考えておりますが、悲しいことに自殺が後を絶ちません。半年ほど前だったでしょうか、公共広告機構のCMで、命は大切だ、命を大切に、そんなことを何千回、何万回言われるよりも、あなたが大切だ、だれかがそう言ってくれたらそれだけで生きていけると、個人個人の存在感を醸成し、希望を持って生きていける言葉を広報してありまして共感いたしました。各学校ではクラス単位や学校集会な

どで思いやりの心や命の大切さ、人権などをテーマに子供たちが話し合いをするなど、子供たちがみずから命の大切さを考える実践的な教育活動をしております。各学校でも子供との触れ合いを大切に、子供の話をよく聞くとともに、小さな変化に対して、より敏感になっていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、自殺連鎖を食いとめねばなりません。だれかが悩みに気づいていれば自殺は防げるかもしれません。私たち大人は、常に子供に対し、目配り、気配り、心配りを忘れずにいかなければならないと思っております。

次に、横芝中学校建設についてでございますが、さきの全員協議会でもご説明いたしましたとおり、現在、実施設計業務を進めているところであります。従来型であります特別教室型のよさと、先進校視察によって得た教科センター方式のよさを取り入れた設計が終盤を迎えております。今後、地元説明会、中学校建設推進委員会にお示し、協議させていただき予定でございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

〔教育課長 山本照男君降壇〕

議長（伊藤良一君） 齊藤隆君。

1番（齊藤 隆君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

初めに、人員削減についてですけれども、まちづくり懇談会の席上、職員数を200人にするという発言があり、ちょっと心配したところですが、定員適正化計画を知りまして安心しました。というのも、民間企業の中にはリストラを進めて欠員補充を何年も続け、業績は回復しましたが、社員の構成バランスが崩れたり、社内体制が崩壊してしまい機能不全に陥ってしまうという例がありましたので、それを思い出しましてちょっと質問いたしました。

人員適正化計画、この策定に満足することなく、この計画を進める中では課ごとのバランスをよく考えていただいて、人員の流動化ですかとか縦割りを改善していただき、住民サービスが低下しない限りは、もうどんどん徹底した事務事業の絞り込みなどを行っていただきたいと思えます。

それから、福祉課、教育委員会ですけれども、これが今、分庁舎にあります。これについて住民から不便の声も上がっていますので、本庁内、こちらに入れるもしくは併設するなりして住民の利便性もちょっと考えてほしいと思えますけれども、その点をお伺いいたします。

それから、行政センターの廃止ということがありましたけれども、エアコンですとかバリアフリー化などのための改修工事で、これは合併特例債を充てていたかと思えます。これの

償還前に仮に廃止となった場合に、この財源的な面で問題にならないのかちょっとお伺いしたいと思います。言うまでもないですけども、住民の理解が得られれば経費削減には大賛成です。ただ、そのためには住民への丁寧な説明も必要だと思いますので、その辺をあわせてお伺いします。仮に廃止した場合、向こうに14人職員がいらっしゃいますけれども、この配置計画というのはどのようにされるのか、またお伺いします。

それと、住民への説明をする際に、行政センターでの業務自体がどういう業務がどれだけあるかということもきちんととらえておいて、住民への説明資料としてベースはきちんととらえておくべきだと思いますけれども、その点の現状把握どの程度できているお伺いいたします。

それと、合併は究極の行財政計画と言われておりましたけれども、町長は今後の二次合併について、成田市を含む30万都市を目指すとおっしゃっておられますが、県が今回、二次合併の組み合わせ案というのを出しましたけれども、これはちょっとほど遠いものではないかなと思います。また、この組み合わせ案には地元の自治体の意向や住民の声というのが反映されていたんでしょうか。ちょっとその辺、自分、不安というかわからないんですけども、こういう県が示した組み合わせ案についてどのように考えて、今後どうしていくか、その点もお伺いしたいと思います。

それから、財政改革というのも大事なことだと思うんですけども、先ほど最小限の経費で最大の効果を出させるような19年度予算の編成を行っているということでご答弁いただきました。ちょっと違う観点から考えますと、予算の編成の方法には当町で行っているようなシーリング方式と別に、枠配分方式という方法があります。財政状況の悪い自治体で取り入れられ始めているということなんですけれども、それはなぜかという、予算の効率化を目指して取り入れているというふうに聞きました。ただ、これは財政状況の悪い自治体だけではなく最近はいよいよ自治体もこれを取り入れて、さらなる経費節減にも努めているという話もありますので、当町ではそういうことに関してはどのように考えておられるか。先ほどもおっしゃられたように、住民の限られた予算でありますので、住民の皆さんからお預かりした血税を大事に使うという観点から、その点もお答えをお願いしたいと思います。

それから、町長政務報告でもありましたけれども、子供たちが健やかに成長していけるような地域社会との連携の強化などにより、いじめなどのない学校を目指して努力していかなくてはならないとありましたけれども、これは全く同感です。できれば具体的な対策を示していただければと思いますが、何かありましたらお願いいたします。

それで、町長と同様のことを伊吹文部科学大臣も、子供たちの教育を学校だけに押しつけるのではなく学校と家庭、教育委員会や行政が地域社会としっかり連携を持つことが必要だと話しております。この考えにも当然賛成であります。ただ、現在では個人を尊重する傾向が強いですよね。地域の宝である子供たちを地域で守り育てることというのを思い出して、少し前のころのように地域の中に、どこにだれが住んでいて、どこの子供かというのがわかっていくような地域力といいますか、地域のコミュニティーの復活、そういうことも図るべきじゃないかなと思います。

また、話にもありましたように、学校と地域の連携をとること、これには協力関係をつくったり相互理解が必要となりますけれども、学校行事に地域の方々が参加することはなかなか限られていると思います。ただ、地域の行事ですとか、町の行事というのは企画や運営の方法によりまして、小さい子供から高齢者まで一堂に会して実施することができると思います。そういう機会を利用して、地域内でお互いが確認し合えるようになればいいのではないかなと思いますけれども、具体的にはどういうことがあるか、もしありましたらお願いいたします。

ただ、この学校と家庭の連携、地域の連携を図るといのは結構難しいものではないかなと思います。一例でちょっと考えますと、一昨年発生した児童・生徒連れ去り未遂事件の後の対応があります。旧横芝光町全体でこれに対して呼びかけをしましたがけれども、なかなかうまくつながらなくて、学校とPTAはすぐ連携とれたんですけども、さらに教育委員会をお願いして行政との連携まではうまくとれました。ただ、それが地域の皆さん全体へという広がりがなかなか難しかった経験があります。

平成16年2月に横芝中学校の2年生の女子が自転車で下校中、そして、3月に小学5年生の男子が登校中に車に引きずり込まれそうになった事件なんですけれども、学校とPTAでは連携を図って登校指導ですとか見回りを行い、防災行政無線での周知なども行ってもらったんですけども、なかなかそれが地域に広がらなかったという経験があります。今では学校の方で防犯ベストをつくってくれまして、試験的に長寿会と連携を図って、朝はPTAが旗振りの登校指導をして、帰りは長寿会の皆さんに見守りをしてもらおうという活動が始まりまして、ようやく認知されて、横芝小学校区内に広がってきて、徐々にほかの小学校区の方へも広がってきました。ただ、これまで2年近くかかりました。つまり言うは簡単なんですけれども、言うはやすく行うはがたしというのを実感したところであります。町全体を挙げて考えなければいけない問題だと思いますが、この点、特に教育、大事だと言っている町長

どうお考えかお願いいたします。

それと、学校の関係でいいますと、学校5日制が始まりまして、ゆとり教育が今、導入されています。ただ、かえってゆとりゆとりと言いますけれども、教師も生徒も忙しくなってしまったということが言われています。授業形態も進路別授業ですとか少人数学級、TTとかが導入されまして、当初きめ細かな指導ができるかなと思っていましたけれども、実際には子供たちも先生方も非常に忙しくなっちゃったと言っております。加えて先生方には教員評価制度などさまざまな提出書類ですとか、雑務に追われて、現在、昼休みも満足にとれない状態だそうです。授業に加えて生徒指導、部活動の指導など忙しい上に、最近では少人数学級の先生の配置も廃止されてしまって、教員数の減というところも学校によっては出ているようです。このような忙しい状況の中、教員の配置の充実ですとかまで含めていかないと教師が子供たちとじっくり向き合える時間がないのではないかなと考えますが、その辺いかがお考えでしょうか。

それと最後、中学校建設なんですけれども、施設の充実とともにソフトの充実も是非お願いしたいと思います。今回建設に当たっては、エコスクールという目標もありました。近くにエコエアポートを目指す成田空港もありますので、校舎や屋根を提供してはどうでしょうか。屋根に太陽光発電のシステムを設置して、空港が排出する二酸化炭素の削減に協力するというところで要望を出したらどうかなと思います。これは生徒の環境教育にも役立つものと思いますし、最近では京都議定書以降、二酸化炭素の排出量の取引まで行われるようになってきている時代です。千葉県内でも私立ですけれども、八千代商業高校でも体育館の改修に合わせて屋根全部太陽光パネルに変えたという事例もありますので、町長トップセールスとして、町の公共施設の屋根全部提供してもいいくらいの意気込みで、ぜひ実現お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） じゃ、順次お答えをさせていただきます。

まず、住民懇談会で職員を200人にするという、言うならばオフィシャルコメントなのかなというところがありますけれども、これについてはあくまでも目標であって、ただ、本来の部分であれば何年までに云々というお話をさせてもらわなければならないんですけれども、今、議員おっしゃられたとおり、いきなりそれをやるわけには到底できません。ましてや順次、その間、一切の純減として、新しい職員を入れないということがあっては、これもいけないことであって、順次長い計画のもとに計画を進めていかなければならないのかなと思っ

ていまして、今回5年間の人員適正化計画というものをお示しをさせてもらって、それが第1弾だと考えていただければよろしいのかなと思っていますところでございまして、当然のことながら、住民サービスの低下をなるべく限りなく減らすことはゼロにしたいとは思っているものの、やはり費用対効果の部分もありますので、やはりその部分はこれから大変厳しい、また予測が困難な財政事情の中、やはり出るものは抑えていかなければならないという断固たる決意のもと、これを進めてまいりたいと思います。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、200名にするというのはそれは当然できる時期を当然、それが10年先か15年先かは定かではございませんけれども、なるべく早い時期に、それも住民サービスが低下をしないように、そういうふうにやっていかなければならないと。それはやはり職員の1人1人のスキルアップですとか、また事務事業の効率化ですとか、あとは民間に任せられるものがあれば民間にお任せするとか、いろいろな方法の中でそういうふうにしていかなければならないかと思っておりますし、これはやはりある意味なさなければならぬ、これからの横芝光町の発展に大きく左右する財政の問題でございますので、ひとつご理解を賜りたいと思っております。

また、福祉課、教育課の本庁に移すというようなことございますけれども、とりあえず今の段階、教育部局については、それこそこの町民会館を使用してやってみたいなというふうに思っております。福祉課については来年度での移動はちょっと場所のスペースの問題ですとか、ちょっとまだ無理があるのかなと。一気に余り急激に進めるのもという部分もございまして、無理のないところで一步一步踏み固めていきたいと思っております。

それと、合併特例債と議員おっしゃられましたけれども、430万円の合併推進債、それは確かに交付金額が193万円ほど考えてありまして、それについては返還を余儀なくされることもあります。全額ではないと思っておりますけれども、それはいたし方ない問題だろうかなと思っております。

次に、二次合併、先般プレス発表されました県の示した合併の第二ステージの問題でございますけれども、これについては、県から、知事から直接山武郡市の中で芝山町を抜いた横芝光町、山武市、東金市、九十九里町、大網白里町、この5つの首長が呼ばれまして、次の合併についてどう皆さん考えているのかというお話をされたときに、私としては、先ほど議員おっしゃられたとおり、横芝光町というのは成田空港の問題もあり、いろいろ山武一つになるということは町民も考えていないと思っておりますというお話をさせてもらいました。そうした中で、他方、東金、また特に九十九里ですとか、大網白里にしては、どこであろうどうい

う　どこであろうというのは、合併は必ずしないとしようがないという話をした中で、たまたま東金市が住民投票をやったときのそういう否決の問題もあったので、東金市長は比較的やや後ろ向きなところもあったんですけれども、近隣の隣接する町がぜひそうしたいというような発言はありました。当然私ども横芝光の首長として、また山武市の椎名市長におかれましても、とにかく今は合併して間もないこの市町が、次のことを考える以前の問題として、まず一体化を目指すまちづくりをしていかなければならない大事な時期のところであるので、それについては私どもが次の枠組みはどうするんだというコメントはできないというお話をさせてもらって、ただ、山武郡、要は、県はきっと山武郡全体でやりたかったのかなという気も、そういう方向もちょっと感じました。しかしながら、私どもは成田空港があるということで、そういうお話をさせてもらった結果が、今回そういうように出てきたのかなと憶測をさせてもらっているところでございます。

続きまして、財政改革の枠配分についてですけれども、枠配分といいますと、要は何のために町長がいて、また議会がいて、これについてどういうようにこのお金を使っていこうという問題が、初めから、じゃ、総務課は幾ら幾ら、建設課は幾ら幾らというふうに決めていっちゃいますと、やはりこれは理想的な方法ではないと思うんです。というのは、やはり限られた、もう最初にこれだけしかないと言えば職員のやる気がそがれるんじゃないかというところもありますし、ましてやこの横芝光町においては、合併特例債事業で大きな事業もいっぱいあります。そうしたときに、中学校建設、また橋梁が2カ所、またその取り付け道路だと、大型事業が本当にメジロ押しの中、やはりそういう部分に先ほども答弁をさせてもらいましたけれども、19年度予算はそういうところにやはり集中してやらないと非常にこの対応が厳しい状況になってしまうと。言うなれば、ほかの部分についての予算は最大限に削減をさせていただかない限り、その建設もままならない。現実問題まだまだ削らなければならない部分もございまして、その辺をちょっとご理解を賜りたいと思います。

ゆえに、枠配分については、当面考えておりませんし、また、よくよくの何かが財政的にもうやりようがないといった場合は、もうそれにゆだねるしかなくなってしまいます。これはご理解をいただきたいなと思っております。

続きまして、子供たちの問題で学校の問題です。何か施策があるかという話の中で、やはり今、みんな口々に地域、学校、家庭というお話をしていますけれども、その三者のコミュニケーションがとれていないというのが今回一番大きな問題じゃないかなと思っております。そうした中で、私も今、教育長がいますけれども、教育長と学校と、またPTAとごく最近

なんですけれども、そういうコミュニケーションをとれるような場所をつくりまして、一生懸命それには努めています。それがどういう形になるかわかりませんが、またそういう部分で、みんなちょっとこういうご時世を勘案して、みんながみんな臆病になっちゃっているんじゃないのかなというところもちょっと感じるころがありまして、そんなことはないよと、町は一生懸命学校を応援するから、学校も頑張れよと。そしてまた、PTAの親、要するに、両親というか家庭の部分についてももっと学校を信頼しろよと、そういう話を逐次しております。そうした中で、たまたまなんですけれども、この15日土曜日でしたか、心の教育推進キャンペーンというのが光中学校でございまして、それには子供たちを初めPTAも参加し、そして、行政として私どももそれに出向いていろいろなお話をさせてもらって、ともかく今、私が申し上げましたとおりコミュニケーションをとって、図って、みんな敵同士じゃないんだと、目的は一緒なんだというところを強く訴えていきたいと思っております。

そして、防犯上の問題です。今議会でも提案をさせてもらっています横芝光町安心・安全条例のぜひひとつ今回ご承認を賜りまして、可決承認をいただきたいと思って、全協でもちょっと申したと思いますけれども、今、警察と自治体のかかわり方というのが非常にリンクするところが多くなってきまして、防犯はもう自治体の仕事だと。私たちは犯人検挙の方に努めるんだというような具体的な話まで始めております。そういった中に、来年度には予定をさせてもらっていますけれども、警察官OBを1人防犯の方に配属をさせまして、より専門的な安全・安心、特に子供たちの部分については考えたいな、考えていただかなければいけないな、それはやはり行政の仕事なんだということも改めて私どもで考えて行動をしていかなければならないかなと思っております。

また、ゆとり教育の週5日制の導入については、いささか私どもが発言する問題ではないのかなと思っております。ちょっとその辺についてはお答えを差し控えさせていただきます。

それと一番最後のエコスクールとおっしゃるんですね。太陽光発電の屋根につけて、いいですね。いい考えですね。ただ、相当な費用もかかるでしょうから、空港会社にもらう以外どこにもお金はありませんので、ぜひ言って、強く強くちょうだいと、何とかしてよと、これで成田空港会社もすばらしい空港会社だと、世界に名立たる空港会社になれるんじゃないのということは役員、また社長にもよくお願いしていきたいと思っておりますので、以上でございます。

議長（伊藤良一君） 以上で、齊藤隆君の一般質問を終わります。

これをもちまして、一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。再開は午後 1 時です。

(午後 0 時 0 5 分)

議長(伊藤良一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 0 0 分)

議案第 1 号の質疑、討論、採決

議長(伊藤良一君) 日程第 2、議案第 1 号 横芝光町安全で安心なまちづくり条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島透君。

21 番(川島 透君) 質問というよりも意見という方に近いと思いますが、この条例については大変いいことであると思し、横芝光町の合併にふさわしい条例であると思し。

その中で、第 2 条の 3 項目に、先ほどの一般質問にもありましたけれども、自主的な活動に対して必要な支援を行うと、これに関係するんですけども、やはりある組織に対しての支援も必要でしょうけれども、これからやはりそういう自主的な組織を立ち上げていくという立場も、そういう観点からの積極的な支援というのにも必要ではないかと。

具体的にいいますと、例えばやはり今、いろいろ安全・安心な面で世情を騒がせている事件が多々あると思し。そして、それにはやはり地域住民が一体となって、やはりそういう意識を持ちながら、みんなでやはり自分たちの地域は自分たちで守っていくという、そういう気持ちが大事になってくると思し。そのためにも、やはり例えば防犯指導員の OB ですとか消防の OB ですとか、いろいろそういう OB 関係の方も各地域に多々いると思し。その方たちにも協力を得ながら、小さい範囲でのそういう組織を立ち上げながら、やはり日々自分たちの地域に対するそういう意識を持っていくというふうに、そういう指導もしたからいかかという、そういう意見でございますけれども、担当課長のご意見をお伺いします。

以上です。

議長(伊藤良一君) 環境防災課長、鈴木孝一君。

環境防災課長（鈴木孝一君） ただいまのご意見でございますけれども、今、当面考えている対策につきましては、防犯指導員の数が今、町内で53名おるんですけれども、各地域地域のバランスを見てみますと、ちょっと少ない地域もございますものですから、それらの地域の特別総務員さんなり行政総務員さんなりにお願いいたしまして、その地域でもう少し防犯指導員をふやしていただきたいという要請を今後これからしていきたいと思っています。その上で地域の皆さんの防犯意識の高揚等を図っていきなと思っています。ただいま議員のご意見でございました自主的な防犯組織でございますけれども、これにつきましては、やはり防災の面、防犯の面、これらも含めまして防災関係につきましては、今後防災計画を立て、地域の育成を図るということになっておりますので、それとあわせて検討させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤良一君） 川島富士子君。

12番（川島富士子君） この安全・安心なまちづくり条例、私も提言をしてきた1人ですが、非常にうれしく思っているところでありますけれども、今、川島透議員さんと同じ第2条のところで、確認の意味で担当課長の方に確認をさせていただければと思います。

非常にこの町の責務、幅広い意味があるという、簡単に省力されているのではないかとこのうふうに感じたところであります。総合的な施策の判定及び実施を定めたものであるかどうかというところから、4点確認をさせていただければと思います。

1点目には、犯罪の発生を防止するよう配慮した設備、また施設や環境の整備も含まれているかどうか。

2点目には、安全で安心なまちづくりについての住民の関心及び理解を深めるため、安全で安心なまちづくりに関する広報活動の充実、学習の機会の提供、その他必要な措置を講ずるものも含まれているかどうか。

また、3点目には重なりますけれども、情報の提供。

4点目には、午前中、町長の答弁にもありました防犯は自治体の仕事だというスクールガードリーダーと、また警察官OBの方たちの協力等がありますけれども、防犯灯の設置等ということもあろうかと思っております。この辺の確認だけさせていただければと思います。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、鈴木孝一君。

環境防災課長（鈴木孝一君） まず、防犯の設備等の問題でございますけれども、これについてもこの条例の7条でありますけれども、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるということで規則を定めておまして、規則の中で人が多く集まるような施設、例え

ばコンビニエンスストアだとかパチンコ店等につきましては、こういう防犯の言ってみれば
気をつけた店舗にしてくださいというような規則を定めておりますので、第1点目について
はそれは含まれるということでご理解をいただきたいと思います。

2点目の住民への広報活動でありますけれども、これについては積極的にやっていかなければ
ならないものと思っております。

3点目の情報の開示の問題でありますけれども、この情報の開示についても積極的にや
っていく予定であります。例えばどこどこ地区でこういう犯罪がありましたということで、
個人情報の問題もありますけれども、皆さん気をつけていただきたいとか、例えば交通事故
で死者が出た場合については、ここの地域で死者が出ましたもので、皆さん交通安全には気
をつけましょうということで、広報無線を積極的に使った中で住民の皆さんに情報開示はし
ていきたいと思っております。

4点目の防犯灯等の設備の問題ですけれども、これについてもこの中に含まれた中で積極
的な展開を図っていききたいと、このように思っておりますので、以上よろしくどうぞお願い
申し上げます。

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） この条例をつくるのに、いささかのけちをつけるものではありません
が、若干の質問をさせていただきます。

第1条の中で「町民生活の安全に関する施策」というふうにありますけれども、この施策
の基本的事項というのはどういうことなのか。

2条で「関係機関の協力を得て」と、関係機関の協力を得てとはどういうことなのか。

それから、3条で「地域の安全を点検し」とありますけれども、これは町民の責務という
ことで3条は規定してあるわけですが、地域の安全の点検は、再点検は地域でなくて町の責
任でもあるのではないのかなということです。

それから、5条で事業者等の責務ですけれども、「町の区域内で事業を営む者は、町区域
内の土地若しくは建物を所有し占有し若しくは管理する者は当該施設を利用する者を安全に
配慮し」というふうにありますけれども、これは事業上のことをいっているというふうにし
うんですけれども、こういうこのつながりでいいのか。

それから、「犯罪を予防するために必要な措置」というふうにありますけれども、この5
条の中では事業者等の責務という項目ですから、犯罪というより事故というふうにした方が
適当ではないのかなと、まずその点について質問。

それともう一つ、例規集の中に横芝光町安全会議、これは旧光町の段階であったわけですが、要綱というのがあります。この要綱とここの中で言っている条例との関係、あるいは安全会議の組織及び運営に関し、必要な事項は規則で定めるというふうにありますけれども、この規則と要綱との関係。要綱では諸表事務、組織、会議等があるわけですが、この整合性といいますか、この条例をつくれればこの要綱は要らなくなってくるんじゃないのか、そんなふうな思いがするんですが、その辺のところをまず。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、鈴木孝一君。

環境防災課長（鈴木孝一君） 第1条の関係でありますけれども、安全に関する施策ということであります。基本的には今、総合計画等がございませんものですから、新町の基本計画があります。その基本計画に基づきまして、そこに言ってみれば施策が掲げてありますものですから、それらを受けてこの条例もありますものですから、基本的にはそれらが基本的なことになるということであります。

第2条の関係機関であります。当然この関係機関につきましては警察も入るでしょうし、防犯関係の指導員も入るでしょうし、防犯、言ってみれば安全・安心の町をつくるための関係機関、諸団体、これらも入るということであります。

それと、3条でありますけれども、3条の町民の責務ということですが、地域の安全を点検しということですが、これは町の責務ではないかというご意見がありますが、当然町の責務もあります。それとあと地域の皆さんと協働して安心・安全なまちづくりをつくろうということですから、これは町民の皆さんもぜひこちら辺もひとつつあれをしていただいて、協同作業で安全・安心なまちづくりをしましょうよという条例であります。

第5条でありますけれども、事業所のことをいっているのが犯罪じゃなくて事故ということですが、ただ、いろいろな施設をする場合に例えば、こういう面でここがちょっと目通しがいかなくて、ちょっと犯罪というか、あれが起きてしまうんじゃないかという不安なようなところについては、ひとつそういうものを直していただくということになりますので、事故ということじゃなくて犯罪ということになります。

安全会議の関係でありますけれども、これは当然安全会議、今、要綱規定がありますので、これは廃止するという前提の中でつくってこれはつくってありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番(越川洋一君) 言葉で言わんとしていることはわかるんですが、条例はやはり目的から、ずばりと何のためだということをはっきりと表現するべきじゃないのかなと。ほかの例規集、条例を見てもそういうことをきちっと目的の中に入れてあるわけです。目的の中に、この条例は何を指すのかと、交通事故を含めた防災・防犯、こういう面を指すのかなというふうに思うんですけども、安心・安全は抽象的で非常に範囲が広いわけです。そのことを私は言いたいわけです。例えば町民の責務3条、これは地域の安全を点検し、もっともですけども、町もこの責務あるんですよ。例えば子供たちの大事な通学路、通学途上の道路の危険箇所の点検とか安全、交通事故の多いところの安全、そういう意味では町の責務としてこれ入れるべき内容で、町民のところだけ入れるべき内容じゃないと思うんですよ。

そういった意味で、条例が言わんとしているこの文言から見れば、範囲が非常に広範、抽象的であります。ですから、目的の中にしっかりと交通事故だとか、交通事故も防災ですけども、町の防災・防犯ということできちっと位置づけた形にしないと非常に抽象的になるということで私は言いたいわけです。それから、町民の責任と同時に町の責任もこの地域の安全を点検するということではあると、これも入れるべきだと。そういうことになれば、この条例がもっとわかりやすく、もっとしっかりしたものになるということですけども、いかがですか。

議長(伊藤良一君) 環境防災課長、鈴木孝一君。

環境防災課長(鈴木孝一君) 第1点目につきましては、越川議員さんの言われていることはわかると思いますけれども、具体的なものが見えないということではありますが、その安全会議というものがこの中で第6条でうたっています。先般の全員協議会でも申しましたように、この安全会議の委員さんにつきましては、警察署を初め消防団、あるいは防犯協会、それとPTA等も含めた中で、そこで具体的な施策を、対策を検討するということになっておりますので、当然交通事故もあるし防災面もあるし、防犯面もあるということですので、具体的なあれについては安全会議の中でやっていくということですので、ご理解をいただきたいと思います。

それと、町の責務当然あるんじゃないかなということではありますが、先ほどご答弁申し上げましたように、町の責務も当然あります。第2条の中で「町民生活の安全を確保するために必要な施策を実施するもの」ということですので、当然その地域の安全の点検ということ等についても含んだ中での施策ということですので、ご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

議長（伊藤良一君） 質疑は3回まで。

31番（越川洋一君） 3回までね。だから、私はこの条例は必要だと思うんですよ。必要がゆえに、あなたが今、言われたようなことは条例の中にきちんきちんとわかるように明記すべきだと、そういうふうをお願いしたいと思うんです。いささかも反対しようと思わないんですが、その点を再度深く検討していただいてということをお願いをします。

議長（伊藤良一君） ほかに。

椎名文雄君。

2番（椎名文雄君） 私もこの条例大賛成ですけれども、条例をつくったからできるということではないということをお願いします。というのは、旧光町でもいろいろな役をやっていたけれども、それが果たして機能していればこういう問題にならなというか、こういう世の中にならないというか、そういうことをもう1回相談員も含めて、PTA含めて、防犯員含めて原点に戻ってやっていただきたいと思います。

〔31番議員「議長、私の答弁がないんですが」と発言〕

議長（伊藤良一君） 失礼しました。

鈴木孝一君。

環境防災課長（鈴木孝一君） いずれにいたしましても、このまちづくり条例については、インターネット等でほかの地域のまちづくり条例も、いろいろな安心・安全まちづくり条例についても参考にしながらつくったものでありますので、越川議員さんの今、おっしゃられるのについては、ご意見として承っておきます。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） ダブらないようにしたいんですけれども、ここで今、言われましたように、3条で町民の責務、4条で自治会の責務、業者の責務、3、4、5とそのそれぞれの責任というか、責務が指定されているんですけれども、私はその地域の安全な町、みんなが安心して暮らせるということでは、お互いそういうためには協力し合うということも大事だというふうに思うんですけれども、その責務の中で特に町民の責務ということで「協同して犯罪を予防するための活動を行うよう努めるとともに、前条」ですから、2条でいっている町と協力してということも含まれると思うんですが、その犯罪防止のために具体的にちょっとイメージとしてないんですが、どういう現場が、危険を伴うということも想定するんですけれども、危険を伴うものに、安全なまちづくりをするためにも町民がかかわるのは非

常に難しいんじゃないかと思うんですが、具体的にその辺をもう少し、目の前で何か起きていれば何かできることをやろうというのは、これはだれもそういう思いがあると思うんですけれども、その辺がちょっとよく理解できないところがあるんです。自治会の責務でも、積極的に取り組むと、じゃ、具体的に自治会がどんなふうに対応したらいいのかなということ、もしありましたら教えていただきたいと思いますし、これをつくって実際本当にいいものにしていくには、みんなで実践を積みながら行くということになるんだと思いますけれども、それともう一つは、このまちづくりで防犯、犯罪組織を未然に防ぐということの中で、前に緊急事態法との関係で国民保護法に関係する条例がつくられていますけれども、それともこれはリンクしていくのかどうか、そこをちょっと伺いたいと思う。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、鈴木孝一君。

環境防災課長（鈴木孝一君） 小川議員の3点の質問でありますけれども、犯罪、要するに、町民みずから身の危険を冒してまでというちょっと意見がございましたけれども、これにつきましては、先ほど来、町長が一般質問でお答え等申し上げておりますように、犯罪が起きた場合に捕まえていくか、取り締まっていくのは警察であるし、犯罪を予防していくのがそれぞれの自治体の今度は役割ですよというのは、この前から町長、再三議員の皆さんに申し上げているところでありますけれども、このまちづくり条例につきましても、そういう身の危険を冒してまであれするんじゃないくて、言ってみれば犯罪予防のためにいろいろな活動が、例えば防犯意識の高揚だとか、そういう面の活動を主とした条例だということでお考えをいただきたいと思います。

それと、自主防犯組織の関係、要するに、自治体との関係、具体的な像が見えればということではありますが、先ほど川島透議員さんのご意見にもお答えしましたように、これにつきましては、当面今、来年度からこうだというのは防犯指導員さんの、言ってみれば数をもう少しふやして、その中でパトロール等をやっていただき、言ってみれば防犯、予防に努めていきたいなと思っております。自主防犯組織のあれにつきましては、先ほど申しましたように、自主防災組織、これを今後検討していかなければなりませんので、あわせてこれらを含めた中で検討させていきたいと思っております。

国民保護法との関係でありますけれども、これにつきましては、国民保護法とはリンクしていないということで理解しています。

以上であります。

議長（伊藤良一君） 以上で質疑を終結いたします。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第2号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第3、議案第2号 横芝光町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第3号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第4、議案第3号 横芝光町非核平和宣言についてを議題といた

します。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第4号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第5、議案第4号 横芝光町飲酒運転追放宣言についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

齊藤隆君。

1番（齊藤 隆君） この飲酒運転追放宣言につきまして、非常に今の時代に必要なことだと思っております。これにおきましては、町民のこの宣言を周知するに当たりまして、最近新聞紙上でも騒がれておりますように、公務員の飲酒とその懲罰関係につきましてお伺いいたします。

当横芝光町も新しく条例ができるに当たりましては、県内でも厳しい規定を設けているとは思いますが、その辺につきましてお伺いいたしたいと思っております。

議長（伊藤良一君） 総務課長、海保要君。

総務課長（海保 要君） 職員の飲酒運転に関しましての質問でございますけれども、町では職員の懲戒処分等に関する基準を定めてございます。その中で、交通事故、交通法規違反

関係というようなことで、飲酒運転で交通事故を起した場合にはどうするというような、そういう規定がされております。また、飲酒運転以外でも事故を起した場合というようなことで規定がされております。例えば、現在の状況でございますけれども、飲酒運転で交通事故、人身事故を伴う事故を起した場合には、酒酔い運転で人を死亡させまたは重篤な傷害を負わせた職員は免職とするというような規定もございます。それと、酒酔い運転で人に傷害を負わせた職員は免職または停職とするというような、そういう規定。それと、この場合において、事故後の急務を怠る等の措置義務違反をした職員は免職とする。それと、酒気帯び運転で人を死亡させまたは重篤な傷害を負わせて職員は免職または停職とするというような、そのような規定がなされております。それと、交通法規違反ということで、酒酔い運転した職員は免職、停職または減給とする。事故を起こさなくても酒酔い運転をした場合には免職、停職、減給というような、そういう形の処分をするというようなところの規定もされております。現在こういうことで町は国の処分規定に準じまして、現在制定をしているところでございます。

それで、今、齊藤議員おっしゃられましたように他の団体より厳しい処分規定が設けられているというようなことで報道されているところでございます。当町におきましても、庁議の中で飲酒運転した場合にはどうするのかなという、そういう議論もしているところでございます。そういう中で、厳正な処分をすべきだというふうなそういう方向で今、意見が出されているところでございまして、これからその処分規定の見直しについて協議を進めるといふ、そういう予定でいるところでございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第5号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第6、議案第5号 横芝光町青色申告・振替納税推進宣言についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第6号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第7、議案第6号 横芝光町地産地消・食育推進宣言についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

越川洋一君。

31番（越川洋一君） この宣言にいささかも反対するものではありません。大いに決めていただきたいわけですが、この宣言趣旨、宣言文がかなり忙しい中でつくられたのかなと。もう少しこの発表までに、議会の皆さんの理解を得て発表までに見直した方がいいんじゃないかなと、悪いけれども、率直に思います。「横芝光町民が、地産地消・食育をとおして郷土の人々や歴史・文化を学び、古より」、いにしえより、これだって読めないよな。一般町民が読めなければ、理解できなければしょうがないわけだから、後の文言も何かじっくりこ

ないんだよね。宣言文も、「日本の未来を担う子どもたちをはじめ全ての町民が、生涯にわたって健やかであり、豊かな人間性を育てていくうえで基礎となる『地産地消』と『食育』推進」なんていうところが、かなりお忙しい中でつくられたのではないかなと思うんですが、その辺を吟味検討していただいて、発表までにということではいかがですか。

議長（伊藤良一君） 産業振興課長、高埜広和君。

産業振興課長（高埜広和君） まず、「古より」という言葉づかいでありますけれども、忙しいのは確かでありましたが、食文化といいますのは、言ってみれば、人間というものが誕生した時から食文化というのが始まっているわけでありまして、現代的な言葉にすれば古き時代からとあっさり言ってもいいとは思いますが、あえて「古より」という言葉を使わせていただきました。

それから、宣言文の方の「豊かな人間性を育てていくうえで基礎となる『地産地消』と『食育』」、余りしっくりこないというご指摘でございますが、「人間性を育てていくうえで基礎となる」という言葉につきましては、身土不二という、これは仏教の中の用語でありますけれども、人の命、健康は食べ物によって支えられており、その食べ物をつくる土と人の命、健康はともにあるという意味であります。そういう意味で、ここに「育てていくうえで基礎となる『地産地消』と『食育』」ということに使わせていただいた次第であります。

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） 言わんとしていることはわかるんだけど、これは公表するわけだからね、町民にも、いにしえと読める人もいないよ、これ。そのことも含めて何かしっくりしないんで、だから、きょうは決めても、そういうことを再度……

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 一応ひとつ議員さんの皆さん方にはこれで理解をいただいた中で、また、それが今後修正がきかないものでもないでしょうし、その都度、その後また検討させていただきたいと思いますので、ひとつご理解を賜りたいなと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 鈴木克征君。

13番（鈴木克征君） 地産地消・食育推進宣言、まことにすばらしい宣言で大いに推進していただきたいと思います。

一般質問の越川洋一議員さんの質問と多少重なってしましますが、1点ほどちょっとお伺いしたいと思います。

推進に当たりまして、当町の給食センターの食材でございますけれども、光給食センターの方は、米の町内産の町内発注が99%、野菜につきましては町内産の町内発注が16%、肉類につきましては町内産の町内発注が43%、その他で町内発注の町内産が2%と大変使っております。一方、横芝給食センターの方にしますと、町内産で町内発注はしていないんですけれども、お米の方は100%、その他野菜、肉類、魚介類、その他ももうこれは使われて町内産も町内発注もいずれもされていないところであります。横芝給食センターについては、大変施設が老朽化によりまして調理ができず、外部に委託によるそういった数字だということはいくつもわかりますけれども、この辺のところも発注先等にお願いできないものなのか。

それと、当町は非常に米、野菜、また肉、魚等がおいしいものがいっぱいとれます。こういったものの販路として、チャレンジハウス等のそういう販路の積極的な行政の支援も必要だと思いますけれども、この辺のところのお考えをお聞きできたらと思います。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 今年度いつからだったか、横芝の給食センターも町内米町内発注100%でございます、今現在は。それで、精肉についても幾ばくか入るようにはなっているかなというふうに聞いております。そんな中で、ただ野菜が今の老朽化された横芝の給食センターにおいては、冷凍野菜しか使えない。今の現状が衛生上の問題で、それをちょっと許可をいただけていないという問題があって、前段の過日の全員協議会でも給食センター建設ということ視野に入れていまして、限りなく地産地消で地元で調達できるものについては地元のものを100%近づけるように、今後も努力していかなければならないし、私もそういう気持ちでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 川島富士子君。

12番（川島富士子君） 教育長にお伺いしたいと思います。

食育推進を宣言するわけでありまして、現在のこの置かれている大変危惧している社会情勢の中で、この食育がいじめ、また朝食欠食、また不登校、またそういった中で非常に影響のあることだと思いますので、現在学校関係で取り組んでいることとは思いますけれども、この宣言を受けて具体的に学校児童・生徒における取り組みをどのように積極的に行っていくかご決意があられるか伺いたいと思います。

議長（伊藤良一君） 教育長、海保教之君。

教育長（海保教之君） 今、食育、食の問題というのは子供の精神、要するに、発達段階に

重要な役割をすることは、これはもう皆さん方ご存じだと思います。

今、確かに川島富士子議員の言われたように、欠食児童と呼ばれる、要するに、学校で給食を食べることによって栄養を賄っている子供が現実にはいることは事実です。というのは、朝も食べられない。うちへ帰ってもお父さん、お母さん遅く帰るためになかなか栄養をということで、現在、給食が非常に大きな役割をしている。しかし、先般の新聞報道でわかるように、給食費の滞納等いろいろありまして、厳しい給食運営というところもあるんですけども、ここで宣言する、この町は地産地消・食育推進ということで宣言をしております。宣言をしているというよりも、教育現場においても、少しでも、まず子供たちに地域の野菜を、あるいは地域の生産物を理解させる学習、そういうものを取り入れると同時に、また、先ほどもから横芝地区においてもよい給食センターができれば積極的に取り入れていくと。それから、さまざまな教育学習課程の中でも食の大切さ等をプログラムすると。というのは家庭科の学習の中にも今はいろいろな形で調理、あるいは食の必要性、大切さということをやっておりますので、今後とも、なおさらすばらしい宣言ができ上がると思いますので、それに沿って教育現場においても積極的に子供たちにあらゆる形、学習指導、実際の食生活、そして一般的な家庭の中でも、特に保護者の方々を含めまして全体での食の楽しさや食の必要性を伝えていきたいと、そのように考えております。

以上です。

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） 原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第7号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第8、議案第7号 横芝光町スポーツ健康都市宣言についてを議

題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

椎名文雄君。

2番（椎名文雄君） 私はスポーツ大好き人間で、これは大賛成なんですけれども、残念ながら旧光町には新しくできたんだね。横芝光町文化スポーツ財団、肝心なところに視点を向けていないような気がします。それは、一番健康でなければならない人たちのスポーツ健康推進が働いている人たちです。この人たちが余り参加できないで、若者とか子供たちとかお年寄りには元気にスポーツ健康宣言で頑張っているんですけれども、その辺をこの最初ですから、文化スポーツ振興財団を最大限に大いに生かしてもらって、いろいろなことを考えていただきたいと思います。

議長（伊藤良一君） 社会文化課長、布施勇君。

社会文化課長（布施 勇君） ただいまの文化スポーツ振興財団の活用という点でございますが、文化スポーツ振興財団につきましては、旧光町から新町になってそのまま継続しているところでございますが、現在はご案内のとおり指定管理者制度に基づいて協定を結んでいるところでございます。この協定が20年3月まで協定になっておりますが、その協定に基づいたものを中心に活動していただいているわけでありますが、そのほか文化活動等についても現状の中で実施しているところでございます。

今後それらをいろいろ文化スポーツ振興財団のこれからの活用等もございまして、その財団のあり方、これらにつきまして今後また、現在検討を加えていくという考えでありますので、ひとつよろしく願いいたします。

議長（伊藤良一君） 川島富士子君。

12番（川島富士子君） 町長にお伺いします。

旧光町のこのスポーツ健康都市宣言ということにあわせて、旧光町の方で総合型地域スポーツクラブということで県のモデル地域のような形でできっと進んできたのではないかというふうに思うんですけれども、一緒になってこのすばらしさをぜひ横芝光町にあって積極的にまた進めていただければいいのではないかというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） ちょっと勉強不足で申しわけありません。総合型のスポーツ推進云々

というのは、当然のことながらおっしゃるとおり、健康でスポーツに一生懸命頑張るについては、どんどんちょっと研究をさせてもらって進めてまいりたいと、より一層のものを進めてまいりたいと思います。それでよろしいでしょうか。おっしゃるとおり、これからこの横芝光町として、横芝光町スポーツ健康都市宣言、これをきょう今からご審議いただくわけでございますけれども、そういった分に、本当に町民1人1人が今まで本当に食わず嫌いでやらなかったり、今は本当にお年寄りのグラウンドゴルフでも、今、400数十名が参加していただいている。それで実際お年寄りはそれだけかということ、決してそういうわけじゃございませんし、その辺のところもスポーツ推進の総合型の部分ということで、先ほどの椎名議員のお話もありましたとおり、各年代でいろいろと研究を進めて、どんどん促進して、また広報とか住民に周知をしていって頑張っていきたいと思いますので、ひとつ皆様のご協力もよろしくをお願いします。よろしゅうございましょうか。

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第8号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第9、議案第8号 山武郡市広域行政組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第8号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第9号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第10、議案第9号 匝瑳市横芝光町消防組規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第9号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第10号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第11、議案第10号 九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第10号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第11号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第12、議案第11号 山武都市広域水道企業団規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第11号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第12号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第13、議案第12号 八匠水道企業団規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第12号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第13号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第14、議案第13号 山武郡市環境衛生組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第13号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第14号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第15、議案第14号 東総衛生組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第14号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第15号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第16、議案第15号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第15号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第16号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第17、議案第16号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合規約の形式を左横書きに改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第16号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第17号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第18、議案第17号 千葉県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

越川洋一君。

31番（越川洋一君） 新設されます後期高齢者医療制度、これは75歳以上の高齢者を、現在加入している国民健康保険、あるいは組合健保から切り離して後期高齢者だけを被保険者とする独立した医療保険制度で、08年4月から動き出すと思います。医療保険制度による後

期高齢者の保険料徴収は年金天引きとなり、年金生活者に大変な負担になる可能性があります。さらに、保険料滞納者には短期保険証、資格証明書の発行が義務づけられることとなります。今までは、高齢者には短期保険証を発行していないことを考えますと、医者にかかれぬ老人が生まれてくることとなります。このような多くの問題点を抱えてスタートする医療制度だと思えます。この受け皿になるのが県単位の広域連合であります。受益者の声が届きにくい体制になるのは明確であります。

よって、以下の点、これからご質問いたします。

1つは、対象となる75歳以上、65歳から74歳までの寝たきり認定を受けた高齢者の横芝光町の人口は何人なのか。そのうち年金天引きになる対象者は何人か。月1万5,000円、年間18万円の年金からも天引きにされるというふうになると思いますが、いかがでしょうか。

次に、高齢者医療制度の財源構造です。これがどうなるのか。それから、推計される保険料の額、どの程度になるのか。そこを答えて、この制度の中身をひとつわかるようにしていただきたい。

以上です。

議長（伊藤良一君） 住民課長、瀬理和夫君。

住民課長（瀬理和夫君） それでは、私の方からお答えをさせていただきます。

まず、この制度の目的でございますが、75歳以上の後期高齢者を対象に、先ほど議員おっしゃるように心身の特性や生活実態等にふさわしい適切な医療の確保、給付を行い、医療の適正化を推進するため必要な措置を講じて、県内全市町村が加入する広域連合がスタートするわけでございます。また、現行の老人保健制度のもとでは、老人医療費を中心に国民医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担の公平さが指摘されておるところでございます。高齢者みずからが負担能力に応じて保険料の負担をすることを基本としつつ、国民保険の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることとして、保険制度間の公平な負担が確保されることが制度の大きな目的でございます。

また、年金がもらえる方で18万未満の対象の方が何人おられるかというご質問でございますけれども、現在、横芝光町では後期高齢者の対象となる人数が3,395人おります。このうちの年金天引き者が約8割の2,700人、それから、普通徴収、いわゆるこれは年金が18万未満、しかも、介護保険と合わせて2分の1を超える場合には普通徴収になるわけでございますけれども、この方が約2割です。3,395から2,700引きますと、約700名の方が対象になると思われま。

それから、65歳から75歳以上の方の人数でございますけれども、申しわけありませんけれども、これはちょっと手元に資料がございませんので、後ほどお答えをさせていただきたいと思えます。申しわけありません。

それから、財源構成でございますけれども、これはせんだっての全員協議会でも私、ご答弁申し上げましたけれども、現在の老人保健制度は現役世代が5割、それから、国負担が5割のうちの12分の4、それから、県と市町村が12分の1の現行の制度でございます。それが後期高齢者医療制度では、現役世代が4割、それからいわゆる75歳以上の方、あるいは65から障害もっている方、こういう方が10%、それからいわゆる公費であります国・県・市町村、これの負担については現行と変わりありません。

もう一つ、想定される保険料の額です。これは厚生労働省で試算をされております。低所得者につきましては、やはり軽減措置がございます。7割、5割、2割の軽減の措置がございます。基礎年金の受給者、これは79万円の基礎年金をもらえる方でございますけれども、この方は7割軽減に該当いたしまして、月額900円、年額で1万800円程度と試算されております。また、平均的な厚生年金受給者、厚生年金208万円でございますけれども、こちらの方の保険料が月額で6,200円、年額で7万4,400円と現在試算されております。

以上です。

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） 今、お答えいただきましたけれども、2万2,600人余りの中の3,395人がこの制度の対象になる。年金天引きは2,700人になるということですが、平成16年度税制改正、17年度の税制改正で大変な税の増税があったわけです。75歳以上のお年寄り世帯は、ことしの6月にこの住民税の大幅値上げがありました。また、来年6月には今度定率減税の全廃ということに伴って、大幅な税金の引き上げが待ち構えております。そして、翌年4月からは年金から介護保険料、高齢者医療保険料と合わせて約1万くらいの引き落としが始まることとなります。まさに悲鳴が聞こえてくる状況です。このような連続したお年寄りいじめの国の政策に対して、町はどのように考えているのか尋ねておきたい。

2点目は、単身生活者、あるいは夫婦年金生活者の中からも保険料を払えないお年寄りが多く出てくる可能性があります。そうすると、短期保険証の発行になって、これが引き金になって受診の抑制、病院に行けない老人が出てきます。国保でも資格証明書の発行を受けた被保険者の約半分が受診を控え、医療から遠ざかっているのが実態だと。当町でも資格証、短期保険証の発行枚数がここ非常に、平成18年になってふえております。

次に、市町村が保険料徴収納付事務を行うこととなりますので、町の対応というのが大きな問題になると思います。町として未納者に対する対応策、どのように考えているのか尋ねます。このような中で払えないお年寄りに対する減免制度が大きな課題となります。法定減免とあわせて町独自の減免制度というのは、今、考えておられないのかということです。

以上です。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 今、越川議員さんがおっしゃられるのも理解はできるところもありますけれども、いかんせんそのじゃ、町独自でこれからの高齢者医療を本当に担っていいのかということになりますと、いささか不安な部分もございます。まず安定して横芝光町民の高齢者の皆様方に安心して受けられる制度が、この後期高齢者医療広域連合の一つの施策なのかなど。きっとこれも県というよりも国の施策で本来始まったものだと思いますが、本当に高齢者の医療を今後増大でするであろう、この部分を町が今まで単独でやっていたわけでございますけれども、本当に町では負いきれないだろうという悲鳴の産物だと私ども理解しておりますので、そのところは重々ご理解を賜りたいなと思っておりますのでございます。

未納者に対することについては、ちょっと担当課長からお答えしてもらって金がない人にどうするかということについては、そのような減免制度もありますし、その辺のところを積極的に使っていただいて、この制度の中にもそういう部分もございますので、それなりに対処して地域の経済的に困窮なされている高齢者の皆様方にできるだけ負担がないように、私どもも努力、研究をしてまいらなければならないと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（伊藤良一君） 住民課長、瀬理和夫君。

住民課長（瀬理和夫君） それでは、払えない方への町の対応方針というご質問でございますけれども、確かにこの2割の方の徴収につきましては町が行っていくわけでございます。また、県の方から指針ですと、特にこの未納の徴収対策に対しての率に対してのペナルティーは科さないということではございますけれども、やはり県からの指導はあると思います。ということで、国民健康保険同様、ともども今、町長がおっしゃったように減免制度も活用しながら事細かに足を運びながら相談に乗って対処していきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番(越川洋一君) 若いうちから社会のため、家族のためということで、懸命に社会を支えてこれでお年寄りが、この後期高齢者と言われるこの75歳を過ぎてから、こういった形で医療の面で、負担の面で制裁を受けるなんていうのは許せないというふうに思うんですね。そうはいつでも、県下一本でやるということで、佐藤町長も住民の視点とはいうものも、ここから逃れざるを得ないというふうにも理解します。そこでやはり大事なのは町の対応ということでして、やはり光町におけるこの制度の中での困っている方の状態、きめ細かくつかんだ上での対応、いわゆるこういうお年寄りいじめの政策に対して、その推進者になるのではなくて、町民を守る側の防波堤の役割をすると、これが町長の役割だというふうに思います。そこでは、先ほどの答弁でもそのように努力するというふうな答弁聞かれましたけれども、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

議長(伊藤良一君) 小川征四郎君。

28番(小川征四郎君) 今、越川洋一議員からも質問あったんですけども、後期高齢者地域連合体そのものが保険の事業者になるということから、今、減免制度を適用すると言ってくれたんですが、この連合体に75歳以上の高齢者は所属するんですよ、今度ね。町のやっている国保から切り離してこっちへ移るということから、その広域連合そのものが町みたいに財源は自分の財源は持っていない。全部共通財源、市町村からの負担金等で賄われるということから、今、心配しているのは医療費がかさんできた場合に、結局、後期高齢者の保険料に転嫁してくるんじゃないかという心配があるんですけども、保険料に転嫁にするんじゃないか、保険料値上げという形でしか賄っていけないんじゃないかという、医療費がかさんでいった場合に、財源というものはこの連合体は持っていないですから、当然そうなった場合には共通経費の部分をふやしていくということで、自治体も負担回りがふえていくのかもしれませんが、そうならないように高齢者に転嫁するというのを前提にこれはつくられた制度ですから、その辺心配するんです。

今、軽減策ということで報告していただいたんですが、基礎年金の79万円年間の受給者が7割軽減で900円ということなんですが、このほか5割軽減、2割軽減という3段階あるんですけども、この5割軽減の所得水準が、これ幾らあるのかちょっと資料に出ていなくてわからないんですけども、教えていただきたいということと、それから、後期高齢者の所得分布ですけども、先ほど対象者が3,395人と言われて、特別徴収が2,700ということで、これは年金から引ける方の数字だと思うんですけども、保険料との関係でその現役並みの所得を持っている階層がどれくらい、何人くらいいるのか。それと、平均年金受給者、これ

は厚生年金で政府が出している資料では208万円というふうになっているんですけども、ここに所属される所得階層の方が何人くらいが対応されるのか。それと、今、言った7割軽減に該当する階層。それとあとは普通徴収年金受給者ということは、さっき言いました700人ということになるのかなというふうに思うんですけども、その状況をひとつ教えていただきたい。2つの点です。

もう一つは、この制度によって、私は医療の質の低下につながるおそれがあるのではないかというふうに思うんですけども、例えば所得階層によって保険料の納付が大変困難な人には、今、言われたように短期保険証、あるいは資格証明書、また一切なくなるということになってくるようなんですけれども、今、国は混合診療を導入しようという動きがあって、やはりそのお金の払える人と払えない人、保険の使える使えないも当然変わってくるんですけども、そういうようなおそれを私は感じるんですけども、そうしたとき、そんなときの対応を本当に町が独自にとっていけるのかどうかということが心配なものですから、そこをちょっと教えていただきたいと思います。

議長（伊藤良一君） 住民課長、瀬理和夫君。

住民課長（瀬理和夫君） この医療制度も、今回は規約というふうに提出してございますけれども、これが県下56市町村がこの12月議会で議決されたときに初めて広域連合議会へこの規約をかけるわけでございます。それで、各市町村から1名ずつの議員さんが出ていただきまして、また、連合長には当然大きい市の市長になるというふうに考えられております。細かい点につきましては、やはりまだ試算ができていないのが現実でございます。先ほど越川議員さんにおっしゃったように、標準的なモデル世帯の保険料は、先ほど私がお話ししたとおり、2つの点につきましてはこちらに資料がございます。まだ、小川議員さんにおっしゃったように、この5割軽減、こういった方がどのくらいの所得階層で幾らというような、そういう資料につきましては、まだ試算されておられません。

それから、現役並みの世代は何人くらいおられるのかということで、これは所得の金額が変わりまして、医療制度改革の中で10月から現役並みの老人の方が3割に上がったわけでございますけれども、そのときの町の発行状況ですか、こういったものを見ますと、老人の受給者が約3,800人くらいおられまして、このうちの約5%がこういった方の対象になったということで200人弱の方ですか、こういった方が対象になったわけでございます。

ということで、細かい数字につきましては、これからまたいろいろ広域連合議会の中で議論されまして、その都度資料の方も入ってくると思いますので、ちょっとその辺でうちの方

でまだいろいろ資料の方は連合の方から参ってきているわけでございますけれども、そういった点につきましてはまだ来ておりませんので、都度、来次第、皆様方にはお知らせしたいと存じております。

以上です。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 私も前からちょっと言っているんですけども、この医療問題、特に高齢者の医療については、本来私は国策でやるべきだと、教育と医療は国策でやるべきだと、私は自分の考えの中で思っております。そうした中で、私も住民の視点でという考えの中で、先ほど越川洋一議員さんの質問のときにもちょっとお答えしましたけれども、やはりこの弱者、要するに、経済的な弱者、特にお年寄りについては、今後もちょうとこのシステムについて今、住民課長ももうちょっと精査をしなきゃいかんというところの中で、実際の計数がどういう形になるかちょっと私どもも勉強不足で申しわけないんですけども、精査した中で何かしら今後、町の施策として何かできるものはないかと、ちょっと模索をしていきたいと思っておりますので、ひとつご協力、ご理解を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

〔「議長、討論」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これより討論に入ります。

初めに、原案反対の討論を許します。

越川洋一君。

31番（越川洋一君） 議案第17号 千葉県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議について、反対の立場から討論いたします。

第1に、この広域連合は後期高齢者医療制度の受け皿となる組織であります。

この制度は08年4月から導入新設の制度であります。75歳以上のお年寄りを一つの集団として実施されるものです。内容的には独立の医療制度として運営されることにより、新たな保険料の徴収が年金天引きも含めて行われます。今まで発行されなかった短期保険証、資格証明書の発行など、後期高齢者の負担増をもたらす、医者離れを促進するなどの問題が提起されております。県下一本の広域連合加入という点で仕方がない面も考えられますが、この制度導入に反対するものであります。

第2に、広域連合という新たな制度の導入についてであります。

広域連合という形態は、全県一本で、しかも議会議員は各市町村1人ずつということで、現行の地方自治体の機能を空洞化させ、広域連合には住民自治が事実上届かないことになるという点で地方自治の大後退です。広域連合制度は、現行一部事務組合にはない国や都道府県知事などから広域連合の事務や権限の一部委任、あるいは上級機関に対する事務や権限の委任要請ができる制度まで含まれております。こうした権限移譲が大幅に行われた場合、広域連合それ自体が事実上、都道府県や市町村にかわる新たな行政主体となるおそれが強い。この場合には、現行の地方自治体の機能は空洞化せざるを得なくなります。また、議員や長については間接選挙であり、住民自治は広域連合に届かない仕組みになっています。

以上のように広域連合の導入は地方自治の大後退につながるものであり、認めるわけにはいきません。

以上であります。

議長（伊藤良一君） 次に、原案賛成の討論を許します。

鈴木克征君。

13番（鈴木克征君） 私は、千葉県後期高齢者医療広域連合の設置について、賛成する立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、急速な少子・高齢化の進展の中で、国民の安心の基盤である国民皆保険を堅持し、将来にわたり持続可能なものとしていくため超高齢化社会を展望した新たな医療保険制度の実現という基本的な考えのもと、現行の老人保健医療制度にかわり創設される制度です。

この後期高齢者医療制度の最大の特徴というべき点が、全市町村が加入して設置される都道府県ごとの広域連合であります。資格管理や医療給付等の事務を一元化し、市町村の負担軽減を図るとともに、都道府県単位で全市町村が一致団結して高齢期の医療費を適正化させようとするものであります。全市町村が加入する広域連合は国内でも例がなく、各都道府県でも不安と懸念を抱いていることと思いますが、20年4月からの後期高齢者医療事務を順調にスタートさせるためには、千葉県でも広域連合をできるだけ早く設置しなければなりません。広域連合議会には全市町村からの議員を選出するなど、規約についても広域連合設立準備委員会事務局での十分な議論が伺われます。

したがって、私は本議案に賛成いたします。

議長（伊藤良一君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第17号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

質疑の途中ですが、ここで休憩いたします。再開は2時30分とします。

（午後 2時20分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時30分）

議案第18号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第19、議案第18号 平成18年度横芝光町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

・梅喜作君。

10番（・梅喜作君） 1点質問させていただきます。

予算書の16ページであります。6款の商工費について質問させていただきます。

商工費につきましては、当初予算で1,500万余の予算計上がありまして、今回725万5,000円の補正ということであります。そして、その内容は商工会館の改修工事の補助金と、それと商工会合併支援補助金と、このようなことでこのような内容でありますけれども、この会館改修の工事の補助金425万5,000円、この補助金の基準になりました工事費の総額、まずこれをお聞きをしたいと思えます。そして、その補助率が何%になるのか。

それから、商工会合併支援補助金、これの内容です。どのような内容なのか、その辺をまずお聞きをいたします。お願いします。

議長（伊藤良一君） 産業振興課長、高埜広和君。

産業振興課長（高埜広和君） まず、町長が冒頭政務報告の中で申し上げましたとおり、旧横芝町商工会、旧光町商工会は、あす、めでたく調印式を迎える運びとなりました。

その中で、いわゆる基本4項目でございますけれども、合併の方式については両方とも解

散して新たに新設するということでもあります。それから、合併の期日が19年3月31日をもって解散し、翌4月1日付で合併をするということです。それから、商工会の名称は横芝光町商工会。

次ですが、主たる事務所の位置ということで、本所は現在の横芝商工会に置くということが決定をいたしました。そういう中で、今の事務所が、いわゆる両方の職員が入る。こちら側、光側の方が言ってみれば支所という形になるそうでもありますけれども、主には向こうを使用すると、そういう中で事務所が手狭になってまいりましたので、改築をしたいということで補助金の申請がございました。

先ほどの質問の事業費でありますけれども、1,418万2,935円に対しまして、補助率30%ということで425万5,000円、これを補助するということでもあります。

それから、この30%でありますけれども、既存の補助金の交付要綱と申しましょうか、いわゆる産業振興課には農業関係の機械、あるいは施設を整備するための補助の交付要綱がございません。言ってみれば、今回のような商工会の改築等のような補助要綱がございませんでしたので、それらに準じまして30%ということに決定をいたしました。この決定に当たりましては、総合調整本部の3人の理事、それから町長にも入っていただきまして十分な協議をいたしました。その結果、町がいわゆる50年に一度の合併をしたわけであります。今、一番重要な課題、一番望まれるのは何といてもやはり住民の一体性であります。そのようなことから、農業者はもちろん商工関係者の一体性、あるいは活性化を図る意味でこの30%の補助を補助金とするということにしたわけであります。

それから、支援補助金の300万でございますが、これはいわゆる定額補助でございます。この内容といえますのは、言ってみればコンピューターシステムの統合だとか、その他事務関係のいろいろな統合をしなければなりませんので、それらに対する定額補助ということで、合わせて725万5,000円を今回補正するものでございます。

以上です。

議長（伊藤良一君） ・梅喜作君。

10番（・梅喜作君） 建物の改修につきましてはわかりましたけれども、この300万の支援補助金ですね。これはコンピューター関係といろいろ何か事務関係のあれですか、何か細かい数字がありましたら、ひとつお示しをいただきたいと、このように思います。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） これは、細かい数字は特段ございません。言うなれば引っ越し代のよ

うなところで、まさしくある意味政治判断でございますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（伊藤良一君） ・梅喜作君。

10番（・梅喜作君） 町長の裁量でこのような金額が決まったと、決めたと、このように解釈をいたしますけれども、私はこの補正予算の性質上、ここに原則みたいなものがあるんですけれども、緊急を要するもの、天災、あるいはそういう災害対応ですね。あるいは制度の改正によりまして数字が変わる。あるいは地方債の許可の見通しによる数字の確定、あるいは物価の変動等、あるいは積算の誤ったようなものを正規に正す。こういうような内容が本来、補正予算の内容になってくると私、思うんですけれども、今回合併にかかわるこの補正700万余の金額は、本来であれば合併するのはわかっていたんだから、当初予算の中でやはり予算組みをするべきであると、そのように考えます。予算の一体性とか、あるいは町長が描いた方向づけですね。そういうものが予算の中に出てくるわけなんですけれども、このような大きなものを補正でどんどん変えていきますと、何を目指した町政なのかなかなか色が出てこないと思います。いろいろきょうの一般質問の答弁を見ても、財政が継続可能なような重点的な配分をするとか、そのようなことを言っていますけれども、このようなやはり金額を補正でどんどん入れていきますと、言っていることとやっていることが違うような感覚を私、持つんですよ。その辺、町長のひとつお考えをお聞きします。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） ・梅議員おっしゃるとおり、本来であれば当初予算でということなんでしょうけれども、本来この当初予算には私はちょっと参入をさせてもらっていなかったというのがまず1点あるというのと、あと、この商工会の合併については、まだ私が就任した時点でもまだ正式な日時云々というのはわかっておりませんでした。6月議会での本予算のときには、まだその合併云々まで決まっていなかったと。最初、当初予算の中に合併協議のこの金額というのは、この金額だったかどうかちょっと定かではありませんけれども、のってあったんですよ、実は。ただ、それは実際それが合併するかどうか定かではなかったと。第1回目の商工会の合併の協議が6月20日という日にち的なことから、今後商工会の合併がいかなる部分になるのかというところで、その時点では6月の本予算においても削除をさせてもらったんです。その辺の関係から今回そういうような流れで、実際その事務所もまだ決まっていなかったし、あと、それに対して幾らの予算がかかるのかも全然検討もついていなかったんで、6月の本予算にはのせられなかったというような事情がございまして、今回このような形で補正をさせていただくことになりましたので、ご理解をよろしく願い申し

上げます。

議長（伊藤良一君） ほかに質疑。

永・貞・君。

11番（永・貞・君） 9款学校教育の件で、2点ほどちょっとお伺いをさせていただきたいと思います。

19ページ、9款の19節学校教育バス賃借料200万とありますけれども、町にバスが3台あるように聞いておりますけれども、これは町のバスがふさがっているときに使うための賃借料というふうな理解でよろしゅうございますか、その点お伺いしたいと思います。

それから、2点目に、次の同じく教育費、工事費、次のページです。小学校施設事業費379万、これ説明のときにネットLANの整備というようなことでお聞きしております。小学校のネットLAN整備ということでお聞きしておりますけれども、これは横芝光の小学校が全部LANで結ばれるような設備かどうか、この2点についてお伺いします。

議長（伊藤良一君） 教育課長、山本照男君。

教育課長（山本照男君） 19ページの9款2目の事務局費の学校教育バス賃借料200万円の計上でございますが、永・議員おっしゃられますように町に3台の町有バスがございます。それらは最優先で利用させていただいております。校外学習、それから公的機関主催のスポーツの試合などに、また部活等でも使わせていただいております。

ここで200万円の、当初200万円のバスの賃借料の予算をいただきまして運営してきたわけでございますが、合併後に旧光地域の4つの小学校、1つの中学校が山武地域に編入になりました。今までの試合の数であるとか、いろいろ学校行事等の関係で非常に校外に出向く機会が非常に多くなりまして、バスを使う例が非常に多くなったということでございます。重複いたしますが、もちろん町有バスをすべて使わせていただいて、どうしても町のバスが使えないときに民間のバスをお借りしてといたしますか、賃借をいたしまして会場の方に出向くというものでございます。そのため不足になりましたものですから、200万円の計上をお願いしているというものでございます。

それから、20ページの学校管理費の施設整備工事379万円でございますが、これはおっしゃられるとおりネットワークの工事でございます。内容につきましては、横芝小、大総小、上堺小学校の4・5・6年の教室と特別教室を結ぶネットワーク工事でございます。そのほかの光地区の小・中学校はすべて校内のネットワークの工事が、事業がすべて終わっております。今回379万円計上させていただきまして工事を行うことで、校内のネットワークが

全部終了すると。

なお、横芝と光の学校がそれぞれ結ばれるかといいますと、これはネットワーク、インターネットを通じてはつながりますけれども、独自の回線でつながるというものではございません。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 永・貞・君。

11番（永・貞・君） 大分学校も3台のバスを使っても足りないという、大分忙しいですね。わかりました。ありがとうございました。

議長（伊藤良一君） 川島富士子君。

12番（川島富士子君） 永・議員さんに関連なんですけれども、20ページのLAN工事の件でありますけれども、大分前に図書館とのLAN工事のお話を伺って、進捗状況をお伺いしたいと思います。

議長（伊藤良一君） 社会文化課長、布施勇君。

社会文化課長（布施 勇君） 図書館のいろいろ一元化に伴うコンピューターのシステムの関係でございますが、これはまだ全部終了はしてございませんが、今年度いっぱい、まだちょっとそれぞれ学校の方と調整しながら、それぞれ図書室に置いてあるコンピューターの設備なんです、現在まだあれですが、年を越して、いずれにしても2月、3月、完全に全部の学校が終わるのはそれまでかかるのかなという、いずれにしましても19年度にはこれが一斉に供用開始になるということは間違いございません。

議長（伊藤良一君） ほかに質疑。

小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 二、三点伺いたいんですが、1つは、11ページのコミュニティ活動育成事業ということで、ご説明の中で屋形の里神楽保存に関する助成ということであります。この間、私も町内にあるこういう伝統的な文化・芸能を後世に伝えるべきじゃないかということで話はしてきたんですが、これまで里神楽の後継者がいなくて、もうやめなきゃならないという話を聞いていたものですから、ここで備品をそろえるということであるので、その辺が継続できるようになったのかどうかということが1つと、このコミュニティ育成事業の事業を受ける際のルールといいますか、手続についても1つ伺いたいと思います。

もう1点は、14ページの老人福祉費の中の先ほど県の後期高齢者の広域連合の設置の条例が制定されたんですけれども、これに関するところで負担金として84万9,000円が今回準備

金として盛られております。今後の財政の負担状況について伺うんですけれども、一応厚生労働省が設置に当たって考えていたのは、75歳以上の高齢者人口、現在1,300万人というふうに見込んでいるということなんですが、その1,300万人の後期高齢者の医療費を11兆1,000億ですか、11.1兆円を予想しているということで、その中で財源の構成を見ると、その50%を国の国庫負担金や、あるいは都道府県、市町村の分担金で賄うようになっております。一応定率負担ということで市町村の負担分が8%ということで約8,000億ですか、0.8兆円が見込まれているという、これはあくまでも今の段階での見込みでしょうから変わるものだと思いますけれども、こういうことから見たときに、今後の町の負担状況ですね、財政負担がどういふふうになっていくのかちょっと伺いたいと思います。

それともう一つは、障害者福祉費、あるいは児童措置費等の増額補正がされているわけですが、ご説明の中では法改正による対象者の増加というふうの説明を受けております。どのように法改正されて、そのことによってその増加状況をもしわかたら教えていただきたいと思ひます。

もう1点は、消防設置費で今回、防災無線の戸別受信機の備品購入ということで、500台分予算組まれておりますけれども、この金額そのもの、台数そのものではなくて、今、この防災無線に関して結構いろいろ苦情が寄せられているんですけれども、この雑音が出て大変聞き苦しいということが言われるんですが、この雑音は子機の方に原因があるのか、元局の方にあるのか、その辺の原因がどうであって、その対策は講じられるのかどうか伺っておきたいと思ひます。

それとまた、今後デジタル化を計画しているということですが、そういうふうになったときの戸別受信機は、また新たなものになるのではないかと伺うんですが、その設置する時期等をいつころに設定しているのか伺ひます。

それともう一つは、防災無線に関して、何かいろいろ防災上の規定と伺ひますか、規制があるようですが、大変な財源を投入して設置するわけですから、もっともっと町民生活に、先ほどの安心・安全なまちづくりの中でも活用は言っておられましたけれども、もう少し多面的な活用ができないものか、する必要があるんじゃないかと思ひますが、その辺についてちょっと伺ひます。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、林英次君。

企画財政課長（林 英次君） それでは、コミュニティの助成事業の関係でございますけれども、こちらのコミュニティ助成事業につきましては、議員ご承知のように宝くじの普及広

報事業として実施をしている事業でございます。それぞれ一般コミュニティ助成事業、緑化推進事業、自主防災組織事業、コミュニティセンター建設事業、青少年健全育成事業など5つの区分に分けて、それぞれ一定額を交付するというものでございます。

今回の屋形の里神楽、この関係は一般コミュニティ助成事業ということで、これはお祭りに対する助成ということで太鼓、みこし、また山車等について購入費が助成されるというものでございます。そして、助成の枠でございますけれども、この一般コミュニティ助成事業につきましては100万から200万の枠で10万単位ということでございます。

それから、もう1点、継続できるようになったのかということでございますけれども、現在は継続という形で、手続でございますけれども、町から事前にこちらの方の宝くじ基金協会の方に申請を事前にいたしまして、それで枠が決められて許可がなされるというようなことでございます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 住民課長、瀬理和夫君。

住民課長（瀬理和夫君） 14ページの後期高齢者広域連合の19節の負担金の件でございますけれども、小川議員さんおっしゃったように、全国ではこの対象者が1,300万人、また現在の試算では11兆数千億円というふうに試算をされてございます。

また、この共通経費でございますが、先ほどの案の中でも説明したとおり、共通経費といたしまして県内の56市町村でそれぞれ共通経費として負担してございます。18年度の負担でございますけれども、この準備委員会、それから広域連合の負担ということで、それぞれ高齢者率、それからあるいは人口割、それからあるいは均等割ということで町の負担が決められておるわけでございます。

また、これから町の新たな経費といたしましては、当然末端の町が当然いろいろな事務的な作業をするわけでございますけれども、こういったLAN工事だとか、そういった面の負担は若干出てくると思います。ということで、この負担金につきましては、平成18年度の3月いっぱいまでの負担金80万9,000円ということでご理解を賜りたいと思います。

以上です。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、鈴木孝一君。

環境防災課長（鈴木孝一君） 防災行政無線の戸別受信機の関係に絡みまして3点のご質問がありますけれども、1点目について、雑音の関係については子機の方が親機のどちらに原因があるのかということでありますが、親機につきましては、合併に伴いまして新しくして

ありますので、今現在、我々のところにも雑音が入るといふ苦情があります。それはすべて子機の原因であります。したがって、そこら辺のあれにつきましても、子機にふぐあいがあれば交換をさせてもらっていただいております。それでデジタル化までの間、今回500台の購入を予定させてもらうところでもありますけれども、その22年のデジタル化までの間、そういう子機にふぐあいがあれば交換をするために購入するものであります。したがって、議員さん等の近所等でふぐあいがあるということであれば、環境防災課の方にご連絡いただければ、そちらのお宅へ伺って子機に原因があると判断すれば順次交換させてもらっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それと、2点目のデジタル化に伴って子機も変えるのかということでもありますけれども、デジタル化になれば子機も変えなければならないところであります。

それと、3点目の多面的活用の方法の問題でもありますけれども、行政無線全般的な管理については総務課、我々環境防災課については防災関係についてのみ使用しておりますが、これについては統括もとであります総務課と協議しながら、今、議員さんがおっしゃられました活用方法について検討させていただきたいと思っております。よろしくどうぞお願いします。

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長（高蝶文徳君） 3目障害者福祉費、20節の扶助費750万でありますけれども、これにつきましては、今まで何度も障害者自立支援法のご説明をしておりますけれども、この10月から本施行になったということで、この扶助費につきましても当初予算でもある程度お願いしてあったんですけれども、10月からの本施行ということで、実際の請求がどのくらい出てくるかという部分が読めない部分がございます、人数等はこれは変わりはありません。そのままの人数なんですけれども、実際にどのくらい出てくるかということで、10月に本施行になったということで、ある程度今年度分の数字が読めましたので、このくらい、750万円くらい不足が見込まれるということで今回補正をお願いしたということであります。以上です。

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） この期の補正予算は全体的には異論ないんですけれども、先ほど来、議論しておりました後期高齢者医療の広域連合の負担金ということがあります。私も、この高齢者にとって大変な負担を伴う制度そのものに今、疑問を持っておりますし、賛同で

きないことから、条例にも反対したわけです。こういうことからして、整合性をとるという意味もあって、この負担金には同意できないということで反対いたします。予算全体的には非常に町の努力も表明されておりますし、そういう点では同意できるんですけども、ただこの1点で賛同できませんので、そういうことで反対をいたします。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これより採決に入ります。

議案第18号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は可決することに決定いたしました。

空港問題対策の調査・検討の件

議長（伊藤良一君） 日程第20、空港問題対策の調査・検討の件を議題といたします。

本件は平成18年9月定例会において、空港問題対策特別委員会に付託いたしましたところですが、特別委員会からお手元に配付しました資料のとおり調査・検討について中間報告がありましたので、ここで報告をお願いいたします。

委員長、八・健一君。

〔空港問題対策特別委員会委員長 八・健一君登壇〕

空港問題対策特別委員会委員長（八・健一君） 空港問題対策特別委員会の中間報告を申し上げます。

本委員会は、9月定例会において空港問題対策調査・検討を目的に設置され、去る11月21日に第1回の委員会を開催し、1、騒特法に規定する防止特別区域の追加編入について。2、空港周辺地域の振興策の一環としての中台地区への企業誘致について。3、（仮称）横芝光町成田空港共栄推進委員会の設置についての3件について調査・検討を行いました。

調査の経過、結果については、お手元の委員会報告書のとおりでありましたので、ここにご報告申し上げます。

なお、3の共栄推進委員会の設置につきましては、委員会の席上、佐藤町長より横芝光町においても設置したいとの発言をいただいておりますので、あわせてご報告を申し上げます。

以上で、空港問題対策特別委員会の中間報告といたします。

〔空港問題対策特別委員会委員長 八・健一君降壇〕

議長（伊藤良一君） 以上で、委員長の報告を終わります。

陳情の件

議長（伊藤良一君） 日程第21、陳情の件を議題といたします。

常任委員会の審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長、渡辺豊君。

〔民生文教常任委員会委員長 渡辺 豊君登壇〕

民生文教常任委員会委員長（渡辺 豊君） 民生文教常任委員会のご報告をさせていただきます。

今期定例会において、民生文教委員会に付託されました陳情4件の審査の経過と結果について、ご報告を申し上げます。

当委員会は、12月5日午後3時35分に開会し、付託案件の審査を行いました。

審査の結果については、お手元に配付の報告のとおりと決定いたしました。

審査の過程で各委員から意見があり、その主なものを要約して申し上げます。

初めに、陳情第1号の格差社会を是正し、庶民の増税の中止と社会保障の拡充のため国への意見書採択を求める陳情書についてであります。国の医療制度を堅持するため、苦慮しなければならない、懸命に各種施策を推進しているのが実情であり、改悪という表現を使うことの陳情は不採択とする。また、格差の社会の拡大が社会問題となっており、医療、介護等社会保障制度を改悪してきたのが事実であり、この陳情の趣旨を国に届けるため採択すべきであるなどとの意見が出され、採決の結果、賛成少数、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第2号 障害者福祉・医療サービス利用料の応益（定率）負担を見直すよう国への意見書採択を求める陳情書についてであります。国も各種の負担軽減策を取り入れて真剣に取り組んでいるところであり、また、地方分権の中で自治体本位の真意の取り組みが対応策と考えられるので、不採択とすべきである。また、障害者自立支援法が施行され、原則1割負担となったことにより、障害負担はふえ、生存権を脅かす状態になっている制度の見直しは必要であり採択すべきであるなどとの意見が出され、採決の結果、賛成少数、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第3号 介護保険制度の改善・拡充のため国への意見書採択を求める陳情書についてであります。政府・与党において見直しを行いながら、低所得に対して緩和の措置

を講ずるものであるので不採択とすべきである。またも介護保険制度の拡充を望む声は多く、制度の改善・拡充を求めるために採択すべきであるなどとの意見が出され、採決の結果、賛成少数、不採択と決定いたしました。

最後に、陳情第4号 医療病床の廃止・削減と患者負担増の中止等国への意見書採択を求める陳情書についてであります。施設介護を望む待機者が膨大な数に上るなら、療養病床を減らすための改善の中身である。この実態に合った施設整備をするべきであり、そうした声を届けるために採択すべきであるとの意見が出されましたが、採決の結果、賛成少数、不採択と決定いたしました。

本会議におかれまして、さようご了承賜るようお願いを申し上げて、審査の結果を報告させていただきます。

〔民生文教常任委員会委員長 渡辺 豊君降壇〕

議長（伊藤良一君） 以上で、常任委員会委員長の報告を終わります。

ここでお諮りいたします。

ただいま委員長から報告のありました陳情については、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありますか。

〔「議長、異議あり」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） この陳情は4本ともまともで真剣なものだというふうに思いますけれども、これを不採択にすべきだという結論を導き出すまでにどんな審査をしたのかと、その審査の内容、発言の内容はどういうものであって、なぜ不採択だと、そういうふうな結論にしたのか、ずばりそこを尋ねます、委員長。

議長（伊藤良一君） 民生文教常任委員長、渡辺豊君。

民生文教常任委員会委員長（渡辺 豊君） 十分協議をいたしまして、皆さん方のご意見のもとに不採択といたしました。

31番（越川洋一君） 十分協議って、どんな中身言わなきゃわからないじゃないよ。どんなふうに、あれだけでないはずだよ、もっと詳しく言いなさいよ。陳情は今、規制緩和のもとに不正規雇用の拡大、片やワーキングプアという言葉が言われる、片やセレブ層の出現だというふうに言われまして、貧困率は世界第2位だと言われて、社会格差が、格差社会が大問題になっています。不公平税制が大問題になっております。そういうときに、自治体も議会も陳情者の意を尊重しなければならない。末端の住民組織が地方議会から国へ要請してほ

しいと、こういうふうに真剣に言っているわけですから、そういう住民、国民の願いだ。これにこたえる姿勢がないではないかというふうに言いたいわけですよ。議会としての制限、この陳情権、審議権、これをないがしろにするものではないかというふうに、委員長、思うんです。

〔「議長、採決」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これより陳情第1号……

31番（越川洋一君） 匝瑳市では、まだまだ……、途中だよ、まだ。匝瑳市ではこの4本ちゃんと採択しているわけです。こういうろくすっぽ審議もしないでこういうふうな結論を導き出すというのは異常じゃないですか、これ。委員長どうですか。こういうことこそ、今度来るべき4月は議員の選挙です。こんな選挙のときに住民の意見を守るなんて言っても、こういうことをないがしろにすることを徹底的に暴露しなきゃならない。教えてください。

民生文教常任委員会委員長（渡辺 豊君） 皆様のご意見を聞きまして不採択としましたから、それ以上のことは私は話しません。

議長（伊藤良一君） これより陳情第1号、陳情第2号、陳情第3号、陳情第4号について採決いたします。

〔「議長、質疑認めなさいよ」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） 採決は分割して行います。

最初に、陳情第1号 格差社会を是正し、庶民の増税の中止と社会保障の拡充のため国への意見書採択を求める陳情書について採決いたします。

この陳情書に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

陳情第1号は採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 賛成少数。

よって、陳情第1号は不採択と決定いたしました。

次に、陳情第2号 障害者の福祉・医療サービス利用料の応益（定率）負担を見直すよう国への意見書採択を求める陳情書について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

陳情第2号は採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手少数。

よって、陳情第2号は不採択と決定いたしました。

次に、陳情第3号 介護保険制度改善・拡充のため国への意見書採択を求める陳情書について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

陳情第3号は採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手少数。

よって、陳情第3号は不採択と決定いたしました。

次に、陳情第4号 医療病床の廃止・削減と患者負担増の中止等国への意見書採択を求める陳情書について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

陳情第4号は採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手少数。

よって、陳情第4号は不採択と決定いたしました。

閉会の宣告

議長（伊藤良一君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件のすべてを議了いたします。

〔「議長」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） 平成18年12月横芝光町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時17分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 伊藤 良一

議員 五木田 平和

議員 小川 征四郎